国内債券・株式バランスファンド
（確定拠出年金向け）

追加型投信　国内　資産複合　インデックス型

【投資信託説明書（請求目論見書）】

（2026年7月29日）

この目論見書により行なう国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2026年7月28日に関東財務局長に提出しており、2026年7月29日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	：	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	：	ＣＥＯ兼代表取締役社長　大越　昇一
【本店の所在の場所】	：	東京都江東区豊洲二丁目２番１号
【縦覧に供する場所】	：	該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次 2
第一部【証券情報】 3
（１）【ファンドの名称】 3
（２）【内国投資信託受益証券の形態等】 3
（３）【発行（売出）価額の総額】 3
（４）【発行（売出）価格】 3
（５）【申込手数料】 3
（６）【申込単位】 4
（７）【申込期間】 4
（８）【申込取扱場所】 4
（９）【払込期日】 4
（１０）【払込取扱場所】 4
（１１）【振替機関に関する事項】 4
（１２）【その他】 4
第二部【ファンド情報】 5
第１【ファンドの状況】 5
１【ファンドの性格】 5
２【投資方針】 10
３【投資リスク】 20
４【手数料等及び税金】 23
５【運用状況】 25
第２【管理及び運営】 35
１【申込（販売）手続等】 35
２【換金（解約）手続等】 36
３【資産管理等の概要】 37
４【受益者の権利等】 39
第３【ファンドの経理状況】 40
１【財務諸表】 43
２【ファンドの現況】 123
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】 124
第三部【委託会社等の情報】 125
第１【委託会社等の概況】 125
１【委託会社等の概況】 125
２【事業の内容及び営業の概況】 127
３【委託会社等の経理状況】 128
４【利害関係人との取引制限】 166
５【その他】 166
約款 167

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

国内債券・株式バランスファンド(確定拠出年金向け)
(以下「ファンド」といいます。)

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)
なお、当初元本は１口当り１円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

2,000 億円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額※とします。
※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては１万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前９時～午後５時
インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（5）【申込手数料】

なし

（６）【申込単位】

１円以上１円単位（当初元本１口＝1円）

（７）【申込期間】

2026年7月29日から2027年7月27日まで

＊　なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（９）【払込期日】

取得申込日の翌営業日までに申込金額を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」（または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、「受託者」（または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

◆「確定拠出年金法」に基づいて、個人又は事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。

※受益権の申込みを行なう投資者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行なう資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。

わが国の公社債および株式を実質的な主要投資対象※とし、信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

※　ファンドは、「国内債券マザーファンド」および「国内株式マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、2,000 億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

＜商品分類＞

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。
なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（国内債券･株式バランスファンド（確定拠出年金向け））

《商品分類表》

単位型･追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足分類
単 位 型 追 加 型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　） 資産複合	インデックス型 特殊型

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分固定型）） 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年 1 回 年 2 回 年 4 回 年 6 回 （隔月） 年 12 回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド･オブ･ファンズ	日経 225 TOPIX その他 （合成指数）

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。
なお、下記一般社団法人資産運用業協会のホームページでもご覧頂けます。
《一般社団法人資産運用業協会インターネットホームページアドレス》　https://www.imaj.or.jp/

◆一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023 年 1 月 19 日現在)

＜商品分類表定義＞

［単位型投信・追加型投信の区分］

(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。

(2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

［投資対象地域による区分］

(1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［投資対象資産による区分］

(1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［独立した区分］

(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF 及び MMF の運営に関する規則（以下「MRF 等規則」という。）に定める MMF をいう。

(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF 等規則に定める MRF をいう。

(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号)第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

［補足分類］

(1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

［投資対象資産による属性区分］

株式

(1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

(2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

(1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

(2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

(1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

(1)年１回…目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年２回…目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年４回…目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年６回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年 12 回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年 12 回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

(1)日経 225

(2)TOPIX

(3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるも

のをいう。

(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（２）【ファンドの沿革】

2002 年 4 月 12 日　　信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

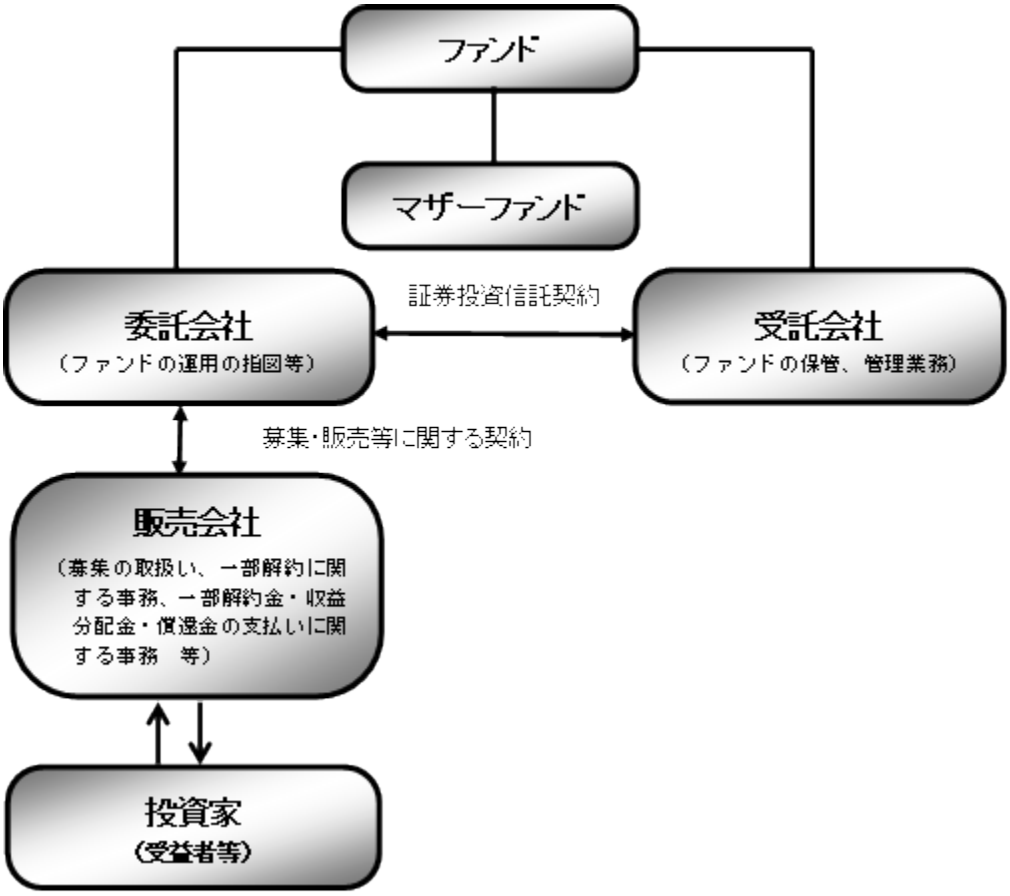

ファンド	国内債券･株式バランスファンド（確定拠出年金向け）
マザーファンド（親投資信託）	国内債券マザーファンド 国内株式マザーファンド
委託会社（委託者）	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社（受託者）	野村信託銀行株式会社

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

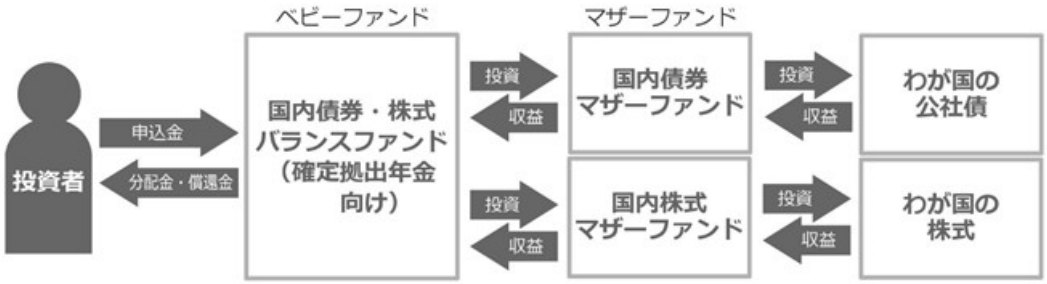

■委託会社の概況(2026 年 6 月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180 百万円

・会社の沿革

1959 年 12 月 1 日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
1997 年 10 月 1 日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000 年 11 月 1 日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693 株	100%

2 【投資方針】

（1）【投資方針】

わが国の公社債および株式を実質的な主要投資対象とし、これらに分散投資するバランス運用を行なうことで、キャピタルゲインとインカムゲインを総合したトータルリターンの獲得を目指します。

◆運用にあたっては、「国内債券マザーファンド」および「国内株式マザーファンド」の各受益証券に投資を行ないます。

◆各マザーファンドへの投資比率は 50%：50%を基本とし、原則として 3 ヵ月毎にリバランスを行ないます。

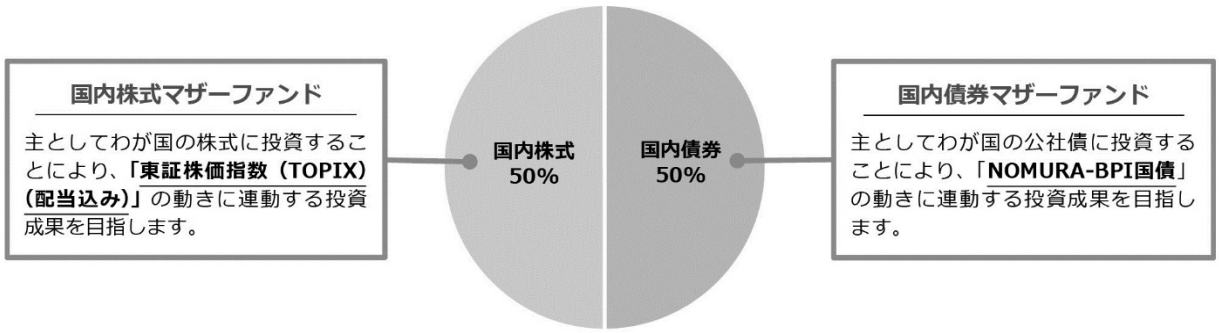

■投資プロセス■

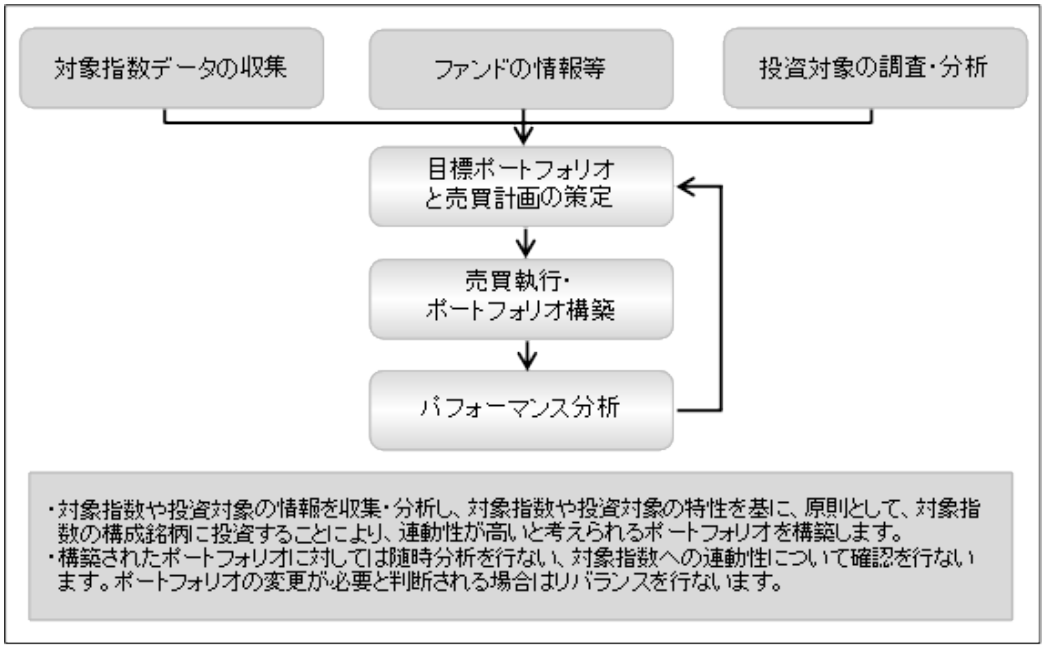

＊上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■各マザーファンドが対象とする指数の著作権等について■

NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

①配当込み TOPIX（以下「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」という。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有する。

②ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。

③ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。

④ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。

⑤本件商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではない。

⑥ＪＰＸは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。

⑦ＪＰＸは、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。

⑧以上の項目に限らず、ＪＰＸは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

（2）【投資対象】

わが国の公社債および株式を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、「国内債券マザーファンド」および「国内株式マザーファンド」の各受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債および株式に直接投資する場合があります。

■各マザーファンドの主要投資対象■

[1] 国内債券マザーファンド

わが国の公社債を主要投資対象とします。

[2] 国内株式マザーファンド

わが国の株式を主要投資対象とします。

なお、デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

① 投資の対象とする資産の種類(約款第 17 条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ 有価証券

ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、下記「(5) 投資制限⑤および⑥」に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ニ 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

2 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

② 有価証券の指図範囲(約款第 18 条第１項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内債券マザーファンド受益証券(以下「国内債券マザーファンド」といいます。)および国内株式マザーファンド受益証券(以下「国内株式マザーファンド」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

2 国債証券

3 地方債証券

4 特別の法律により法人の発行する債券

5 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債※に限ります。)

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

6 コマーシャル・ペーパー

7　外国または外国の者の発行する証券または証書で、第２号から第６号までの証券または証書の性質を有するもの

8　貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

9　外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

10　指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

11　抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第 16 号で定めるものをいいます。）

なお、第１号の証券または証書を「株式」といい、第２号から第５号までの証券および第７号のうち第２号から第５号までの証券の性質を有するものを「公社債」といいます。

③　金融商品の指図範囲(約款第 18 条第２項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1　預金

2　指定金銭信託（上記「(2) 投資対象②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）

3　コール・ローン

4　手形割引市場において売買される手形

5　貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

6　外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④　その他の投資対象

1　先物取引等

2　スワップ取引

(参考)各マザーファンドの概要

（国内債券マザーファンド)

運　用　の　基　本　方　針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2)　投資態度

①　主としてわが国の国債に投資することにより、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指します。

②　資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①　外貨建資産への投資は行ないません。

②　有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。
③　スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。
④　一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
⑤　一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（国内株式マザーファンド）
運　用　の　基　本　方　針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法
(1) 投資対象
わが国の株式を主要投資対象とします。
(2) 投資態度
①　主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。
②　非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。
③　資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
(3) 投資制限
①　株式への投資割合には制限を設けません。
②　外貨建資産への投資は行ないません。
③　同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
④　有価証券先物取引等は約款第 16 条の範囲で行ないます。
⑤　スワップ取引は約款第 17 条の範囲で行ないます。
⑥　一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
⑦　前各号の規定にかかわらず、一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

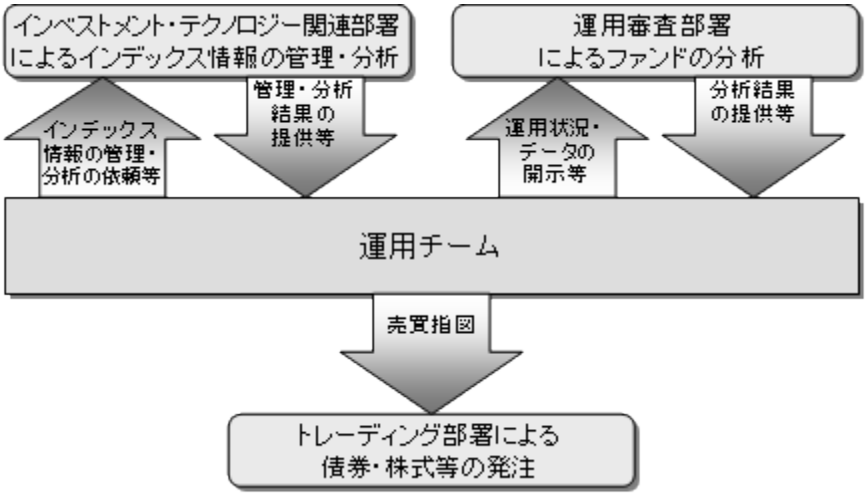

※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。

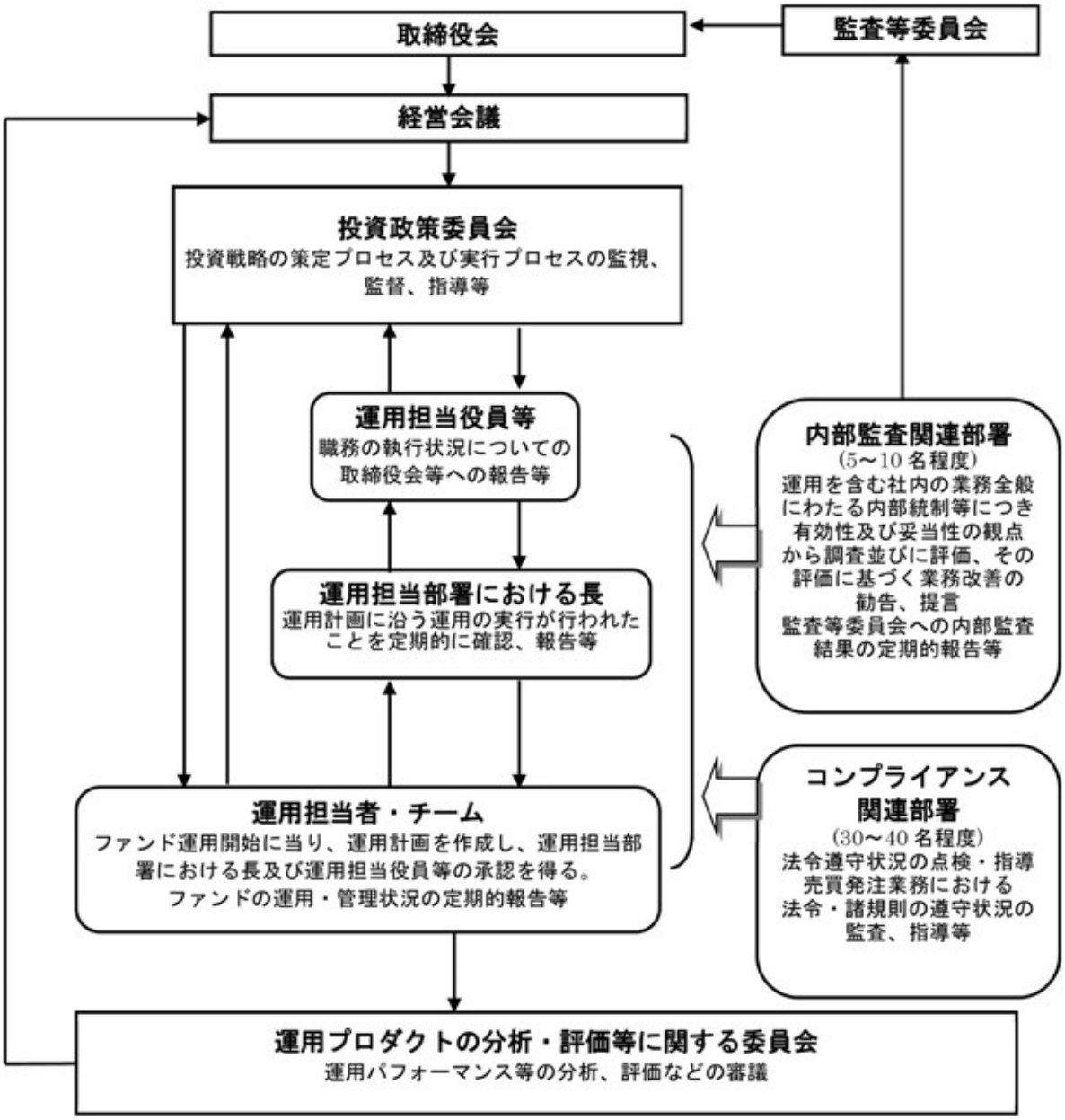

≪委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等≫

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年１回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

②収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

＊委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として**毎年５月10日**（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

（５）【投資制限】

① 株式への投資割合(運用の基本方針 ２ 運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70％未満とします。

② 外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 ２ 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資は行ないません。

③ デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。(運用の基本方針 ２ 運用方法 (3)投資制限)

④ 投資信託証券への投資割合

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への投資は行ないません。

⑤ 先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

（ｉ)委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

１ 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

２ 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに上記「(2) 投資対象 ③ 金融商品の指図範囲」の第１号から第４号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

３ コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係

る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

(ⅱ)委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

１　先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が１年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象 ③ 金融商品の指図範囲」の第１号から第４号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

２　先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象 ③ 金融商品の指図範囲」の第１号から第４号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

３　コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

⑥　スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第 24 条)

(ⅰ)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

(ⅱ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ⅲ)スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(ⅳ)上記(ⅲ)において各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に各マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する各マザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ⅴ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って評価するものとします。

(ⅵ)委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦　投資する株式の範囲(約款第 20 条)

委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

⑧　同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針　２　運用方法　(3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑨　同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針　2　運用方法　(3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩　信用取引の指図範囲(約款第22条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1　信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

2　株式分割により取得する株券

3　有償増資により取得する株券

4　売り出しにより取得する株券

5　信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

⑪　有価証券の貸付の指図および範囲(約款第26条)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1　株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2　公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ⅲ)委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑫　資金の借入れ(約款第34条)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ⅱ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ⅲ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ⅳ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑬　一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ

10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針　2　運用方法　(3)投資制限)

⑭　同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(ⅰ)の数が(ⅱ)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(ⅰ)委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ⅱ)当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**

したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

[株価変動リスク]

◆ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

[債券価格変動リスク]

◆債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

※　基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部また

は全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図

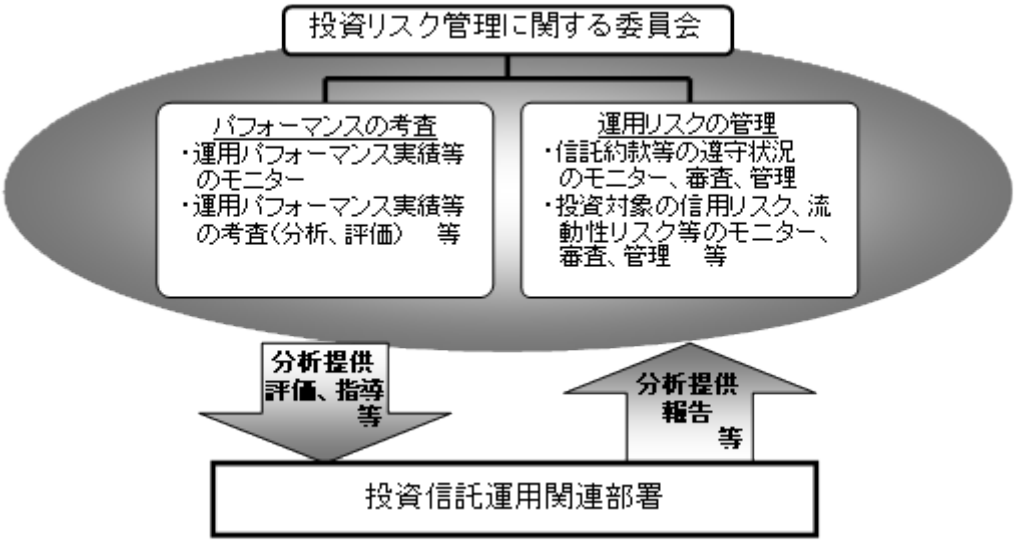

※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較（2021年6月末～2026年5月末：月次）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

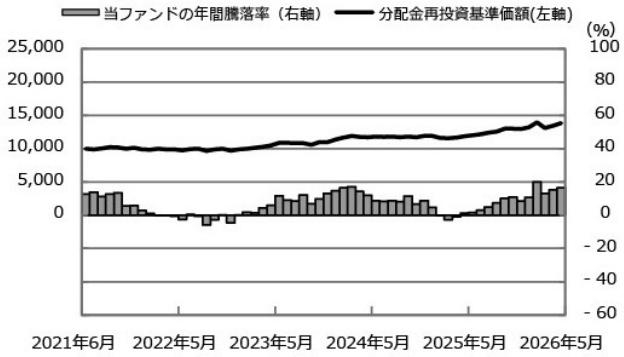

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

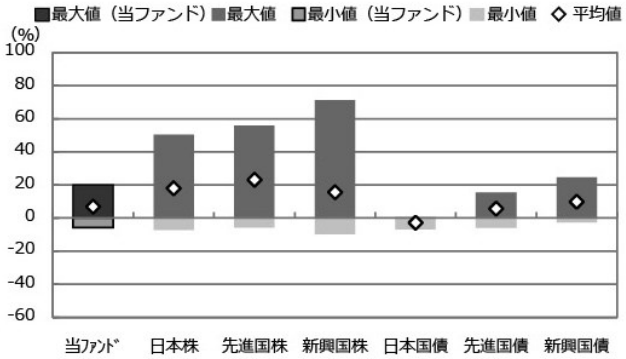

	当ﾌｧﾝﾄﾞ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**20.1**	50.5	55.7	71.2	0.6	15.4	24.5
最小値（%）	△ **5.8**	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値（%）	**6.8**	17.9	23.1	15.6	△ 2.8	5.7	9.8

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年6月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2021年6月から2026年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2021年6月から2026年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
○先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
○新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
○日本国債：NOMURA-BPI国債
○先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
○新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。
○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料はありません。

（2）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.572％（税抜年0.52％）の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
年0.22％	年0.25％	年0.05％

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

≪支払先の役務の内容≫

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	口座内でのファンドの管理および事務手続き、購入後の情報提供、各種書類の送付等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（4）【その他の手数料等】

① ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

② ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

③ ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は信託財産から支払われます。

④ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

＊これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税、復興特別所得税および地方税がかかりません。

なお、上記以外の受益者(法人)の場合の課税の取扱いは下記の通りです。

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%)の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

◆換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。

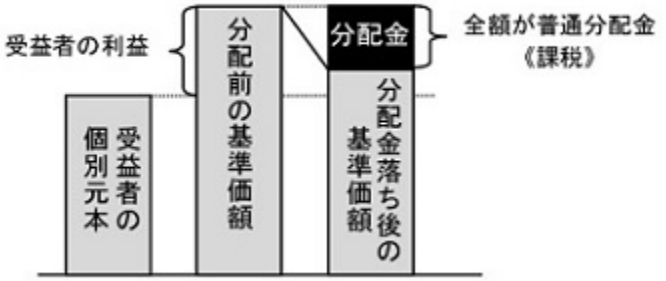

②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

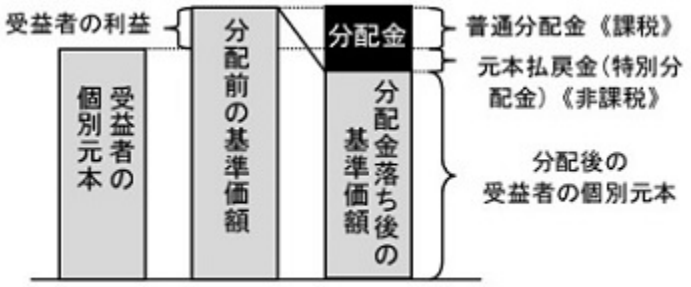

※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※上記は 2026 年 5 月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：%）

	総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	0.57	0.57	0.00

（2025年5月13日～2026年5月11日）

＊総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
＊交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
＊各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
＊各比率は、年率換算した値です。
＊マザーファンドが支払った費用を含みます。
＊その他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。
＊上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
＊最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

５【運用状況】

以下は 2026 年 5 月 29 日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	578,370,454	99.96
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	229,482	0.03
合計（純資産総額）		578,599,936	100.00

（参考）国内債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	15,045,835,800	99.24
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	113,795,671	0.75
合計（純資産総額）		15,159,631,471	100.00

（参考）国内株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	1,063,555,978,580	97.19
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	30,726,170,731	2.80
合計（純資産総額）		1,094,282,149,311	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）

株価指数先物取引	買建	日本	17,630,900,000	1.61

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	63,317,339	4.5349	287,137,801	4.6743	295,964,237	51.15
2	日本	親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド	247,616,149	1.1473	284,101,546	1.1405	282,406,217	48.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.96
合　　計	99.96

（参考）国内債券マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
1	日本	国債証券	国庫債券　利付（２年）第４８１回	210,000,000	99.96	209,928,600	99.99	209,981,100	1.3	2028/2/1	1.38
2	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３８２回	200,000,000	97.70	195,402,100	98.01	196,032,000	2.4	2036/3/20	1.29
3	日本	国債証券	国庫債券　ＣＴ利付（１０年）第１回	210,000,000	89.17	187,271,700	88.84	186,574,500	0.7	2033/12/20	1.23
4	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３５０回	190,000,000	97.72	185,668,000	97.82	185,858,000	0.1	2028/3/20	1.22
5	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１７７回	180,000,000	97.94	176,297,400	98.10	176,587,200	1.1	2029/12/20	1.16
6	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１７８回	180,000,000	97.27	175,093,200	97.41	175,345,200	1	2030/3/20	1.15
7	日本	国債証券	国庫債券　利付（２年）第４８３回	170,000,000	100.06	170,108,800	100.09	170,166,600	1.4	2028/4/1	1.12
8	日本	国債証券	国庫債券　利付（２年）第４７８回	170,000,000	99.63	169,384,600	99.67	169,454,300	1	2027/11/1	1.11
9	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１８３回	170,000,000	98.87	168,087,500	98.92	168,179,300	1.6	2030/12/20	1.10
10	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６８回	180,000,000	88.89	160,005,600	88.73	159,714,000	0.2	2032/9/20	1.05
11	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６１回	160,000,000	97.68	156,291,200	97.81	156,504,000	0.3	2028/6/20	1.03
12	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７８回	170,000,000	92.15	156,668,600	91.43	155,444,600	1.4	2035/3/20	1.02

13	日本	国債証券	国庫債券　ＣＴ利付（５年）第２回	160,000,000	96.74	154,790,400	96.92	155,080,000	0.5	2029/6/20	1.02
14	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１８５回	150,000,000	100.48	150,721,500	100.50	150,759,000	2	2031/3/20	0.99
15	日本	国債証券	国庫債券　利付（２年）第４８０回	150,000,000	99.67	149,517,000	99.72	149,580,000	1.1	2028/1/1	0.98
16	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３８０回	160,000,000	93.79	150,064,000	92.94	148,710,400	1.7	2035/9/20	0.98
17	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１８１回	150,000,000	97.84	146,760,000	97.92	146,886,000	1.3	2030/9/20	0.96
18	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１７４回	150,000,000	96.94	145,417,500	97.11	145,671,000	0.7	2029/9/20	0.96
19	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１７９回	150,000,000	96.92	145,383,000	97.03	145,549,500	1	2030/6/20	0.96
20	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６７回	160,000,000	89.47	143,156,800	89.36	142,984,000	0.2	2032/6/20	0.94
21	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３５６回	150,000,000	95.02	142,531,500	95.21	142,825,500	0.1	2029/9/20	0.94
22	日本	国債証券	国庫債券　ＣＴ利付（１０年）第２回	150,000,000	90.89	136,345,500	90.41	135,622,500	1	2034/3/20	0.89
23	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６６回	150,000,000	90.04	135,069,000	89.99	134,985,000	0.2	2032/3/20	0.89
24	日本	国債証券	国庫債券　利付（２０年）第１０７回	130,000,000	101.54	132,007,200	101.60	132,080,000	2.1	2028/12/20	0.87
25	日本	国債証券	国庫債券　利付（２年）第４８４回	130,000,000	100.07	130,093,600	100.06	130,084,500	1.4	2028/5/1	0.85
26	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７５回	140,000,000	91.20	127,691,200	90.64	126,904,400	1.1	2034/6/20	0.83
27	日本	国債証券	国庫債券　ＣＴ利付（５年）第１回	130,000,000	97.01	126,115,600	97.26	126,443,200	0.3	2028/12/20	0.83
28	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７７回	130,000,000	91.01	118,320,800	90.36	117,469,300	1.2	2034/12/20	0.77
29	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１８０回	120,000,000	97.32	116,787,600	97.42	116,914,800	1.1	2030/6/20	0.77
30	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３８１回	120,000,000	96.78	116,145,600	95.84	115,011,600	2.1	2035/12/20	0.75

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	99.24
合　　計	99.24

（参考）国内株式マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)

1	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	11,938,400	2,856.95	34,107,453,242	2,999.00	35,803,261,600	3.27
2	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	10,214,400	2,870.75	29,323,017,592	3,042.00	31,072,204,800	2.83
3	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	3,693,800	5,747.00	21,228,280,800	7,491.00	27,670,255,800	2.52
4	日本	株式	日立製作所	電気機器	4,888,500	4,887.72	23,893,638,727	5,166.00	25,253,991,000	2.30
5	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	4,125,300	5,661.59	23,355,766,170	5,819.00	24,005,120,700	2.19
6	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	6,628,300	3,372.49	22,353,928,857	3,444.00	22,827,865,200	2.08
7	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	403,600	52,077.38	21,018,430,568	52,420.00	21,156,712,000	1.93
8	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,632,900	6,890.03	18,140,759,987	7,195.00	18,943,715,500	1.73
9	日本	株式	三菱商事	卸売業	3,732,600	5,252.80	19,606,601,280	5,065.00	18,905,619,000	1.72
10	日本	株式	村田製作所	電気機器	1,833,600	5,967.70	10,942,376,475	9,625.00	17,648,400,000	1.61
11	日本	株式	キーエンス	電気機器	192,200	82,273.58	15,812,983,653	80,110.00	15,397,142,000	1.40
12	日本	株式	三井物産	卸売業	2,881,700	5,648.69	16,277,832,208	5,290.00	15,244,193,000	1.39
13	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	578,600	28,769.52	16,646,044,692	26,170.00	15,141,962,000	1.38
14	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1,375,500	7,707.38	10,601,509,440	10,570.00	14,539,035,000	1.32
15	日本	株式	三菱電機	電気機器	2,125,800	6,447.27	13,705,608,620	6,558.00	13,940,996,400	1.27
16	日本	株式	三菱重工業	機械	3,636,200	4,381.89	15,933,430,048	3,806.00	13,839,377,200	1.26
17	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,945,500	7,150.66	13,911,610,345	7,111.00	13,834,450,500	1.26
18	日本	株式	信越化学工業	化学	1,711,600	7,572.67	12,961,382,044	7,758.00	13,278,592,800	1.21
19	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	6,832,800	1,982.94	13,549,079,610	1,935.50	13,224,884,400	1.20
20	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	137,200	75,054.78	10,297,516,208	82,330.00	11,295,676,000	1.03
21	日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	364,700	27,235.31	9,932,717,748	27,080.00	9,876,076,000	0.90
22	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,715,100	5,162.02	8,853,392,715	5,118.00	8,777,881,800	0.80
23	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	684,600	11,211.83	7,675,623,916	12,585.00	8,615,691,000	0.78
24	日本	株式	任天堂	その他製品	1,202,400	7,020.03	8,440,888,630	7,148.00	8,594,755,200	0.78
25	日本	株式	住友商事	卸売業	1,201,900	7,206.41	8,661,384,179	7,099.00	8,532,288,100	0.77
26	日本	株式	パナソニック　ホールディングス	電気機器	2,292,800	3,334.55	7,645,465,034	3,700.00	8,483,360,000	0.77
27	日本	株式	ルネサスエレクトロニクス	電気機器	1,881,800	3,502.55	6,591,108,260	4,500.00	8,468,100,000	0.77
28	日本	株式	丸紅	卸売業	1,551,300	5,418.01	8,404,967,544	5,196.00	8,060,554,800	0.73
29	日本	株式	ＮＴＴ	情報・通信業	52,913,500	148.40	7,852,623,840	149.50	7,910,568,250	0.72
30	日本	株式	キオクシアホールディングス	電気機器	117,800	45,989.58	5,417,573,326	65,850.00	7,757,130,000	0.70

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.06
		鉱業	0.34
		建設業	2.08
		食料品	2.53
		繊維製品	0.30
		パルプ・紙	0.12
		化学	4.76

		医薬品	3.19
		石油・石炭製品	0.47
		ゴム製品	0.51
		ガラス・土石製品	0.84
		鉄鋼	0.62
		非鉄金属	2.76
		金属製品	0.47
		機械	5.92
		電気機器	21.14
		輸送用機器	5.15
		精密機器	1.84
		その他製品	1.80
		電気・ガス業	1.16
		陸運業	1.74
		海運業	0.48
		空運業	0.25
		倉庫・運輸関連業	0.12
		情報・通信業	6.67
		卸売業	7.51
		小売業	3.76
		銀行業	10.53
		証券、商品先物取引業	0.83
		保険業	3.12
		その他金融業	1.18
		不動産業	1.61
		サービス業	3.17
合　　計			97.19

②【投資不動産物件】

国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）

該当事項はありません。

（参考）国内債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）

該当事項はありません。

（参考）国内債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX 先物(2026 年 06 月限)	買建	445	日本円	17,393,662,585	17,630,900,000	1.61

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）

2026 年 5 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 16 計算期間 (2017 年 5 月 10 日)	289	289	1.5949	1.5954
第 17 計算期間 (2018 年 5 月 10 日)	350	350	1.7066	1.7071
第 18 計算期間 (2019 年 5 月 10 日)	373	373	1.6248	1.6253
第 19 計算期間 (2020 年 5 月 11 日)	391	391	1.6116	1.6121
第 20 計算期間 (2021 年 5 月 10 日)	480	480	1.8627	1.8632
第 21 計算期間 (2022 年 5 月 10 日)	470	470	1.8130	1.8135
第 22 計算期間 (2023 年 5 月 10 日)	500	500	1.9263	1.9268
第 23 計算期間 (2024 年 5 月 10 日)	559	559	2.1765	2.1770
第 24 計算期間 (2025 年 5 月 12 日)	495	495	2.1869	2.1874
第 25 計算期間 (2026 年 5 月 11 日)	570	570	2.5366	2.5366
2025 年 5 月末日	507	—	2.2064	—
6 月末日	508	—	2.2332	—
7 月末日	506	—	2.2554	—
8 月末日	516	—	2.3017	—
9 月末日	525	—	2.3348	—
10 月末日	544	—	2.4098	—
11 月末日	540	—	2.4112	—
12 月末日	542	—	2.4074	—
2026 年 1 月末日	548	—	2.4465	—
2 月末日	580	—	2.5918	—
3 月末日	546	—	2.4297	—

4月末日	562	—	2.4984	—
5月末日	578	—	2.5676	—

②【分配の推移】

国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）

	計算期間	1口当たりの分配金
第16計算期間	2016年 5月11日～2017年 5月10日	0.0005円
第17計算期間	2017年 5月11日～2018年 5月10日	0.0005円
第18計算期間	2018年 5月11日～2019年 5月10日	0.0005円
第19計算期間	2019年 5月11日～2020年 5月11日	0.0005円
第20計算期間	2020年 5月12日～2021年 5月10日	0.0005円
第21計算期間	2021年 5月11日～2022年 5月10日	0.0005円
第22計算期間	2022年 5月11日～2023年 5月10日	0.0005円
第23計算期間	2023年 5月11日～2024年 5月10日	0.0005円
第24計算期間	2024年 5月11日～2025年 5月12日	0.0005円
第25計算期間	2025年 5月13日～2026年 5月11日	0.0000円

③【収益率の推移】

国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）

	計算期間	収益率
第16計算期間	2016年 5月11日～2017年 5月10日	8.6%
第17計算期間	2017年 5月11日～2018年 5月10日	7.0%
第18計算期間	2018年 5月11日～2019年 5月10日	△4.8%
第19計算期間	2019年 5月11日～2020年 5月11日	△0.8%
第20計算期間	2020年 5月12日～2021年 5月10日	15.6%
第21計算期間	2021年 5月11日～2022年 5月10日	△2.6%
第22計算期間	2022年 5月11日～2023年 5月10日	6.3%
第23計算期間	2023年 5月11日～2024年 5月10日	13.0%
第24計算期間	2024年 5月11日～2025年 5月12日	0.5%
第25計算期間	2025年 5月13日～2026年 5月11日	16.0%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第16計算期間	2016年 5月11日～2017年 5月10日	26,093,201	9,928,912	181,584,139
第17計算期間	2017年 5月11日～2018年 5月10日	41,202,901	17,234,351	205,552,689

第 18 計算期間	2018 年 5 月 11 日～2019 年 5 月 10 日	41,397,324	17,197,548	229,752,465
第 19 計算期間	2019 年 5 月 11 日～2020 年 5 月 11 日	38,974,950	26,046,834	242,680,581
第 20 計算期間	2020 年 5 月 12 日～2021 年 5 月 10 日	52,535,022	37,140,438	258,075,165
第 21 計算期間	2021 年 5 月 11 日～2022 年 5 月 10 日	37,242,989	35,906,809	259,411,345
第 22 計算期間	2022 年 5 月 11 日～2023 年 5 月 10 日	21,446,896	21,060,706	259,797,535
第 23 計算期間	2023 年 5 月 11 日～2024 年 5 月 10 日	21,504,923	24,325,608	256,976,850
第 24 計算期間	2024 年 5 月 11 日～2025 年 5 月 12 日	14,563,328	44,796,658	226,743,520
第 25 計算期間	2025 年 5 月 13 日～2026 年 5 月 11 日	17,908,244	19,630,420	225,021,344

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

≪参考情報≫

運用実績（2026年5月29日現在）

基準価額・純資産の推移（日次）

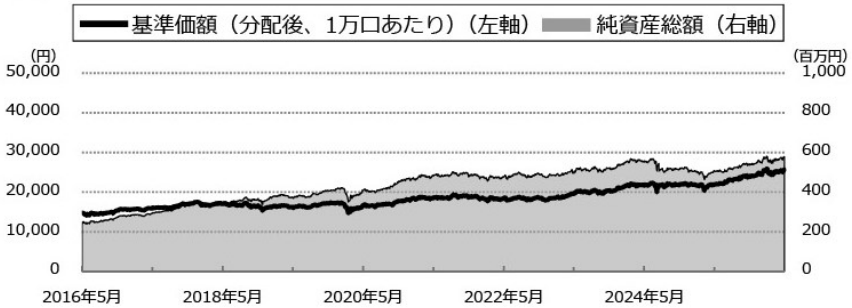

分配の推移

（1万口あたり、課税前）

2026年5月	0　円
2025年5月	5　円
2024年5月	5　円
2023年5月	5　円
2022年5月	5　円
設定来累計	125　円

主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率（上位）

・「国内債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	国庫債券　利付（２年）第４８１回	国債証券	0.7
2	国庫債券　利付（１０年）第３８２回	国債証券	0.6
3	国庫債券　ＣＴ利付（１０年）第１回	国債証券	0.6
4	国庫債券　利付（１０年）第３５０回	国債証券	0.6
5	国庫債券　利付（５年）第１７７回	国債証券	0.6
6	国庫債券　利付（５年）第１７８回	国債証券	0.6
7	国庫債券　利付（２年）第４８３回	国債証券	0.5
8	国庫債券　利付（２年）第４７８回	国債証券	0.5
9	国庫債券　利付（５年）第１８３回	国債証券	0.5
10	国庫債券　利付（１０年）第３６８回	国債証券	0.5

・「国内株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	1.7
2	トヨタ自動車	輸送用機器	1.4
3	ソフトバンクグループ	情報・通信業	1.3
4	日立製作所	電気機器	1.2
5	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.1
6	ソニーグループ	電気機器	1.1
7	東京エレクトロン	電気機器	1.0
8	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	0.9
9	三菱商事	卸売業	0.9
10	村田製作所	電気機器	0.8

年間収益率の推移（暦年ベース）

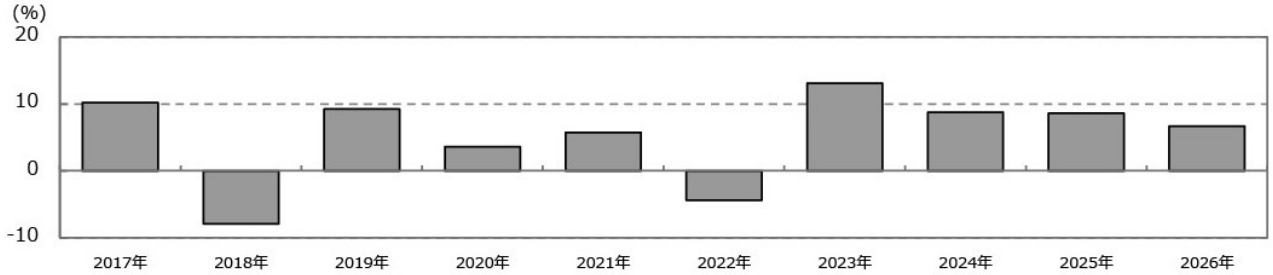

・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2)申込締切時間

原則、午後３時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)販売単位

１円以上１円単位（当初元本１口＝1円）とします。

(4)販売価額

取得申込日の基準価額とします。

(5)申込代金の支払い

取得申込日の翌営業日までに申込金額を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

(6)申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

(7)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞　営業日の午前９時～午後５時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

２【換金（解約）手続等】

(1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後３時30分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)換金単位

１口単位で一部解約の実行を請求することができます。

(4)換金価額

解約申込みの受付日の基準価額となります。

(5)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(6)換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して５営業日目から販売会社において支払います。

(7)解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けを中止した場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

(8)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞　営業日の午前９時～午後５時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法※により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては１万口当りの価額で表示されます。

※一部償却原価法とは、残存期間１年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します※。 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） ③価格情報会社の提供する価額
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

※　残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞　営業日の午前９時～午後５時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします(2002年４月12日設定)。

（4）【計算期間】

原則として毎年５月11日から翌年５月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

（ａ）ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ｂ）信託期間の終了

（ⅰ）委託者は、上記「（ａ）ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（ⅱ）上記（ⅰ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

（ⅲ）上記（ⅱ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記（ａ）の信託契約の解約をしません。

（ⅳ）委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（ⅴ）上記（ⅱ）から（ⅳ）までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（ⅱ）の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

（ⅵ）委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

（ⅶ）委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「（ｄ）信託約款の変更（ⅳ）」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

（ⅷ）受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ｃ）運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

（ｄ）信託約款の変更

（ⅰ）委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

（ⅱ）委託者は、上記（ⅰ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（ⅲ）上記（ⅱ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

（ⅳ）上記（ⅲ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えると

きは、上記(ｉ)の信託約款の変更をしません。

(ｖ)委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(vi)委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(ｉ)から(ｖ)までの規定にしたがいます。

（ｅ）公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（ｆ）反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(ｂ)信託期間の終了」(ｉ)または「(ｄ)信託約款の変更」(ⅱ)に規定する公告または書面に付記します。

（ｇ）関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の３ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則１年毎に自動的に更新されるものとします。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、「自動けいぞく投資契約」に基づいて自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して５営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2　換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第３【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期計算期間（2025年5月13日から2026年5月11日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２６年7月１０日

野村アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会　　御　中

EY 新日本有限責任監査法人

東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　長谷川　敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国内債券･株式バランスファンド（確定拠出年金向け）の２０２５年５月１３日から２０２６年５月１１日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国内債券･株式バランスファンド（確定拠出年金向け）の２０２６年５月１１日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第24期 (2025年 5月12日現在)	第25期 (2026年 5月11日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,604,453	1,738,288
親投資信託受益証券	495,668,468	570,556,532
未収入金	153,058	79,966
未収利息	21	35
流動資産合計	497,426,000	572,374,821
資産合計	497,426,000	572,374,821
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	113,371	-
未払受託者報酬	138,234	152,006
未払委託者報酬	1,299,357	1,428,815
その他未払費用	8,232	9,058
流動負債合計	1,559,194	1,589,879
負債合計	1,559,194	1,589,879
純資産の部		
元本等		
元本	226,743,520	225,021,344
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	269,123,286	345,763,598
（分配準備積立金）	127,034,585	188,928,572
元本等合計	495,866,806	570,784,942
純資産合計	495,866,806	570,784,942
負債純資産合計	497,426,000	572,374,821

（2）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第24期 自 2024年 5月11日 至 2025年 5月12日	第25期 自 2025年 5月13日 至 2026年 5月11日
営業収益		
受取利息	2,993	5,858
有価証券売買等損益	4,558,180	82,175,776
営業収益合計	4,561,173	82,181,634
営業費用		
受託者報酬	287,170	293,420
委託者報酬	2,699,310	2,758,035

その他費用	17,106	17,473
営業費用合計	3,003,586	3,068,928
営業利益又は営業損失（△）	1,557,587	79,112,706
経常利益又は経常損失（△）	1,557,587	79,112,706
当期純利益又は当期純損失（△）	1,557,587	79,112,706
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△938,291	3,696,962
期首剰余金又は期首欠損金（△）	302,320,546	269,123,286
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,121,601	24,599,451
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,121,601	24,599,451
剰余金減少額又は欠損金増加額	52,701,368	23,374,883
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	52,701,368	23,374,883
分配金	113,371	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	269,123,286	345,763,598

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2025年 5月13日から2026年5月11日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第24期 2025年 5月12日現在	第25期 2026年 5月11日現在
1．　計算期間の末日における受益権の総数 226,743,520口	1．　計算期間の末日における受益権の総数 225,021,344口
2．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　2.1869円 （10,000口当たり純資産額）（21,869円）	2．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　2.5366円 （10,000口当たり純資産額）（25,366円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第24期
自 2024年 5月11日
至 2025年 5月12日

1.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,705,129円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	202,431,566円
分配準備積立金額	D	121,442,827円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	329,579,522円
当ファンドの期末残存口数	F	226,743,520口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	14,535円
10,000口当たり分配金額	H	5円

第25期
自 2025年 5月13日
至 2026年 5月11日

1.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,381,770円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	63,091,997円
収益調整金額	C	210,563,551円
分配準備積立金額	D	116,454,805円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	399,492,123円
当ファンドの期末残存口数	F	225,021,344口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	17,753円
10,000口当たり分配金額	H	0円

収益分配金金額	I=F×H/10,000	113,371円

収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第24期 自 2024年 5月11日 至 2025年 5月12日	第25期 自 2025年 5月13日 至 2026年 5月11日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第24期 2025年 5月12日現在	第25期 2026年 5月11日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	２．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第24期 自 2024年 5月11日 至 2025年 5月12日	第25期 自 2025年 5月13日 至 2026年 5月11日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

１ 元本の移動

第24期	第25期

自 2024年 5月11日 至 2025年 5月12日		自 2025年 5月13日 至 2026年 5月11日	
期首元本額	256,976,850円	期首元本額	226,743,520円
期中追加設定元本額	14,563,328円	期中追加設定元本額	17,908,244円
期中一部解約元本額	44,796,658円	期中一部解約元本額	19,630,420円

２ 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第24期 自 2024年 5月11日 至 2025年 5月12日	第25期 自 2025年 5月13日 至 2026年 5月11日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	5,338,590	70,361,409
合計	5,338,590	70,361,409

３ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式(2026年5月11日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2026年5月11日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	63,831,118	289,467,737	
		国内債券マザーファンド	244,957,556	281,088,795	
	小計	銘柄数：2	308,788,674	570,556,532	
		組入時価比率：100.0%		100.0%	
合計				570,556,532	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「国内債券マザーファンド」および「国内株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（2026年 5月11日現在）

資産の部

流動資産	
コール・ローン	39,960,061
国債証券	14,655,942,550
未収利息	51,897,811
前払費用	4,038,729
流動資産合計	14,751,839,151
資産合計	14,751,839,151
負債の部	
流動負債	
未払解約金	12,428,645
流動負債合計	12,428,645
負債合計	12,428,645
純資産の部	
元本等	
元本	12,844,850,699
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,894,559,807
元本等合計	14,739,410,506
純資産合計	14,739,410,506
負債純資産合計	14,751,839,151

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2026年 5月11日現在	
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.1475円
(10,000口当たり純資産額)	(11,475円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2025年 5月13日 至 2026年 5月11日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。
○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2026 年 5 月 11 日現在

１．貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法
国債証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2026 年 5 月 11 日現在	
期首	2025 年 5 月 13 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	14,816,225,186 円
同期中における追加設定元本額	7,153,629,499 円
同期中における一部解約元本額	9,125,003,986 円
期末元本額	12,844,850,699 円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	363,345,667 円
バランスセレクト５０	543,008,663 円
バランスセレクト７０	373,329,603 円
ネクストコア	63,255,014 円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	33,921,052 円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	79,929,097 円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	50,438,255 円
野村日本国債インデックスファンド（確定拠出年金向け）	4,442,123,330 円
国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）	244,957,556 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	5,622,182,545 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	1,028,359,917 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表
(1)株式(2026 年 5 月 11 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2026 年 5 月 11 日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券　利付（２年）第４７７回	280,000,000	279,157,200	
		国庫債券　利付（２年）第４７８回	170,000,000	169,384,600	
		国庫債券　利付（２年）第４８０回	150,000,000	149,517,000	
		国庫債券　利付（２年）第４８１回	210,000,000	209,928,600	

		国庫債券　利付（２年）第４８２回	10,000,000	9,992,900	
		国庫債券　利付（２年）第４８３回	170,000,000	170,108,800	
		国庫債券　利付（５年）第１５６回	30,000,000	29,487,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５７回	30,000,000	29,370,300	
		国庫債券　利付（５年）第１５８回	50,000,000	48,860,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７０回	60,000,000	58,206,600	
		国庫債券　利付（５年）第１７１回	10,000,000	9,640,500	
		国庫債券　利付（５年）第１７３回	50,000,000	48,313,500	
		国庫債券　利付（５年）第１７４回	150,000,000	145,417,500	
		国庫債券　利付（５年）第１７５回	100,000,000	97,247,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７６回	80,000,000	78,082,400	
		国庫債券　利付（５年）第１７７回	180,000,000	176,297,400	
		国庫債券　利付（５年）第１７８回	180,000,000	175,093,200	
		国庫債券　利付（５年）第１７９回	150,000,000	145,383,000	
		国庫債券　利付（５年）第１８０回	120,000,000	116,787,600	
		国庫債券　利付（５年）第１８１回	150,000,000	146,760,000	
		国庫債券　利付（５年）第１８２回	50,000,000	49,132,000	
		国庫債券　利付（５年）第１８３回	170,000,000	168,087,500	
		国庫債券　利付（４０年）第１回	30,000,000	24,925,800	
		国庫債券　利付（４０年）第２回	40,000,000	31,459,600	
		国庫債券　利付（４０年）第３回	40,000,000	30,946,400	
		国庫債券　利付（４０年）第４回	40,000,000	30,253,200	
		国庫債券　利付（４０年）第５回	50,000,000	35,593,000	
		国庫債券　利付（４０年）第６回	50,000,000	34,380,000	
		国庫債券　利付（４０年）第７回	40,000,000	25,979,200	
		国庫債券　利付（４０年）第８回	45,000,000	26,569,800	
		国庫債券　利付（４０年）第９回	50,000,000	20,246,500	
		国庫債券　利付（４０年）第１０回	50,000,000	24,398,500	
		国庫債券　利付（４０年）第１１回	40,000,000	18,441,600	
		国庫債券　利付（４０年）第１２回	40,000,000	15,795,600	
		国庫債券　利付（４０年）第１３回	50,000,000	19,405,500	
		国庫債券　利付（４０年）第１４回	60,000,000	25,019,400	
		国庫債券　利付（４０年）第１５回	80,000,000	37,265,600	
		国庫債券　利付（４０年）第１６回	80,000,000	41,039,200	
		国庫債券　利付（４０年）第１７回	90,000,000	61,014,600	
		国庫債券　利付（４０年）第１８回	40,000,000	34,392,800	

		国庫債券　ＣＴ利付（５年）第１回	130,000,000	126,115,600	
		国庫債券　ＣＴ利付（５年）第２回	160,000,000	154,790,400	
		国庫債券　ＣＴ利付（５年）第３回	50,000,000	48,526,000	
		国庫債券　ＣＴ利付（１０年）第１回	210,000,000	187,271,700	
		国庫債券　ＣＴ利付（１０年）第２回	150,000,000	136,345,500	
		国庫債券　利付（１０年）第３４９回	50,000,000	49,066,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５０回	190,000,000	185,668,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５１回	110,000,000	107,039,900	
		国庫債券　利付（１０年）第３５３回	50,000,000	48,230,500	
		国庫債券　利付（１０年）第３５４回	80,000,000	76,817,600	
		国庫債券　利付（１０年）第３５５回	90,000,000	85,966,200	
		国庫債券　利付（１０年）第３５６回	150,000,000	142,531,500	
		国庫債券　利付（１０年）第３５７回	110,000,000	103,928,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５８回	20,000,000	18,791,200	
		国庫債券　利付（１０年）第３５９回	90,000,000	84,068,100	
		国庫債券　利付（１０年）第３６０回	50,000,000	46,433,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６１回	90,000,000	83,082,600	
		国庫債券　利付（１０年）第３６２回	40,000,000	36,710,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６３回	80,000,000	72,990,400	
		国庫債券　利付（１０年）第３６５回	105,000,000	94,581,900	
		国庫債券　利付（１０年）第３６６回	150,000,000	135,069,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６７回	160,000,000	143,156,800	
		国庫債券　利付（１０年）第３６８回	180,000,000	160,005,600	
		国庫債券　利付（１０年）第３６９回	110,000,000	99,152,900	
		国庫債券　利付（１０年）第３７１回	30,000,000	26,526,300	
		国庫債券　利付（１０年）第３７２回	70,000,000	63,371,700	

		国庫債券　利付（１０年）第３７３回	60,000,000	53,171,400	
		国庫債券　利付（１０年）第３７４回	100,000,000	89,514,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７５回	140,000,000	127,691,200	
		国庫債券　利付（１０年）第３７６回	110,000,000	98,136,500	
		国庫債券　利付（１０年）第３７７回	130,000,000	118,320,800	
		国庫債券　利付（１０年）第３７８回	170,000,000	156,668,600	
		国庫債券　利付（１０年）第３７９回	110,000,000	101,801,700	
		国庫債券　利付（１０年）第３８０回	160,000,000	150,064,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３８１回	120,000,000	116,145,600	
		国庫債券　利付（３０年）第１回	30,000,000	31,137,600	
		国庫債券　利付（３０年）第３回	30,000,000	30,625,500	
		国庫債券　利付（３０年）第４回	30,000,000	31,374,300	
		国庫債券　利付（３０年）第５回	50,000,000	50,710,500	
		国庫債券　利付（３０年）第６回	20,000,000	20,448,800	
		国庫債券　利付（３０年）第９回	20,000,000	19,132,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１０回	30,000,000	28,034,100	
		国庫債券　利付（３０年）第１１回	40,000,000	38,770,800	
		国庫債券　利付（３０年）第１２回	30,000,000	29,790,900	
		国庫債券　利付（３０年）第１３回	90,000,000	88,509,600	
		国庫債券　利付（３０年）第１４回	40,000,000	40,386,800	
		国庫債券　利付（３０年）第１５回	40,000,000	40,602,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１６回	60,000,000	60,777,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１７回	70,000,000	70,225,400	
		国庫債券　利付（３０年）第１８回	60,000,000	59,583,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１９回	70,000,000	69,346,900	
		国庫債券　利付（３０年）第２０回	60,000,000	60,250,800	
		国庫債券　利付（３０年）第２１回	40,000,000	39,395,200	
		国庫債券　利付（３０年）第２２回	30,000,000	29,976,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２３回	40,000,000	39,839,200	
		国庫債券　利付（３０年）第２４回	20,000,000	19,861,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２５回	50,000,000	48,591,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２６回	70,000,000	68,437,600	

		国庫債券　利付（３０年）第２７回	70,000,000	68,633,600	
		国庫債券　利付（３０年）第２８回	70,000,000	68,282,200	
		国庫債券　利付（３０年）第２９回	100,000,000	95,712,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３０回	90,000,000	84,626,100	
		国庫債券　利付（３０年）第３１回	110,000,000	101,269,300	
		国庫債券　利付（３０年）第３２回	120,000,000	111,072,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３３回	90,000,000	79,413,300	
		国庫債券　利付（３０年）第３４回	120,000,000	107,808,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３５回	100,000,000	86,661,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３６回	110,000,000	94,427,300	
		国庫債券　利付（３０年）第３７回	100,000,000	83,747,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３８回	50,000,000	40,816,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３９回	60,000,000	49,515,600	
		国庫債券　利付（３０年）第４０回	50,000,000	40,385,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４１回	30,000,000	23,716,500	
		国庫債券　利付（３０年）第４２回	60,000,000	47,199,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４３回	50,000,000	39,114,500	
		国庫債券　利付（３０年）第４４回	60,000,000	46,701,600	
		国庫債券　利付（３０年）第４５回	50,000,000	37,342,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４６回	50,000,000	37,143,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４７回	40,000,000	30,108,400	
		国庫債券　利付（３０年）第４８回	30,000,000	21,619,500	
		国庫債券　利付（３０年）第４９回	50,000,000	35,812,500	
		国庫債券　利付（３０年）第５１回	30,000,000	16,473,300	
		国庫債券　利付（３０年）第５２回	40,000,000	22,902,800	
		国庫債券　利付（３０年）第５３回	10,000,000	5,820,600	
		国庫債券　利付（３０年）第５４回	40,000,000	24,260,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５５回	40,000,000	24,070,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５６回	40,000,000	23,868,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５７回	40,000,000	23,682,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５８回	50,000,000	29,357,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５９回	30,000,000	17,007,900	
		国庫債券　利付（３０年）第６０回	30,000,000	17,775,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６１回	30,000,000	16,718,400	
		国庫債券　利付（３０年）第６２回	20,000,000	10,433,800	
		国庫債券　利付（３０年）第６３回	30,000,000	15,027,900	

		国庫債券　利付（３０年）第６４回	30,000,000	14,874,300	
		国庫債券　利付（３０年）第６５回	30,000,000	14,723,100	
		国庫債券　利付（３０年）第６６回	30,000,000	14,574,600	
		国庫債券　利付（３０年）第６７回	40,000,000	20,503,200	
		国庫債券　利付（３０年）第６８回	40,000,000	20,302,400	
		国庫債券　利付（３０年）第６９回	50,000,000	25,935,500	
		国庫債券　利付（３０年）第７０回	40,000,000	20,562,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７１回	40,000,000	20,376,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７２回	40,000,000	20,214,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７３回	50,000,000	25,068,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７４回	50,000,000	27,369,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７５回	50,000,000	29,705,500	
		国庫債券　利付（３０年）第７６回	50,000,000	30,412,500	
		国庫債券　利付（３０年）第７７回	50,000,000	31,958,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７８回	50,000,000	30,179,500	
		国庫債券　利付（３０年）第７９回	50,000,000	28,378,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８０回	60,000,000	40,012,200	
		国庫債券　利付（３０年）第８１回	50,000,000	31,545,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８２回	60,000,000	39,802,800	
		国庫債券　利付（３０年）第８３回	60,000,000	43,825,200	
		国庫債券　利付（３０年）第８４回	60,000,000	42,696,600	
		国庫債券　利付（３０年）第８５回	60,000,000	44,721,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８６回	50,000,000	38,110,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８７回	40,000,000	33,276,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８８回	50,000,000	45,086,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８９回	50,000,000	46,854,000	
		国庫債券　利付（３０年）第９０回	20,000,000	19,831,200	
		国庫債券　利付（２０年）第９５回	90,000,000	91,175,400	
		国庫債券　利付（２０年）第９６回	85,000,000	85,924,800	
		国庫債券　利付（２０年）第９７回	50,000,000	50,678,500	
		国庫債券　利付（２０年）第９８回	60,000,000	60,733,800	
		国庫債券　利付（２０年）第９９回	110,000,000	111,438,800	
		国庫債券　利付（２０年）第１００回	60,000,000	60,933,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１０１回	70,000,000	71,342,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１０２回	60,000,000	61,240,200	

		国庫債券　利付（２０年）第１０３回	35,000,000	35,651,700	
		国庫債券　利付（２０年）第１０４回	10,000,000	10,144,200	
		国庫債券　利付（２０年）第１０５回	60,000,000	60,903,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０６回	60,000,000	61,039,800	
		国庫債券　利付（２０年）第１０７回	130,000,000	132,007,200	
		国庫債券　利付（２０年）第１０８回	50,000,000	50,514,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１０９回	60,000,000	60,607,200	
		国庫債券　利付（２０年）第１１０回	40,000,000	40,623,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１１１回	10,000,000	10,183,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１１２回	85,000,000	86,308,150	
		国庫債券　利付（２０年）第１１３回	60,000,000	60,907,200	
		国庫債券　利付（２０年）第１１５回	40,000,000	40,721,200	
		国庫債券　利付（２０年）第１１６回	60,000,000	61,051,800	
		国庫債券　利付（２０年）第１１７回	70,000,000	70,961,100	
		国庫債券　利付（２０年）第１１８回	40,000,000	40,359,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１１９回	50,000,000	50,057,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２０回	50,000,000	49,655,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１２１回	70,000,000	70,268,100	
		国庫債券　利付（２０年）第１２２回	40,000,000	39,983,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１２３回	60,000,000	60,662,400	
		国庫債券　利付（２０年）第１２４回	60,000,000	60,394,800	
		国庫債券　利付（２０年）第１２５回	60,000,000	60,880,800	
		国庫債券　利付（２０年）第１２６回	30,000,000	30,159,900	
		国庫債券　利付（２０年）第１２７回	30,000,000	30,019,800	
		国庫債券　利付（２０年）第１２８回	70,000,000	69,983,200	

		国庫債券　利付（２０年）第１２９回	20,000,000	19,897,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１３０回	80,000,000	79,456,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３３回	80,000,000	79,252,800	
		国庫債券　利付（２０年）第１３４回	20,000,000	19,774,800	
		国庫債券　利付（２０年）第１４０回	50,000,000	48,891,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１４１回	60,000,000	58,505,400	
		国庫債券　利付（２０年）第１４３回	70,000,000	67,638,900	
		国庫債券　利付（２０年）第１４４回	50,000,000	48,000,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１４５回	60,000,000	58,156,200	
		国庫債券　利付（２０年）第１４６回	50,000,000	48,309,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１４７回	90,000,000	86,004,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４８回	110,000,000	103,972,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４９回	100,000,000	94,179,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５０回	90,000,000	83,675,700	
		国庫債券　利付（２０年）第１５１回	100,000,000	91,016,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５２回	50,000,000	45,287,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１５３回	40,000,000	36,371,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１５４回	60,000,000	53,778,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５５回	60,000,000	52,458,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５７回	10,000,000	7,923,700	
		国庫債券　利付（２０年）第１５８回	40,000,000	32,494,800	
		国庫債券　利付（２０年）第１５９回	30,000,000	24,451,800	
		国庫債券　利付（２０年）第１６０回	40,000,000	32,721,200	
		国庫債券　利付（２０年）第１６１回	10,000,000	8,020,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１６２回	50,000,000	39,783,000	

		国庫債券　利付（２０年）第１６３回	50,000,000	39,464,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６４回	60,000,000	46,375,800	
		国庫債券　利付（２０年）第１６５回	50,000,000	38,319,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１６６回	60,000,000	46,839,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１６７回	50,000,000	37,669,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６８回	40,000,000	29,450,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６９回	50,000,000	35,930,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１７０回	30,000,000	21,358,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１７１回	30,000,000	21,160,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１７２回	40,000,000	28,403,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１７３回	40,000,000	28,143,200	
		国庫債券　利付（２０年）第１７４回	50,000,000	34,854,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１７５回	50,000,000	35,127,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７６回	40,000,000	27,863,200	
		国庫債券　利付（２０年）第１７７回	30,000,000	20,357,100	
		国庫債券　利付（２０年）第１７８回	20,000,000	13,685,200	
		国庫債券　利付（２０年）第１７９回	30,000,000	20,350,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１８０回	40,000,000	28,380,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８２回	50,000,000	36,808,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８３回	70,000,000	53,853,100	
		国庫債券　利付（２０年）第１８４回	30,000,000	21,778,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１８５回	10,000,000	7,208,200	
		国庫債券　利付（２０年）第１８６回	60,000,000	46,096,200	
		国庫債券　利付（２０年）第１８７回	30,000,000	22,122,900	
		国庫債券　利付（２０年）第１８８回	50,000,000	38,648,000	

		国庫債券　利付（２０年）第１８９回	60,000,000	48,552,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１９０回	60,000,000	47,510,400	
		国庫債券　利付（２０年）第１９１回	80,000,000	65,263,200	
		国庫債券　利付（２０年）第１９２回	100,000,000	86,766,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１９３回	100,000,000	87,846,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１９４回	50,000,000	45,201,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１９５回	120,000,000	116,695,200	
		国庫債券　利付（２０年）第１９６回	50,000,000	49,970,000	
	小計	銘柄数：252 組入時価比率：99.4%	16,645,000,000	14,655,942,550 100.0%	
合計				14,655,942,550	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2026年 5月11日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	57,701,805,642
株式	1,046,475,577,740
派生商品評価勘定	3,857,490
未収入金	1,430,805,610
未収配当金	9,463,311,007
未収利息	1,169,528
その他未収収益	188,391,573
差入委託証拠金	115,386,839
流動資産合計	1,115,380,305,429
資産合計	1,115,380,305,429
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	371,305
未払金	30,442,346,453
未払解約金	2,156,851,503
未払利息	4,396,798
有価証券貸借取引受入金	18,604,142,001

流動負債合計	51,208,108,060
負債合計	51,208,108,060
純資産の部	
元本等	
元本	234,663,508,871
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	829,508,688,498
元本等合計	1,064,172,197,369
純資産合計	1,064,172,197,369
負債純資産合計	1,115,380,305,429

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2026年 5月 11日現在	
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	4.5349円
(10,000口当たり純資産額)	(45,349円)
2.　有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	17,817,012,700円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2025年 5月 13日 至 2026年 5月 11日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。
これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。
3.金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。
○市場リスクの管理
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。
○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2026年 5月11日現在

１．貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法
株式
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
派生商品評価勘定
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2026年 5月11日現在	
期首	2025年 5月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	249,223,624,224円
同期中における追加設定元本額	33,630,531,307円
同期中における一部解約元本額	48,190,646,660円
期末元本額	234,663,508,871円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	33,564,126円
バランスセレクト５０	103,155,438円
バランスセレクト７０	216,026,177円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	997,500,276円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	1,712,443,781円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	13,384,484,126円
野村資産設計ファンド２０１５	14,149,473円
野村資産設計ファンド２０２０	15,111,202円
野村資産設計ファンド２０２５	19,842,222円
野村資産設計ファンド２０３０	43,004,683円
野村資産設計ファンド２０３５	49,273,896円
野村資産設計ファンド２０４０	92,623,874円
野村日本株インデックス（野村投資一任口座向け）	21,081,763,038円
のむラップ・ファンド（保守型）	795,632,088円
のむラップ・ファンド（普通型）	13,168,861,707円
のむラップ・ファンド（積極型）	12,622,584,707円
野村資産設計ファンド２０４５	21,404,260円
野村インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ	2,523,362,858円
マイ・ロード	997,512,291円
ネクストコア	9,430,893円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	597,688,780円
野村ＴＯＰＩＸインデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	4,032,301,595円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	442,968,165円

野村資産設計ファンド２０５０	25,690,817 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	3,396,805 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	2,881,114 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	2,891,415 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	3,202,211 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	377,620,705 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	2,463,662,041 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	2,494,537 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	1,947,678 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	18,778,491 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	8,755,299 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	36,694,955 円
野村６資産均等バランス	5,842,114,013 円
世界６資産分散ファンド	89,858,859 円
野村資産設計ファンド２０６０	25,720,775 円
はじめてのＮＩＳＡ・日本株式インデックス（ＴＯＰＩＸ）	1,756,974,454 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）日本株式	1,460,011,653 円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	88,348,765 円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	63,185,372 円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	108,614,215 円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	55,766,044 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	405,439 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	2,646,644 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	134,468 円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	818,395,012 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,624,483 円
野村・国内株式インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	13,054,773 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	5,509,235 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	47,764,892 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	75,388,076 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,461,761,156 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	8,832,214 円
ノムラ日本株式インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	624,480,243 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ（適格機関投資家専用）	6,378,975,761 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	579,860 円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	3,224,178 円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	15,399,547 円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	29,592,025 円
国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）	63,831,118 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	5,241,102,431 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	17,422,962,360 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	27,589,087,525 円
野村国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ（確定拠出年金向け）	45,053,529,434 円
マイバランスＤＣ３０	2,430,255,590 円
マイバランスＤＣ５０	5,078,136,576 円
マイバランスＤＣ７０	7,059,183,517 円
野村ＤＣ国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ	14,850,134,871 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	839,312,635 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	84,454,892 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	2,389,008,362 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	1,769,992,772 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	2,087,237,613 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	17,587,912 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	10,067,895 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	244,923,346 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	59,000,331 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	77,351,939 円

野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	63,263,589 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	1,332,446,974 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	1,147,029,098 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	969,130,165 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	1,481,908,043 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	70,870,191 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	601,447,916 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	149,537,121 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	174,056,694 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	318,781,454 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	86,808,627 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2026 年 5 月 11 日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	極洋	11,400	4,485.00	51,129,000	貸付有価証券 200 株（100 株）
		ニッスイ	249,600	1,204.00	300,518,400	貸付有価証券 500 株
		Ｕｍｉｏｓ	132,300	1,297.00	171,593,100	
		ユキグニファクトリー	23,200	1,051.00	24,383,200	貸付有価証券 9,700 株（9,700 株）
		カネコ種苗	7,700	1,409.00	10,849,300	貸付有価証券 100 株（100 株）
		サカタのタネ	33,000	4,050.00	133,650,000	貸付有価証券 9,700 株
		ホクト	24,200	1,842.00	44,576,400	貸付有価証券 900 株
		住石ホールディングス	24,400	741.00	18,080,400	貸付有価証券 11,200 株（4,400 株）
		日鉄鉱業	52,300	2,554.00	133,574,200	貸付有価証券 16,600 株（4,900 株）
		ＩＮＰＥＸ	914,500	3,848.00	3,518,996,000	
		石油資源開発	168,000	2,164.00	363,552,000	
		Ｋ＆Ｏエナジーグループ	12,300	4,530.00	55,719,000	
		ショーボンドホールディングス	159,000	1,309.50	208,210,500	貸付有価証券 6,400 株（700 株）
		ミライト・ワン	92,900	4,181.00	388,414,900	
		タマホーム	17,100	3,620.00	61,902,000	貸付有価証券 7,800 株（2,500 株）
		第一カッター興業	7,000	1,436.00	10,052,000	貸付有価証券 200 株（200 株）
		安藤・間	144,600	1,943.00	280,957,800	

		東急建設	85,300	1,303.00	111,145,900	
		コムシスホールディングス	85,700	5,903.00	505,887,100	
		ビーアールホールディングス	13,300	526.00	6,995,800	
		高松コンストラクショングループ	20,200	3,590.00	72,518,000	貸付有価証券 400株（200株）
		東建コーポレーション	5,900	12,910.00	76,169,000	
		ヤマウラ	15,300	1,449.00	22,169,700	貸付有価証券 7,000株
		オリエンタル白石	100,800	381.00	38,404,800	貸付有価証券 21,300株（18,100株）
		大成建設	142,200	17,700.00	2,516,940,000	
		大林組	603,000	3,745.00	2,258,235,000	
		清水建設	520,500	3,131.00	1,629,685,500	貸付有価証券 14,300株
		長谷工コーポレーション	169,900	2,767.00	470,113,300	
		松井建設	15,500	1,520.00	23,560,000	貸付有価証券 300株
		鹿島建設	422,400	6,257.00	2,642,956,800	
		不動テトラ	10,800	2,845.00	30,726,000	貸付有価証券 300株
		鉄建建設	12,000	4,975.00	59,700,000	貸付有価証券 300株
		西松建設	30,400	5,717.00	173,796,800	
		大豊建設	26,300	757.00	19,909,100	
		奥村組	30,900	6,230.00	192,507,000	貸付有価証券 100株
		東鉄工業	21,000	5,580.00	117,180,000	
		淺沼組	76,300	929.00	70,882,700	
		戸田建設	231,000	1,450.00	334,950,000	
		熊谷組	113,200	1,545.00	174,894,000	
		矢作建設工業	35,600	2,118.00	75,400,800	
		ピーエス・コンストラクション	17,200	2,702.00	46,474,400	貸付有価証券 1,700株
		日本ハウスホールディングス	40,700	301.00	12,250,700	貸付有価証券 18,500株（10,800株）
		新日本建設	26,700	1,954.00	52,171,800	貸付有価証券 700株
		東亜道路工業	29,300	1,585.00	46,440,500	貸付有価証券 1,700株（500株）
		東亜建設工業	70,300	2,853.00	200,565,900	貸付有価証券 200株

日本国土開発	58,300	590.00	34,397,000	貸付有価証券 5,300株
若築建設	5,700	3,700.00	21,090,000	貸付有価証券 500株
五洋建設	270,100	2,066.00	558,026,600	
世紀東急工業	29,900	1,502.00	44,909,800	貸付有価証券 5,300株（4,600株）
福田組	6,500	8,150.00	52,975,000	
住友林業	494,200	1,318.00	651,355,600	貸付有価証券 14,600株
大和ハウス工業	527,000	4,770.00	2,513,790,000	貸付有価証券 100株
ライト工業	34,300	3,870.00	132,741,000	
積水ハウス	578,000	3,430.00	1,982,540,000	貸付有価証券 33,900株
日特建設	18,200	1,155.00	21,021,000	貸付有価証券 1,000株（900株）
北陸電気工事	10,900	1,721.00	18,758,900	貸付有価証券 500株
ユアテック	40,200	2,498.00	100,419,600	貸付有価証券 100株
日本リーテック	14,600	3,010.00	43,946,000	貸付有価証券 3,500株
四電工	23,900	2,078.00	49,664,200	貸付有価証券 1,300株
中電工	25,300	4,905.00	124,096,500	
関電工	104,400	7,165.00	748,026,000	
きんでん	130,700	8,226.00	1,075,138,200	貸付有価証券 8,900株
東京エネシス	16,900	2,038.00	34,442,200	貸付有価証券 200株
トーエネック	36,900	2,405.00	88,744,500	貸付有価証券 300株
日本電設工業	35,800	4,755.00	170,229,000	
エクシオグループ	179,200	2,992.00	536,166,400	貸付有価証券 1,100株（1,100株）
新日本空調	24,700	3,660.00	90,402,000	貸付有価証券 1,500株
クラフティア	41,200	9,903.00	408,003,600	
三機工業	116,900	2,608.00	304,875,200	貸付有価証券 45,400株（4,000株）
日揮ホールディングス	195,200	2,418.00	471,993,600	
中外炉工業	5,100	4,675.00	23,842,500	貸付有価証券 100株
太平電業	37,900	2,935.00	111,236,500	貸付有価証券 400株
高砂熱学工業	102,000	4,674.00	476,748,000	

		朝日工業社	19,800	3,775.00	74,745,000	貸付有価証券 700株
		明星工業	32,000	1,798.00	57,536,000	貸付有価証券 300株
		大氣社	46,100	3,575.00	164,807,500	
		ダイダン	110,200	2,978.00	328,175,600	貸付有価証券 1,600株（1,400株）
		日比谷総合設備	25,600	3,135.00	80,256,000	貸付有価証券 1,000株
		飛島ホールディングス	19,500	2,003.00	39,058,500	貸付有価証券 900株
		フィル・カンパニー	3,400	790.00	2,686,000	貸付有価証券 1,300株（1,300株）
		テスホールディングス	51,300	995.00	51,043,500	貸付有価証券 23,400株（1,200株）
		インフロニア・ホールディングス	199,600	2,335.00	466,066,000	貸付有価証券 33,400株（33,400株）
		レイズネクスト	27,500	2,275.00	62,562,500	貸付有価証券 1,700株
		ニップン	67,700	2,642.00	178,863,400	貸付有価証券 400株（400株）
		日清製粉グループ本社	184,400	1,969.50	363,175,800	貸付有価証券 1,500株
		日東富士製粉	13,600	1,773.00	24,112,800	貸付有価証券 400株
		昭和産業	16,200	3,010.00	48,762,000	貸付有価証券 100株
		中部飼料	24,300	1,743.00	42,354,900	貸付有価証券 1,500株
		フィード・ワン	25,200	1,220.00	30,744,000	
		日本甜菜製糖	8,400	3,975.00	33,390,000	貸付有価証券 200株
		ＤＭ三井製糖	16,000	3,250.00	52,000,000	貸付有価証券 200株
		ウェルネオシュガー	10,700	2,637.00	28,215,900	
		森永製菓	75,100	2,670.00	200,517,000	
		中村屋	4,800	3,110.00	14,928,000	
		江崎グリコ	54,700	5,571.00	304,733,700	貸付有価証券 5,700株（3,800株）
		ｍｅｉｔｏ	8,200	3,255.00	26,691,000	貸付有価証券 3,900株
		井村屋グループ	10,500	2,303.00	24,181,500	貸付有価証券 200株
		不二家	13,100	2,412.00	31,597,200	貸付有価証券 6,100株
		山崎製パン	128,000	3,206.00	410,368,000	貸付有価証券 5,600株（100株）

モロゾフ	17,900	1,481.00	26,509,900	貸付有価証券 8,100株（4,800株）
亀田製菓	36,500	1,392.00	50,808,000	貸付有価証券 3,600株
寿スピリッツ	101,800	1,995.00	203,091,000	貸付有価証券 16,900株
カルビー	87,500	2,893.50	253,181,250	貸付有価証券 500株
森永乳業	68,900	4,657.00	320,867,300	
六甲バター	15,600	1,124.00	17,534,400	貸付有価証券 2,500株
ヤクルト本社	246,300	2,906.00	715,747,800	貸付有価証券 21,200株（12,200株）
明治ホールディングス	266,500	3,608.00	961,532,000	貸付有価証券 700株
雪印メグミルク	46,400	3,165.00	146,856,000	貸付有価証券 4,400株
プリマハム	25,700	2,383.00	61,243,100	
日本ハム	72,000	6,078.00	437,616,000	
丸大食品	19,300	2,182.00	42,112,600	貸付有価証券 400株
Ｓ　Ｆｏｏｄｓ	21,100	2,821.00	59,523,100	
柿安本店	7,500	2,597.00	19,477,500	貸付有価証券 3,800株
伊藤ハム米久ホールディングス	33,400	4,900.00	163,660,000	貸付有価証券 1,600株
サッポロホールディングス	286,100	1,753.00	501,533,300	
アサヒグループホールディングス	1,436,200	1,520.00	2,183,024,000	貸付有価証券 1,800株
キリンホールディングス	711,200	2,474.00	1,759,508,800	
シマダヤ	8,800	1,677.00	14,757,600	貸付有価証券 500株（300株）
宝ホールディングス	157,600	1,819.00	286,674,400	
オエノンホールディングス	57,200	422.00	24,138,400	貸付有価証券 1,200株
養命酒製造	2,700	4,020.00	10,854,000	貸付有価証券 100株
コカ・コーラ　ボトラーズジャパンホールデ	124,400	3,348.00	416,491,200	貸付有価証券 1,700株
ライフドリンク　カンパニー	34,200	1,324.00	45,280,800	貸付有価証券 11,100株
サントリービバレッジ&フード	134,700	4,475.00	602,782,500	貸付有価証券 3,900株
ダイドーグループホールディングス	21,700	2,564.00	55,638,800	貸付有価証券 8,700株（100株）
伊藤園	61,900	2,844.00	176,043,600	貸付有価証券

				1,500株
キーコーヒー	21,400	1,961.00	41,965,400	貸付有価証券 10,000株（1,500株）
日清オイリオグループ	80,800	1,788.00	144,470,400	貸付有価証券 300株
不二製油	38,200	3,229.00	123,347,800	
Ｊ－オイルミルズ	21,900	1,929.00	42,245,100	
キッコーマン	633,700	1,374.00	870,703,800	
味の素	923,200	5,499.00	5,076,676,800	
ブルドックソース	9,600	1,800.00	17,280,000	貸付有価証券 2,300株
キユーピー	102,800	4,030.00	414,284,000	貸付有価証券 200株
ハウス食品グループ本社	71,500	3,337.00	238,595,500	貸付有価証券 100株
カゴメ	99,300	2,562.00	254,406,600	貸付有価証券 5,000株
アリアケジャパン	21,400	5,400.00	115,560,000	貸付有価証券 300株
エバラ食品工業	4,800	2,504.00	12,019,200	貸付有価証券 700株
ニチレイ	168,000	1,848.00	310,464,000	
東洋水産	88,600	10,615.00	940,489,000	貸付有価証券 300株
イートアンドホールディングス	9,100	1,981.00	18,027,100	貸付有価証券 4,100株
ヨシムラ・フード・ホールディングス	14,000	678.00	9,492,000	貸付有価証券 6,300株（100株）
日清食品ホールディングス	216,100	2,755.50	595,463,550	貸付有価証券 10,400株（2,200株）
フジッコ	21,800	1,508.00	32,874,400	貸付有価証券 9,100株（4,200株）
ロック・フィールド	21,400	1,253.00	26,814,200	貸付有価証券 9,900株（8,300株）
日本たばこ産業	1,162,100	6,164.00	7,163,184,400	貸付有価証券 25,300株
ケンコーマヨネーズ	12,000	2,029.00	24,348,000	貸付有価証券 100株
わらべや日洋ホールディングス	12,800	2,758.00	35,302,400	貸付有価証券 300株
なとり	12,000	1,867.00	22,404,000	貸付有価証券 5,400株（4,500株）
ファーマフーズ	23,200	640.00	14,848,000	貸付有価証券 7,900株（7,300株）
ユーグレナ	131,500	404.00	53,126,000	貸付有価証券 49,100株（12,100株）
紀文食品	16,600	1,025.00	17,015,000	

		ピックルスホールディングス	11,200	1,096.00	12,275,200	貸付有価証券 4,100株
		オリオンビール	43,000	1,240.00	53,320,000	貸付有価証券 18,100株（12,100株）
		理研ビタミン	16,700	2,730.00	45,591,000	貸付有価証券 600株（600株）
		片倉工業	20,500	2,561.00	52,500,500	貸付有価証券 500株
		グンゼ	27,500	3,620.00	99,550,000	貸付有価証券 500株
		ユニチカ	67,100	2,308.00	154,866,800	貸付有価証券 31,200株
		富士紡ホールディングス	27,200	3,995.00	108,664,000	貸付有価証券 800株
		倉敷紡績	13,600	9,720.00	132,192,000	貸付有価証券 500株（100株）
		シキボウ	13,000	1,033.00	13,429,000	貸付有価証券 600株
		日本毛織	48,600	1,816.00	88,257,600	貸付有価証券 1,200株
		帝国繊維	20,000	3,250.00	65,000,000	貸付有価証券 500株
		帝人	172,500	1,569.50	270,738,750	
		東レ	1,311,300	1,133.00	1,485,702,900	
		セーレン	42,300	3,260.00	137,898,000	
		小松マテーレ	25,700	732.00	18,812,400	貸付有価証券 3,600株（3,400株）
		ワコールホールディングス	38,100	4,693.00	178,803,300	貸付有価証券 3,200株
		ＴＳＩホールディングス	50,700	1,218.00	61,752,600	貸付有価証券 1,100株
		ワールド	64,300	1,524.00	97,993,200	貸付有価証券 200株
		三陽商会	9,100	3,640.00	33,124,000	貸付有価証券 4,000株（3,200株）
		オンワードホールディングス	113,400	737.00	83,575,800	
		ルックホールディングス	6,200	2,571.00	15,940,200	貸付有価証券 200株（100株）
		ゴールドウイン	113,700	2,207.00	250,935,900	貸付有価証券 200株
		特種東海製紙	34,000	1,627.00	55,318,000	貸付有価証券 1,000株（700株）
		王子ホールディングス	736,800	822.00	605,649,600	貸付有価証券 300株
		日本製紙	109,800	1,443.00	158,441,400	貸付有価証券 2,100株（2,100株）
		北越コーポレーション	94,700	894.00	84,661,800	貸付有価証券

				10,300株（10,200株）
大王製紙	98,200	957.00	93,977,400	貸付有価証券 300株
レンゴー	196,900	1,228.50	241,891,650	
トーモク	11,200	3,920.00	43,904,000	
ザ・パック	39,000	1,343.00	52,377,000	貸付有価証券 1,000株
北の達人コーポレーション	82,000	131.00	10,742,000	貸付有価証券 38,600株
東洋紡	84,100	1,516.00	127,495,600	
クラレ	246,000	1,666.00	409,836,000	貸付有価証券 4,800株（4,200株）
旭化成	1,289,600	1,532.50	1,976,312,000	貸付有価証券 2,500株（2,500株）
レゾナック・ホールディングス	188,000	16,850.00	3,167,800,000	
住友化学	1,565,400	512.20	801,797,880	
住友精化	40,600	1,212.00	49,207,200	貸付有価証券 5,000株（2,200株）
日産化学	97,900	6,982.00	683,537,800	
ラサ工業	31,700	2,465.00	78,140,500	貸付有価証券 11,700株（3,000株）
クレハ	29,000	3,605.00	104,545,000	貸付有価証券 12,300株（8,700株）
多木化学	7,600	5,020.00	38,152,000	
テイカ	13,900	1,979.00	27,508,100	貸付有価証券 1,400株
石原産業	32,300	3,330.00	107,559,000	
日本曹達	40,200	3,660.00	147,132,000	貸付有価証券 1,300株
東ソー	283,300	2,648.50	750,320,050	貸付有価証券 200株
トクヤマ	68,100	4,412.00	300,457,200	貸付有価証券 200株
セントラル硝子	24,500	4,260.00	104,370,000	
東亜合成	78,400	1,725.00	135,240,000	
大阪ソーダ	68,000	1,879.00	127,772,000	
関東電化工業	37,600	1,909.00	71,778,400	貸付有価証券 7,600株
デンカ	77,200	4,421.00	341,301,200	貸付有価証券 1,100株
信越化学工業	1,730,100	7,574.00	13,103,777,400	
日本カーバイド工業	9,600	2,805.00	26,928,000	貸付有価証券 100株
堺化学工業	15,100	4,035.00	60,928,500	貸付有価証券

				400株
第一稀元素化学工業	19,500	2,708.00	52,806,000	貸付有価証券 9,100株（100株）
日本酸素ホールディングス	220,200	6,199.00	1,365,019,800	
日本化学工業	7,800	3,915.00	30,537,000	貸付有価証券 3,500株
日本パーカライジング	96,300	1,474.00	141,946,200	
高圧ガス工業	28,300	1,110.00	31,413,000	貸付有価証券 700株（600株）
四国化成ホールディングス	22,000	5,390.00	118,580,000	
戸田工業	4,400	1,496.00	6,582,400	貸付有価証券 1,400株（500株）
ステラ　ケミファ	10,400	6,040.00	62,816,000	貸付有価証券 500株
保土谷化学工業	12,200	2,472.00	30,158,400	貸付有価証券 2,800株
日本触媒	119,800	2,179.00	261,044,200	貸付有価証券 12,700株（1,600株）
大日精化工業	52,600	1,075.00	56,545,000	貸付有価証券 900株
カネカ	45,800	4,966.00	227,442,800	
三菱瓦斯化学	138,400	4,737.00	655,600,800	
三井化学	350,100	1,911.50	669,216,150	
東京応化工業	92,800	11,190.00	1,038,432,000	
大阪有機化学工業	16,300	4,940.00	80,522,000	
三菱ケミカルグループ	1,361,100	927.30	1,262,148,030	
ＫＨネオケム	32,400	2,623.00	84,985,200	
ダイセル	213,300	1,233.50	263,105,550	
住友ベークライト	64,100	6,236.00	399,727,600	
積水化学工業	406,500	2,345.00	953,242,500	貸付有価証券 2,800株
日本ゼオン	136,800	1,955.00	267,444,000	貸付有価証券 39,400株（34,100株）
アイカ工業	49,100	3,409.00	167,381,900	貸付有価証券 200株
ＵＢＥ	100,300	2,387.00	239,416,100	貸付有価証券 12,300株（6,300株）
積水樹脂	23,100	2,239.00	51,720,900	貸付有価証券 400株
旭有機材	12,900	5,760.00	74,304,000	貸付有価証券 200株
ニチバン	12,000	1,821.00	21,852,000	貸付有価証券 300株（100株）

リケンテクノス	33,500	1,693.00	56,715,500	貸付有価証券 300株（300株）
大倉工業	9,900	5,080.00	50,292,000	
積水化成品工業	30,700	497.00	15,257,900	貸付有価証券 4,000株（1,500株）
群栄化学工業	4,600	5,400.00	24,840,000	貸付有価証券 200株
ダイキョーニシカワ	41,300	886.00	36,591,800	貸付有価証券 5,600株
森六	10,500	2,421.00	25,420,500	貸付有価証券 300株
恵和	12,600	1,258.00	15,850,800	
日本化薬	139,500	1,774.50	247,542,750	貸付有価証券 3,100株
カーリット	16,700	2,816.00	47,027,200	貸付有価証券 2,600株（1,900株）
日本精化	12,100	2,540.00	30,734,000	貸付有価証券 1,500株
扶桑化学工業	61,900	3,290.00	203,651,000	貸付有価証券 300株
トリケミカル研究所	23,600	3,410.00	80,476,000	貸付有価証券 10,700株（6,600株）
ＡＤＥＫＡ	75,400	3,987.00	300,619,800	
日油	223,300	2,800.00	625,240,000	
ハリマ化成グループ	15,200	924.00	14,044,800	貸付有価証券 200株（200株）
花王	461,200	5,871.00	2,707,705,200	
第一工業製薬	7,800	9,330.00	72,774,000	
石原ケミカル	8,300	2,760.00	22,908,000	
三洋化成工業	12,000	5,150.00	61,800,000	貸付有価証券 300株（200株）
大日本塗料	21,600	1,272.00	27,475,200	貸付有価証券 1,500株（900株）
日本ペイントホールディングス	1,033,000	981.20	1,013,579,600	貸付有価証券 48,000株
関西ペイント	155,100	2,366.00	366,966,600	貸付有価証券 52,200株（23,700株）
中国塗料	39,900	3,215.00	128,278,500	貸付有価証券 1,300株
藤倉化成	22,400	1,174.00	26,297,600	貸付有価証券 5,100株（3,600株）
太陽ホールディングス	93,300	4,941.00	460,995,300	
ＤＩＣ	69,100	3,668.00	253,458,800	貸付有価証券 300株（300株）
サカタインクス	43,300	2,375.00	102,837,500	
ａｒｔｉｅｎｃｅ	36,500	4,020.00	146,730,000	

富士フイルムホールディングス	1,174,500	3,055.00	3,588,097,500	
資生堂	377,700	3,348.00	1,264,539,600	貸付有価証券 6,600株
ライオン	223,500	1,525.50	340,949,250	
高砂香料工業	73,200	1,197.00	87,620,400	貸付有価証券 1,100株（900株）
ミルボン	30,500	2,530.00	77,165,000	
コーセーホールディングス	44,000	5,795.00	254,980,000	貸付有価証券 6,100株
コタ	21,200	1,121.00	23,765,200	貸付有価証券 9,000株
ポーラ・オルビスホールディングス	99,900	1,277.50	127,622,250	貸付有価証券 3,500株（2,700株）
ノエビアホールディングス	17,400	4,370.00	76,038,000	
新日本製薬	11,100	2,002.00	22,222,200	貸付有価証券 1,000株（400株）
Ｉ－ｎｅ	5,200	1,086.00	5,647,200	貸付有価証券 2,300株（800株）
アクシージア	10,500	331.00	3,475,500	貸付有価証券 3,700株
エステー	18,400	1,453.00	26,735,200	貸付有価証券 1,400株
コニシ	61,400	1,454.00	89,275,600	
長谷川香料	37,200	3,005.00	111,786,000	貸付有価証券 200株
小林製薬	51,000	5,810.00	296,310,000	貸付有価証券 2,900株
荒川化学工業	16,500	1,280.00	21,120,000	
メック	14,200	10,630.00	150,946,000	
日本高純度化学	4,800	5,530.00	26,544,000	貸付有価証券 2,200株（1,900株）
タカラバイオ	26,200	1,142.00	29,920,400	貸付有価証券 1,200株
ＪＣＵ	20,900	7,010.00	146,509,000	貸付有価証券 1,000株（1,000株）
ＯＡＴアグリオ	7,200	2,645.00	19,044,000	
デクセリアルズ	165,000	2,739.50	452,017,500	
アース製薬	17,700	4,590.00	81,243,000	
北興化学工業	14,000	1,750.00	24,500,000	貸付有価証券 100株
大成ラミックグループ	5,600	2,364.00	13,238,400	
クミアイ化学工業	87,100	763.00	66,457,300	貸付有価証券 3,900株
日本農薬	29,800	953.00	28,399,400	貸付有価証券 800株

アキレス	10,600	1,576.00	16,705,600	貸付有価証券 300株
有沢製作所	34,200	2,347.00	80,267,400	貸付有価証券 500株（500株）
日東電工	591,500	3,101.00	1,834,241,500	貸付有価証券 5,500株
レック	19,400	1,062.00	20,602,800	貸付有価証券 1,600株
三光合成	24,500	867.00	21,241,500	貸付有価証券 200株（100株）
ＺＡＣＲＯＳ	61,600	1,266.00	77,985,600	貸付有価証券 200株
前澤化成工業	12,600	1,869.00	23,549,400	
未来工業	9,300	3,125.00	29,062,500	貸付有価証券 4,200株
ＪＳＰ	11,400	2,540.00	28,956,000	
エフピコ	36,900	2,318.00	85,534,200	貸付有価証券 100株
信越ポリマー	42,000	2,238.00	93,996,000	貸付有価証券 100株
ニフコ	72,800	4,588.00	334,006,400	
バルカー	16,300	6,170.00	100,571,000	貸付有価証券 800株
ユニ・チャーム	1,217,500	915.20	1,114,256,000	貸付有価証券 167,100株（100株）
協和キリン	229,100	2,384.50	546,288,950	
武田薬品工業	1,733,600	5,162.00	8,948,843,200	貸付有価証券 1,000株（1,000株）
アステラス製薬	1,708,700	2,325.00	3,972,727,500	
住友ファーマ	195,800	1,709.50	334,720,100	貸付有価証券 32,500株
塩野義製薬	710,800	3,207.00	2,279,535,600	
日本新薬	51,000	4,065.00	207,315,000	
中外製薬	609,800	7,953.00	4,849,739,400	貸付有価証券 8,000株
科研製薬	28,900	4,075.00	117,767,500	
エーザイ	254,200	4,646.00	1,181,013,200	貸付有価証券 400株（300株）
ロート製薬	205,800	2,343.50	482,292,300	貸付有価証券 100株
小野薬品工業	434,700	2,462.00	1,070,231,400	貸付有価証券 1,900株
持田製薬	23,800	3,440.00	81,872,000	
参天製薬	327,700	1,622.00	531,529,400	
扶桑薬品工業	7,600	2,202.00	16,735,200	貸付有価証券 2,400株

ツムラ	66,900	3,563.00	238,364,700	貸付有価証券 700株
キッセイ薬品工業	30,400	4,460.00	135,584,000	
生化学工業	33,000	721.00	23,793,000	貸付有価証券 2,000株
栄研化学	27,600	3,025.00	83,490,000	貸付有価証券 500株
ＪＣＲファーマ	84,800	542.00	45,961,600	貸付有価証券 3,300株
東和薬品	26,200	3,880.00	101,656,000	
富士製薬工業	15,400	2,355.00	36,267,000	貸付有価証券 1,300株
ゼリア新薬工業	25,500	2,285.00	58,267,500	貸付有価証券 500株
ネクセラファーマ	85,400	1,242.00	106,066,800	貸付有価証券 10,100株
第一三共	1,788,700	2,649.00	4,738,266,300	
杏林製薬	39,200	1,546.00	60,603,200	貸付有価証券 600株
大幸薬品	40,500	293.00	11,866,500	貸付有価証券 17,900株（500株）
ダイト	24,000	1,221.00	29,304,000	貸付有価証券 1,500株（1,200株）
大塚ホールディングス	433,800	10,990.00	4,767,462,000	貸付有価証券 11,700株
ペプチドリーム	94,400	1,151.00	108,654,400	貸付有価証券 2,900株
セルソース	11,500	370.00	4,255,000	貸付有価証券 700株（700株）
あすか製薬ホールディングス	18,800	2,902.00	54,557,600	貸付有価証券 2,700株
サワイグループホールディングス	100,700	2,097.50	211,218,250	貸付有価証券 100株
日本コークス工業	197,600	101.00	19,957,600	貸付有価証券 90,100株（49,000株）
ニチレキグループ	20,700	2,045.00	42,331,500	貸付有価証券 700株（400株）
ユシロ	10,100	3,410.00	34,441,000	
出光興産	842,400	1,360.00	1,145,664,000	
ＥＮＥＯＳホールディングス	2,752,400	1,305.00	3,591,882,000	貸付有価証券 200株
コスモエネルギーホールディングス	107,900	3,958.00	427,068,200	
横浜ゴム	108,800	6,429.00	699,475,200	
ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ	123,100	3,814.00	469,503,400	
ブリヂストン	1,065,800	3,298.00	3,515,008,400	貸付有価証券 46,500株

		住友ゴム工業	210,200	2,043.50	429,543,700	貸付有価証券 28,600株
		藤倉コンポジット	16,000	2,575.00	41,200,000	貸付有価証券 1,700株（100株）
		オカモト	10,300	5,510.00	56,753,000	貸付有価証券 100株
		フコク	9,200	1,793.00	16,495,600	
		ニッタ	19,100	5,030.00	96,073,000	
		三ツ星ベルト	24,900	4,020.00	100,098,000	貸付有価証券 100株
		バンドー化学	28,900	2,043.00	59,042,700	貸付有価証券 400株
		日東紡績	24,700	29,090.00	718,523,000	貸付有価証券 1,500株
		ＡＧＣ	189,500	5,636.00	1,068,022,000	
		日本板硝子	113,400	484.00	54,885,600	貸付有価証券 400株
		日本電気硝子	65,000	6,862.00	446,030,000	
		オハラ	7,400	1,330.00	9,842,000	
		住友大阪セメント	32,600	4,018.00	130,986,800	
		太平洋セメント	120,200	3,634.00	436,806,800	
		日本ヒューム	34,100	1,176.00	40,101,600	貸付有価証券 15,500株（200株）
		日本コンクリート工業	37,800	313.00	11,831,400	貸付有価証券 17,500株（3,700株）
		三谷セキサン	32,000	1,753.00	56,096,000	貸付有価証券 400株
		アジアパイルホールディングス	30,400	1,432.00	43,532,800	
		東海カーボン	196,100	1,272.50	249,537,250	
		日本カーボン	11,200	4,845.00	54,264,000	貸付有価証券 200株
		東洋炭素	16,800	6,770.00	113,736,000	貸付有価証券 7,300株
		ノリタケ	40,800	3,645.00	148,716,000	貸付有価証券 100株
		ＴＯＴＯ	120,800	7,175.00	866,740,000	
		ＮＧＫ	212,300	5,550.00	1,178,265,000	
		日本特殊陶業	159,200	9,203.00	1,465,117,600	貸付有価証券 1,900株
		ＭＡＲＵＷＡ	8,100	64,520.00	522,612,000	貸付有価証券 1,800株
		品川リフラ	24,000	1,905.00	45,720,000	貸付有価証券 100株（100株）
		ヨータイ	11,400	1,677.00	19,117,800	貸付有価証券 200株（200株）

		フジミインコーポレーテッド	58,200	3,470.00	201,954,000	
		ニチアス	152,600	3,198.00	488,014,800	貸付有価証券 9,000株
		ニチハ	22,500	3,240.00	72,900,000	
		日本製鉄	5,464,100	561.10	3,065,906,510	貸付有価証券 10,900株
		神戸製鋼所	403,000	2,012.00	810,836,000	貸付有価証券 16,000株（4,200株）
		中山製鋼所	41,200	617.00	25,420,400	貸付有価証券 2,600株（1,100株）
		合同製鐵	11,200	2,849.00	31,908,800	貸付有価証券 5,100株（400株）
		ＪＦＥホールディングス	650,200	1,685.50	1,095,912,100	貸付有価証券 21,000株
		東京製鐵	56,000	1,656.00	92,736,000	貸付有価証券 100株
		共英製鋼	22,800	1,831.00	41,746,800	貸付有価証券 1,100株（100株）
		大和工業	36,000	11,880.00	427,680,000	貸付有価証券 600株
		東京鐵鋼	22,100	1,859.00	41,083,900	貸付有価証券 9,900株（6,600株）
		大阪製鐵	9,200	2,555.00	23,506,000	貸付有価証券 4,100株
		ヨドコウ	113,500	1,198.00	135,973,000	貸付有価証券 300株
		中部鋼鈑	18,300	2,342.00	42,858,600	貸付有価証券 3,600株（200株）
		丸一鋼管	201,300	1,488.00	299,534,400	貸付有価証券 300株
		モリ工業	22,600	944.00	21,334,400	貸付有価証券 600株（100株）
		大同特殊鋼	142,000	1,862.50	264,475,000	貸付有価証券 200株
		日本冶金工業	13,500	4,480.00	60,480,000	貸付有価証券 6,100株
		愛知製鋼	37,500	2,917.00	109,387,500	
		大平洋金属	17,100	2,664.00	45,554,400	貸付有価証券 7,800株（3,400株）
		新日本電工	109,800	463.00	50,837,400	貸付有価証券 4,100株
		栗本鐵工所	46,500	1,484.00	69,006,000	貸付有価証券 3,600株（1,900株）
		三菱製鋼	13,700	1,892.00	25,920,400	
		日本精線	15,900	1,288.00	20,479,200	貸付有価証券 200株
		エンビプロ・ホールディングス	17,600	1,213.00	21,348,800	貸付有価証券 8,000株（1,600株）

ＪＸ金属	741,800	5,720.00	4,243,096,000	貸付有価証券 55,600株（27,500株）
大紀アルミニウム工業所	28,500	1,596.00	45,486,000	貸付有価証券 2,300株（2,000株）
日本軽金属ホールディングス	58,500	2,902.00	169,767,000	貸付有価証券 100株
三井金属	50,000	51,250.00	2,562,500,000	
三菱マテリアル	133,700	5,584.00	746,580,800	
住友金属鉱山	274,600	10,155.00	2,788,563,000	
ＤＯＷＡホールディングス	54,000	10,360.00	559,440,000	
古河機械金属	21,300	4,220.00	89,886,000	貸付有価証券 1,000株
大阪チタニウムテクノロジーズ	34,700	2,648.00	91,885,600	貸付有価証券 15,800株（400株）
東邦チタニウム	36,200	4,000.00	144,800,000	
ＵＡＣＪ	121,100	2,786.00	337,384,600	貸付有価証券 3,200株
ＣＫサンエツ	4,800	4,275.00	20,520,000	貸付有価証券 2,200株
古河電気工業	66,700	43,430.00	2,896,781,000	
住友電気工業	692,000	11,210.00	7,757,320,000	
フジクラ	1,547,200	6,832.00	10,570,470,400	貸付有価証券 1,500株
ＳＷＣＣ	29,100	17,230.00	501,393,000	
平河ヒューテック	12,100	4,550.00	55,055,000	貸付有価証券 200株（200株）
リョービ	23,100	2,618.00	60,475,800	
ＡＲＥホールディングス	88,300	3,845.00	339,513,500	
稲葉製作所	9,900	1,685.00	16,681,500	貸付有価証券 5,000株
宮地エンジニアリンググループ	26,100	1,683.00	43,926,300	貸付有価証券 11,900株（1,900株）
トーカロ	57,800	3,300.00	190,740,000	
ＳＵＭＣＯ	381,500	3,613.00	1,378,359,500	貸付有価証券 17,300株（8,500株）
川田テクノロジーズ	45,700	1,531.00	69,966,700	貸付有価証券 2,400株
ＲＳ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ	13,500	6,680.00	90,180,000	貸付有価証券 1,400株
東洋製罐グループホールディングス	100,100	3,388.00	339,138,800	
ホッカンホールディングス	10,800	2,151.00	23,230,800	貸付有価証券 1,400株（1,200株）
コロナ	11,200	937.00	10,494,400	貸付有価証券 1,300株（200株）

		横河ブリッジホールディングス	34,500	2,970.00	102,465,000	貸付有価証券 100株（100株）
		三和ホールディングス	192,600	3,602.00	693,745,200	
		文化シヤッター	62,900	1,857.00	116,805,300	貸付有価証券 6,000株（6,000株）
		三協立山	25,200	652.00	16,430,400	貸付有価証券 1,000株（800株）
		アルインコ	15,300	1,022.00	15,636,600	
		ＬＩＸＩＬ	313,200	1,670.00	523,044,000	貸付有価証券 142,800株（40,900株）
		ノーリツ	35,300	2,427.00	85,673,100	貸付有価証券 200株（100株）
		長府製作所	19,900	2,000.00	39,800,000	
		リンナイ	102,500	3,579.00	366,847,500	
		日東精工	26,100	779.00	20,331,900	貸付有価証券 1,700株
		岡部	34,300	911.00	31,247,300	貸付有価証券 300株
		ジーテクト	25,500	1,838.00	46,869,000	貸付有価証券 900株
		東プレ	35,300	2,425.00	85,602,500	
		高周波熱錬	28,600	1,314.00	37,580,400	貸付有価証券 200株
		東京製綱	11,800	1,764.00	20,815,200	貸付有価証券 300株
		サンコール	19,800	2,010.00	39,798,000	貸付有価証券 9,000株（1,900株）
		パイオラックス	21,500	1,570.00	33,755,000	貸付有価証券 9,500株
		エイチワン	20,600	1,306.00	26,903,600	貸付有価証券 2,200株
		日本発條	151,000	2,944.50	444,619,500	貸付有価証券 200株
		中央発條	13,000	3,770.00	49,010,000	貸付有価証券 6,000株（900株）
		立川ブラインド工業	10,200	2,521.00	25,714,200	貸付有価証券 800株
		ＧＭＳグループ	25,900	391.00	10,126,900	貸付有価証券 3,200株（3,000株）
		日本製鋼所	59,500	9,069.00	539,605,500	貸付有価証券 100株
		三浦工業	91,000	3,293.00	299,663,000	
		タクマ	55,000	2,807.00	154,385,000	
		ツガミ	41,800	5,520.00	230,736,000	貸付有価証券 700株（700株）
		オークマ	34,300	5,040.00	172,872,000	

		芝浦機械	23,400	4,705.00	110,097,000	
		アマダ	276,700	2,921.50	808,379,050	
		アイダエンジニアリング	34,700	1,324.00	45,942,800	貸付有価証券 4,500株
		ＦＵＪＩ	78,200	6,721.00	525,582,200	
		牧野フライス製作所	19,900	13,680.00	272,232,000	貸付有価証券 4,600株（4,600株）
		オーエスジー	69,800	3,478.00	242,764,400	貸付有価証券 31,900株（31,500株）
		旭ダイヤモンド工業	45,700	1,319.00	60,278,300	貸付有価証券 21,500株（16,100株）
		ＤＭＧ森精機	134,400	3,823.00	513,811,200	
		ソディック	47,800	1,799.00	85,992,200	
		ディスコ	94,500	73,380.00	6,934,410,000	貸付有価証券 100株
		日東工器	7,000	1,673.00	11,711,000	
		日進工具	16,400	895.00	14,678,000	貸付有価証券 800株
		冨士ダイス	14,500	1,006.00	14,587,000	貸付有価証券 6,700株（1,100株）
		リケンＮＰＲ	22,600	3,930.00	88,818,000	
		島精機製作所	30,300	897.00	27,179,100	貸付有価証券 13,800株（5,400株）
		オプトラン	32,200	4,610.00	148,442,000	貸付有価証券 1,600株
		イワキポンプ	13,100	2,769.00	36,273,900	貸付有価証券 1,000株
		フリュー	20,600	1,314.00	27,068,400	貸付有価証券 2,800株
		ヤマシンフィルタ	40,600	523.00	21,233,800	貸付有価証券 18,800株（6,500株）
		日阪製作所	23,000	1,630.00	37,490,000	貸付有価証券 4,000株（500株）
		やまびこ	32,000	4,050.00	129,600,000	
		野村マイクロ・サイエンス	35,400	4,630.00	163,902,000	貸付有価証券 15,700株（6,800株）
		平田機工	28,100	3,620.00	101,722,000	貸付有価証券 1,000株
		ＰＥＧＡＳＵＳ	21,600	1,000.00	21,600,000	
		マルマエ	19,000	2,347.00	44,593,000	貸付有価証券 8,600株（900株）
		タツモ	12,900	3,360.00	43,344,000	
		ナブテスコ	111,500	5,701.00	635,661,500	
		三井海洋開発	49,600	12,800.00	634,880,000	

		レオン自動機	22,700	1,624.00	36,864,800	貸付有価証券 2,600株
		ＳＭＣ	55,700	82,320.00	4,585,224,000	
		ホソカワミクロン	14,900	6,110.00	91,039,000	
		ユニオンツール	8,600	17,640.00	151,704,000	貸付有価証券 2,600株
		瑞光	16,700	900.00	15,030,000	貸付有価証券 2,100株（100株）
		オイレス工業	24,200	2,720.00	65,824,000	
		日精エー・エス・ビー機械	7,600	8,290.00	63,004,000	貸付有価証券 300株
		サトー	26,900	2,151.00	57,861,900	貸付有価証券 200株
		技研製作所	17,700	1,806.00	31,966,200	貸付有価証券 8,000株（3,200株）
		日本エアーテック	9,200	1,343.00	12,355,600	貸付有価証券 100株
		ワイエイシイホールディングス	17,000	1,235.00	20,995,000	貸付有価証券 2,000株
		小松製作所	946,000	6,615.00	6,257,790,000	
		住友重機械工業	116,000	5,368.00	622,688,000	
		日立建機	78,100	5,674.00	443,139,400	
		日工	37,800	799.00	30,202,200	貸付有価証券 100株
		巴工業	21,800	1,793.00	39,087,400	貸付有価証券 1,000株
		井関農機	18,400	1,821.00	33,506,400	貸付有価証券 3,600株
		ＴＯＷＡ	71,000	3,375.00	239,625,000	貸付有価証券 200株
		北川鉄工所	7,700	1,643.00	12,651,100	貸付有価証券 2,000株（2,000株）
		ローツェ	115,300	4,040.00	465,812,000	貸付有価証券 800株
		ハーモニック・ドライブ・システムズ	52,500	6,400.00	336,000,000	貸付有価証券 21,600株
		クボタ	992,500	2,839.00	2,817,707,500	貸付有価証券 200株（200株）
		荏原実業	20,700	2,597.00	53,757,900	貸付有価証券 500株（300株）
		三菱化工機	20,700	3,285.00	67,999,500	貸付有価証券 2,700株（2,200株）
		月島ホールディングス	26,200	3,250.00	85,150,000	
		ＴＥＩＫＯＫＵ	12,600	2,870.00	36,162,000	貸付有価証券 1,300株（1,000株）
		新東工業	39,600	1,001.00	39,639,600	貸付有価証券 100株

		澁谷工業	18,400	3,590.00	66,056,000	
		アイチ　コーポレーション	28,100	1,403.00	39,424,300	貸付有価証券 900株
		小森コーポレーション	46,600	1,587.00	73,954,200	
		鶴見製作所	27,700	2,105.00	58,308,500	貸付有価証券 2,100株
		酒井重工業	7,700	2,057.00	15,838,900	
		荏原製作所	398,500	5,902.00	2,351,947,000	貸付有価証券 900株
		酉島製作所	14,800	3,475.00	51,430,000	貸付有価証券 6,700株
		ＡＩＲＭＡＮ	19,700	1,727.00	34,021,900	貸付有価証券 300株
		ダイキン工業	255,500	24,290.00	6,206,095,000	
		オルガノ	26,900	18,025.00	484,872,500	貸付有価証券 300株
		トーヨーカネツ	16,300	2,838.00	46,259,400	貸付有価証券 1,000株
		栗田工業	118,200	8,937.00	1,056,353,400	貸付有価証券 400株
		椿本チエイン	84,900	2,412.00	204,778,800	
		木村化工機	15,000	1,333.00	19,995,000	貸付有価証券 6,800株
		アネスト岩田	36,400	1,638.00	59,623,200	貸付有価証券 600株
		ダイフク	331,100	7,578.00	2,509,075,800	貸付有価証券 200株
		サムコ	5,300	12,870.00	68,211,000	貸付有価証券 2,300株（200株）
		タダノ	103,500	1,391.00	143,968,500	
		ＣＫＤ	59,200	6,680.00	395,456,000	
		平和	58,000	1,824.00	105,792,000	貸付有価証券 400株
		理想科学工業	31,400	1,008.00	31,651,200	貸付有価証券 2,400株
		ＳＡＮＫＹＯ	183,800	1,865.50	342,878,900	
		日本金銭機械	23,700	964.00	22,846,800	貸付有価証券 100株
		マースグループホールディングス	16,500	2,831.00	46,711,500	貸付有価証券 1,400株
		ガリレイ	28,800	3,500.00	100,800,000	貸付有価証券 1,300株
		ダイコク電機	9,700	2,343.00	22,727,100	貸付有価証券 4,100株
		竹内製作所	35,600	7,260.00	258,456,000	
		アマノ	51,600	3,688.00	190,300,800	

		ＪＵＫＩ	30,400	868.00	26,387,200	貸付有価証券 600株
		ジャノメ	14,500	1,114.00	16,153,000	貸付有価証券 100株（100株）
		マックス	108,200	1,773.00	191,838,600	
		グローリー	51,400	4,108.00	211,151,200	
		新晃工業	52,700	1,268.00	66,823,600	貸付有価証券 2,800株（2,300株）
		大和冷機工業	30,100	1,965.00	59,146,500	貸付有価証券 200株（200株）
		セガサミーホールディングス	160,700	2,309.50	371,136,650	貸付有価証券 200株
		ＴＰＲ	43,500	1,250.00	54,375,000	貸付有価証券 700株
		ツバキ・ナカシマ	45,300	349.00	15,809,700	貸付有価証券 5,100株
		ホシザキ	126,300	5,299.00	669,263,700	
		大豊工業	14,800	1,223.00	18,100,400	貸付有価証券 100株
		日本精工	363,200	1,360.00	493,952,000	貸付有価証券 4,000株
		ＮＴＮ	520,800	422.20	219,881,760	
		ジェイテクト	185,100	1,963.00	363,351,300	貸付有価証券 10,700株
		不二越	14,500	5,530.00	80,185,000	貸付有価証券 200株
		日本トムソン	53,400	1,530.00	81,702,000	貸付有価証券 3,600株
		ＴＨＫ	103,800	6,931.00	719,437,800	
		ＹＵＳＨＩＮ	15,500	701.00	10,865,500	貸付有価証券 3,500株（1,900株）
		前澤給装工業	14,100	1,508.00	21,262,800	貸付有価証券 2,200株（600株）
		イーグル工業	21,700	2,935.00	63,689,500	貸付有価証券 4,500株
		ＰＩＬＬＡＲ	18,200	9,770.00	177,814,000	貸付有価証券 500株
		キッツ	70,000	2,219.00	155,330,000	貸付有価証券 500株
		マキタ	244,100	5,915.00	1,443,851,500	貸付有価証券 4,300株
		三井Ｅ＆Ｓ	97,300	5,454.00	530,674,200	
		カナデビア	160,700	1,261.00	202,642,700	貸付有価証券 1,600株
		三菱重工業	3,675,500	4,384.00	16,113,392,000	貸付有価証券 700株
		ＩＨＩ	1,022,400	2,870.00	2,934,288,000	貸付有価証券 600株

		キオクシアホールディングス	119,000	45,940.00	5,466,860,000	
		日清紡ホールディングス	147,600	2,065.50	304,867,800	
		イビデン	245,500	15,655.00	3,843,302,500	貸付有価証券 25,300株（300株）
		コニカミノルタ	438,100	554.50	242,926,450	
		ブラザー工業	243,400	3,480.00	847,032,000	貸付有価証券 6,000株
		ミネベアミツミ	341,200	3,458.00	1,179,869,600	貸付有価証券 6,900株
		日立製作所	4,941,400	4,887.00	24,148,621,800	
		三菱電機	2,148,800	6,447.00	13,853,313,600	貸付有価証券 300株
		富士電機	141,000	15,005.00	2,115,705,000	貸付有価証券 1,300株（300株）
		安川電機	213,100	6,574.00	1,400,919,400	貸付有価証券 16,900株
		シンフォニアテクノロジー	21,600	14,800.00	319,680,000	
		明電舎	36,400	9,350.00	340,340,000	貸付有価証券 700株
		山洋電気	22,600	7,680.00	173,568,000	
		デンヨー	14,300	3,780.00	54,054,000	貸付有価証券 300株
		ＰＨＣホールディングス	36,800	996.00	36,652,800	貸付有価証券 5,200株
		ＫＯＫＵＳＡＩ　ＥＬＥＣＴＲＩＣ	224,800	7,054.00	1,585,739,200	貸付有価証券 100株
		ソシオネクスト	169,900	2,380.00	404,362,000	貸付有価証券 14,500株（6,200株）
		東芝テック	25,100	3,120.00	78,312,000	
		芝浦メカトロニクス	60,900	4,895.00	298,105,500	貸付有価証券 700株（700株）
		マブチモーター	189,300	1,541.50	291,805,950	貸付有価証券 7,800株（3,400株）
		ユー・エム・シー・エレクトロニクス	12,300	300.00	3,690,000	
		トレックス・セミコンダクター	7,600	2,308.00	17,540,800	
		東光高岳	10,600	8,360.00	88,616,000	
		ダブル・スコープ	70,500	236.00	16,638,000	貸付有価証券 1,300株
		ダイヘン	18,100	17,620.00	318,922,000	
		ヤーマン	38,100	709.00	27,012,900	貸付有価証券 17,800株（5,500株）
		ＪＶＣケンウッド	152,600	1,127.00	171,980,200	貸付有価証券 2,100株

		ミマキエンジニアリング	16,300	1,742.00	28,394,600	貸付有価証券 600株
		大崎電気工業	37,500	2,188.00	82,050,000	貸付有価証券 3,100株
		オムロン	164,800	6,188.00	1,019,782,400	貸付有価証券 300株
		日東工業	23,500	4,910.00	115,385,000	
		ＩＤＥＣ	25,100	3,425.00	85,967,500	
		ジーエス・ユアサ　コーポレーション	80,300	6,565.00	527,169,500	
		ＢＵＦＦＡＬＯ	10,500	2,559.00	26,869,500	貸付有価証券 4,500株
		テクノメディカ	3,800	2,312.00	8,785,600	
		ダイヤモンドエレクトリックホールディング	10,200	543.00	5,538,600	貸付有価証券 4,600株（100株）
		日本電気	1,288,100	4,101.00	5,282,498,100	
		富士通	1,805,200	3,341.00	6,031,173,200	
		沖電気工業	95,000	3,470.00	329,650,000	
		電気興業	7,200	3,425.00	24,660,000	
		サンケン電気	20,100	9,463.00	190,206,300	貸付有価証券 3,100株
		アイホン	10,200	2,848.00	29,049,600	貸付有価証券 900株
		ルネサスエレクトロニクス	1,902,100	3,500.00	6,657,350,000	
		セイコーエプソン	244,200	2,431.00	593,650,200	
		ワコム	117,700	748.00	88,039,600	貸付有価証券 500株
		アルバック	50,200	10,815.00	542,913,000	
		アクセル	9,000	1,119.00	10,071,000	貸付有価証券 100株
		ＥＩＺＯ	27,700	2,256.00	62,491,200	貸付有価証券 300株
		日本信号	49,600	1,678.00	83,228,800	貸付有価証券 700株
		京三製作所	45,600	755.00	34,428,000	貸付有価証券 2,800株
		能美防災	26,500	4,350.00	115,275,000	
		ホーチキ	46,000	1,953.00	89,838,000	貸付有価証券 3,000株
		エレコム	46,900	1,640.00	76,916,000	貸付有価証券 600株
		パナソニック　ホールディングス	2,317,600	3,334.00	7,726,878,400	
		シャープ	236,200	561.00	132,508,200	貸付有価証券 105,700株

アンリツ	128,300	4,142.00	531,418,600	貸付有価証券 500株
ソニーグループ	6,700,100	3,372.00	22,592,737,200	
ＴＤＫ	1,694,200	2,936.00	4,974,171,200	貸付有価証券 100株
帝国通信工業	8,600	2,767.00	23,796,200	
タムラ製作所	78,200	900.00	70,380,000	
アルプスアルパイン	151,100	2,159.00	326,224,900	貸付有価証券 900株
日本電波工業	23,500	2,259.00	53,086,500	貸付有価証券 2,300株
鈴木	11,500	3,190.00	36,685,000	貸付有価証券 1,100株（1,100株）
メイコー	17,500	31,500.00	551,250,000	
日本トリム	4,400	4,355.00	19,162,000	貸付有価証券 2,000株（2,000株）
フォスター電機	18,200	2,961.00	53,890,200	貸付有価証券 1,200株
ＳＭＫ	4,700	3,655.00	17,178,500	貸付有価証券 500株（300株）
ヨコオ	17,300	4,385.00	75,860,500	貸付有価証券 200株
ホシデン	38,200	2,493.00	95,232,600	貸付有価証券 3,200株（1,200株）
ヒロセ電機	28,500	22,430.00	639,255,000	
日本航空電子工業	46,000	2,420.00	111,320,000	貸付有価証券 1,200株
ＴＯＡ	19,800	1,570.00	31,086,000	貸付有価証券 100株
マクセル	40,900	1,930.00	78,937,000	貸付有価証券 4,400株（1,800株）
古野電気	25,500	6,920.00	176,460,000	貸付有価証券 700株
スミダコーポレーション	33,700	1,300.00	43,810,000	
アイコム	7,600	2,973.00	22,594,800	貸付有価証券 2,600株
リオン	8,100	3,660.00	29,646,000	貸付有価証券 100株
横河電機	205,500	5,371.00	1,103,740,500	貸付有価証券 200株（200株）
新電元工業	8,300	3,605.00	29,921,500	
アズビル	471,900	1,427.50	673,637,250	貸付有価証券 7,700株
日本光電工業	161,400	1,453.00	234,514,200	貸付有価証券 3,400株
チノー	16,100	1,608.00	25,888,800	貸付有価証券 4,000株（200株）

日本電子材料	13,600	8,060.00	109,616,000	貸付有価証券 5,100株（1,400株）
堀場製作所	36,800	23,710.00	872,528,000	
アドバンテスト	584,800	28,780.00	16,830,544,000	
エスペック	19,000	3,510.00	66,690,000	貸付有価証券 300株
キーエンス	194,300	82,300.00	15,990,890,000	
日置電機	10,200	11,870.00	121,074,000	
シスメックス	502,900	1,325.00	666,342,500	貸付有価証券 32,000株
日本マイクロニクス	32,000	13,850.00	443,200,000	貸付有価証券 500株（500株）
メガチップス	12,500	11,490.00	143,625,000	貸付有価証券 300株
ＯＢＡＲＡ　ＧＲＯＵＰ	9,100	6,680.00	60,788,000	貸付有価証券 4,800株（4,800株）
コーセル	23,900	1,337.00	31,954,300	貸付有価証券 2,700株
イリソ電子工業	16,000	3,255.00	52,080,000	
オプテックスグループ	32,900	3,210.00	105,609,000	貸付有価証券 8,400株
千代田インテグレ	4,900	3,035.00	14,871,500	
レーザーテック	82,200	44,110.00	3,625,842,000	貸付有価証券 200株
スタンレー電気	82,400	3,139.00	258,653,600	
ウシオ電機	72,800	3,406.00	247,956,800	
日本セラミック	15,800	4,155.00	65,649,000	貸付有価証券 100株
山一電機	19,000	10,800.00	205,200,000	
図研	16,200	4,510.00	73,062,000	
日本電子	44,900	6,803.00	305,454,700	貸付有価証券 100株
カシオ計算機	155,400	1,669.50	259,440,300	貸付有価証券 65,200株
ファナック	927,600	7,564.00	7,016,366,400	
日本シイエムケイ	62,100	650.00	40,365,000	貸付有価証券 5,100株
エンプラス	5,700	14,210.00	80,997,000	貸付有価証券 100株（100株）
大真空	28,000	810.00	22,680,000	貸付有価証券 3,400株
ローム	381,200	4,000.00	1,524,800,000	貸付有価証券 43,800株（31,300株）
浜松ホトニクス	301,400	2,162.00	651,626,800	

		三井ハイテック	100,300	701.00	70,310,300	貸付有価証券 42,000株
		京セラ	1,206,800	2,858.00	3,449,034,400	
		太陽誘電	104,000	6,750.00	702,000,000	貸付有価証券 200株
		村田製作所	1,853,500	5,960.00	11,046,860,000	
		双葉電子工業	40,100	802.00	32,160,200	貸付有価証券 11,200株
		ニチコン	50,800	2,700.00	137,160,000	
		日本ケミコン	26,900	3,170.00	85,273,000	貸付有価証券 3,500株（900株）
		ＫＯＡ	35,400	2,040.00	72,216,000	貸付有価証券 3,700株
		市光工業	42,000	524.00	22,008,000	貸付有価証券 3,400株
		小糸製作所	201,200	2,640.00	531,168,000	
		ミツバ	36,900	1,161.00	42,840,900	貸付有価証券 7,000株
		ＳＣＲＥＥＮホールディングス	138,600	11,410.00	1,581,426,000	貸付有価証券 1,700株
		キヤノン	871,900	4,092.00	3,567,814,800	貸付有価証券 84,900株
		リコー	455,200	1,359.50	618,844,400	貸付有価証券 10,200株
		象印マホービン	52,700	1,583.00	83,424,100	貸付有価証券 4,300株（1,000株）
		東京エレクトロン	411,100	52,080.00	21,410,088,000	
		イノテック	12,900	3,385.00	43,666,500	
		トヨタ紡織	95,400	2,300.00	219,420,000	
		ＡＲＣＨＩＯＮ	292,100	296.00	86,461,600	貸付有価証券 133,200株（300株）
		ユニプレス	36,000	1,336.00	48,096,000	貸付有価証券 1,900株
		モリタホールディングス	29,700	2,515.00	74,695,500	貸付有価証券 200株
		三櫻工業	29,700	846.00	25,126,200	貸付有価証券 12,900株（100株）
		デンソー	1,902,900	1,879.00	3,575,549,100	貸付有価証券 17,100株
		東海理化電機製作所	51,800	2,977.00	154,208,600	貸付有価証券 100株
		川崎重工業	731,800	3,170.00	2,319,806,000	貸付有価証券 43,500株
		名村造船所	60,600	4,015.00	243,309,000	貸付有価証券 15,800株
		日本車輌製造	7,500	3,645.00	27,337,500	貸付有価証券 500株

日産自動車	2,967,300	350.20	1,039,148,460	貸付有価証券 310,700株
いすゞ自動車	500,300	2,141.50	1,071,392,450	貸付有価証券 21,000株
トヨタ自動車	10,325,000	2,870.00	29,632,750,000	貸付有価証券 1,500株
三菱自動車工業	742,500	329.00	244,282,500	貸付有価証券 338,800株（10,600株）
武蔵精密工業	42,900	5,160.00	221,364,000	貸付有価証券 11,100株（3,500株）
日産車体	29,500	992.00	29,264,000	貸付有価証券 1,000株（500株）
新明和工業	55,900	2,579.00	144,166,100	貸付有価証券 3,200株（1,500株）
極東開発工業	32,100	2,677.00	85,931,700	貸付有価証券 500株
トピー工業	14,000	2,945.00	41,230,000	貸付有価証券 200株
ティラド	3,400	14,730.00	50,082,000	
タチエス	35,800	2,101.00	75,215,800	
ＮＯＫ	70,100	2,892.50	202,764,250	貸付有価証券 3,200株
フタバ産業	52,100	1,008.00	52,516,800	貸付有価証券 600株
カヤバ	33,000	4,555.00	150,315,000	貸付有価証券 5,200株（5,200株）
大同メタル工業	38,000	908.00	34,504,000	貸付有価証券 9,400株（4,000株）
プレス工業	78,400	782.00	61,308,800	貸付有価証券 1,100株
アイシン	496,200	2,274.00	1,128,358,800	貸付有価証券 1,900株
マツダ	642,400	994.00	638,545,600	
本田技研工業	3,621,600	1,251.00	4,530,621,600	
スズキ	1,426,900	1,783.50	2,544,876,150	貸付有価証券 5,300株（5,300株）
ＳＵＢＡＲＵ	573,100	2,319.50	1,329,305,450	貸付有価証券 13,500株
ヤマハ発動機	961,300	1,145.50	1,101,169,150	貸付有価証券 48,100株（10,200株）
エクセディ	31,800	6,090.00	193,662,000	
豊田合成	59,800	4,600.00	275,080,000	貸付有価証券 500株（500株）
愛三工業	32,200	1,770.00	56,994,000	貸付有価証券 200株（200株）
ヨロズ	18,200	889.00	16,179,800	貸付有価証券 400株

		エフ・シー・シー	37,800	3,470.00	131,166,000	
		シマノ	81,700	16,515.00	1,349,275,500	貸付有価証券 1,700株（1,000株）
		テイ・エス　テック	72,100	1,752.50	126,355,250	貸付有価証券 3,200株
		リガク・ホールディングス	115,100	2,956.00	340,235,600	貸付有価証券 46,500株（39,100株）
		北里コーポレーション	20,300	1,298.00	26,349,400	貸付有価証券 800株
		テルモ	1,290,400	1,957.00	2,525,312,800	
		日機装	45,200	2,641.00	119,373,200	貸付有価証券 200株
		日本エム・ディ・エム	15,400	465.00	7,161,000	貸付有価証券 100株
		島津製作所	258,000	3,815.00	984,270,000	
		ＪＭＳ	18,000	424.00	7,632,000	貸付有価証券 200株（100株）
		長野計器	12,300	3,375.00	41,512,500	貸付有価証券 1,000株
		ブイ・テクノロジー	9,500	4,810.00	45,695,000	貸付有価証券 1,300株
		東京計器	16,100	7,850.00	126,385,000	貸付有価証券 2,000株（1,200株）
		愛知時計電機	9,200	3,045.00	28,014,000	貸付有価証券 400株
		インターアクション	9,900	2,271.00	22,482,900	貸付有価証券 1,500株
		東京精密	36,900	18,860.00	695,934,000	
		マニー	85,500	1,696.00	145,008,000	
		ニコン	242,300	1,968.50	476,967,550	貸付有価証券 51,700株（4,600株）
		オリンパス	1,052,300	1,551.00	1,632,117,300	
		理研計器	27,500	3,365.00	92,537,500	
		タムロン	99,200	1,045.00	103,664,000	
		ＨＯＹＡ	368,700	27,235.00	10,041,544,500	
		ノーリツ鋼機	55,300	2,059.00	113,862,700	
		Ａ＆Ｄホロンホールディングス	26,300	2,987.00	78,558,100	
		朝日インテック	231,300	3,324.00	768,841,200	
		シチズン時計	160,800	2,010.00	323,208,000	貸付有価証券 1,300株（1,200株）
		メニコン	72,500	1,598.00	115,855,000	貸付有価証券 6,000株（5,100株）
		松風	23,400	1,689.00	39,522,600	貸付有価証券 4,400株（1,700株）

		セイコーグループ	54,100	6,090.00	329,469,000	
		ニプロ	161,900	1,470.50	238,073,950	貸付有価証券 39,400株（34,700株）
		三井松島ホールディングス	33,200	1,376.00	45,683,200	貸付有価証券 1,900株（1,000株）
		テクセンドフォトマスク	72,100	5,190.00	374,199,000	貸付有価証券 300株
		トランザクション	33,400	1,144.00	38,209,600	貸付有価証券 11,400株（400株）
		ニホンフラッシュ	18,200	779.00	14,177,800	貸付有価証券 100株（100株）
		前田工繊	39,600	1,845.00	73,062,000	貸付有価証券 800株（200株）
		アートネイチャー	17,500	801.00	14,017,500	貸付有価証券 800株（100株）
		フルヤ金属	18,400	8,540.00	157,136,000	貸付有価証券 1,100株
		バンダイナムコホールディングス	519,300	3,653.00	1,897,002,900	
		ＳＨＯＥＩ	46,800	1,836.00	85,924,800	貸付有価証券 100株
		フランスベッドホールディングス	27,800	1,254.00	34,861,200	貸付有価証券 12,600株（8,800株）
		パイロットコーポレーション	27,200	4,808.00	130,777,600	貸付有価証券 300株
		萩原工業	13,000	1,665.00	21,645,000	貸付有価証券 4,100株（400株）
		フジシールインターナショナル	39,300	2,558.00	100,529,400	
		タカラトミー	95,200	2,665.50	253,755,600	貸付有価証券 2,700株（400株）
		広済堂ホールディングス	71,600	648.00	46,396,800	貸付有価証券 30,800株（2,900株）
		プロネクサス	20,100	1,068.00	21,466,800	貸付有価証券 600株（600株）
		ＴＯＰＰＡＮホールディングス	235,500	5,328.00	1,254,744,000	貸付有価証券 500株
		大日本印刷	419,000	3,254.00	1,363,426,000	貸付有価証券 1,100株（1,100株）
		共同印刷	19,600	1,508.00	29,556,800	貸付有価証券 1,800株
		ＮＩＳＳＨＡ	34,900	1,293.00	45,125,700	貸付有価証券 600株
		ＴＡＫＡＲＡ ＆ ＣＯＭＰＡＮＹ	11,500	3,345.00	38,467,500	
		アシックス	746,900	4,769.00	3,561,966,100	
		ツツミ	4,500	2,949.00	13,270,500	貸付有価証券 100株

ローランド	15,400	4,230.00	65,142,000	
小松ウオール工業	14,300	2,527.00	36,136,100	貸付有価証券 1,100株（700株）
ヤマハ	302,700	1,147.50	347,348,250	
河合楽器製作所	5,200	2,812.00	14,622,400	
クリナップ	21,200	912.00	19,334,400	貸付有価証券 1,400株（100株）
ピジョン	114,900	1,754.50	201,592,050	
キングジム	17,100	795.00	13,594,500	貸付有価証券 8,200株（5,200株）
リンテック	42,100	5,470.00	230,287,000	貸付有価証券 300株（300株）
イトーキ	42,700	2,760.00	117,852,000	
任天堂	1,215,400	7,020.00	8,532,108,000	貸付有価証券 500株
三菱鉛筆	26,200	2,502.00	65,552,400	貸付有価証券 9,600株（1,500株）
タカラスタンダード	41,400	3,095.00	128,133,000	
コクヨ	384,300	794.80	305,441,640	貸付有価証券 200株
ナカバヤシ	20,900	558.00	11,662,200	貸付有価証券 1,800株（1,500株）
グローブライド	18,200	2,222.00	40,440,400	貸付有価証券 300株
オカムラ	58,500	2,326.00	136,071,000	
美津濃	52,100	3,365.00	175,316,500	
グリムス	6,900	2,956.00	20,396,400	貸付有価証券 400株
東京電力ホールディングス	1,750,800	651.10	1,139,945,880	貸付有価証券 702,600株
中部電力	715,700	2,742.00	1,962,449,400	貸付有価証券 1,900株（1,900株）
関西電力	1,052,700	2,373.00	2,498,057,100	
中国電力	337,400	920.20	310,475,480	貸付有価証券 3,200株（2,600株）
北陸電力	198,600	904.00	179,534,400	貸付有価証券 200株
東北電力	511,400	1,060.00	542,084,000	貸付有価証券 2,800株
四国電力	180,900	1,538.50	278,314,650	
九州電力	447,700	1,778.00	796,010,600	
北海道電力	218,900	1,008.00	220,651,200	貸付有価証券 99,900株（23,400株）
沖縄電力	49,600	969.00	48,062,400	貸付有価証券 5,200株

電源開発	146,200	3,845.00	562,139,000	
エフオン	14,100	381.00	5,372,100	貸付有価証券 1,500株
イーレックス	39,700	1,033.00	41,010,100	貸付有価証券 18,100株（600株）
レノバ	53,000	1,225.00	64,925,000	貸付有価証券 24,200株（4,500株）
東京瓦斯	350,400	6,745.00	2,363,448,000	
大阪瓦斯	346,800	5,590.00	1,938,612,000	貸付有価証券 400株（400株）
東邦瓦斯	266,000	1,217.50	323,855,000	貸付有価証券 800株
北海道瓦斯	58,000	817.00	47,386,000	
広島ガス	41,200	400.00	16,480,000	貸付有価証券 4,600株（4,100株）
西部ガスホールディングス	22,300	2,241.00	49,974,300	貸付有価証券 8,000株
静岡ガス	44,300	1,349.00	59,760,700	貸付有価証券 200株（200株）
メタウォーター	25,700	3,440.00	88,408,000	
ＳＢＳホールディングス	17,300	4,420.00	76,466,000	貸付有価証券 300株
東武鉄道	200,600	2,781.50	557,968,900	
相鉄ホールディングス	74,800	2,652.50	198,407,000	貸付有価証券 700株（500株）
東急	499,200	1,619.00	808,204,800	
京浜急行電鉄	220,300	1,536.00	338,380,800	貸付有価証券 2,100株
小田急電鉄	294,400	1,562.00	459,852,800	貸付有価証券 1,000株（1,000株）
京王電鉄	434,700	744.00	323,416,800	貸付有価証券 3,600株（3,600株）
京成電鉄	338,100	1,068.00	361,090,800	
富士急行	23,900	2,308.00	55,161,200	貸付有価証券 1,800株（100株）
東日本旅客鉄道	1,071,100	3,639.00	3,897,732,900	貸付有価証券 4,700株
西日本旅客鉄道	463,200	2,786.50	1,290,706,800	
東海旅客鉄道	799,900	3,580.00	2,863,642,000	
東京地下鉄	309,300	1,505.00	465,496,500	貸付有価証券 121,700株（28,000株）
西武ホールディングス	199,900	3,945.00	788,605,500	貸付有価証券 12,400株
鴻池運輸	33,100	2,861.00	94,699,100	貸付有価証券 100株
西日本鉄道	56,200	2,905.50	163,289,100	貸付有価証券

				200株
ハマキョウレックス	60,800	1,752.00	106,521,600	貸付有価証券 600株
サカイ引越センター	24,600	2,870.00	70,602,000	貸付有価証券 100株
近鉄グループホールディングス	207,700	3,500.00	726,950,000	貸付有価証券 26,600株
阪急阪神ホールディングス	255,700	4,544.00	1,161,900,800	貸付有価証券 1,900株
ＮＡＮＫＡＩ	88,600	2,986.50	264,603,900	貸付有価証券 600株
京阪ホールディングス	100,900	3,258.00	328,732,200	貸付有価証券 200株
神戸電鉄	5,300	2,410.00	12,773,000	貸付有価証券 2,500株
名古屋鉄道	214,300	1,767.50	378,775,250	貸付有価証券 37,100株（7,600株）
山陽電気鉄道	14,600	1,950.00	28,470,000	貸付有価証券 7,000株
ヤマトホールディングス	235,700	1,730.50	407,878,850	貸付有価証券 3,900株（3,700株）
山九	42,300	8,597.00	363,653,100	
丸全昭和運輸	12,000	7,920.00	95,040,000	
センコーグループホールディングス	140,400	1,858.00	260,863,200	貸付有価証券 1,000株
ニッコンホールディングス	82,700	5,444.00	450,218,800	貸付有価証券 47,600株（47,600株）
福山通運	20,400	5,250.00	107,100,000	貸付有価証券 400株（400株）
セイノーホールディングス	95,400	2,439.00	232,680,600	
神奈川中央交通	5,500	3,215.00	17,682,500	貸付有価証券 2,300株
ＡＺ－ＣＯＭ丸和ホールディングス	60,100	891.00	53,549,100	貸付有価証券 2,300株
九州旅客鉄道	146,000	3,620.00	528,520,000	
ＳＧホールディングス	325,600	1,424.00	463,654,400	貸付有価証券 200株
ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディン	194,100	4,422.00	858,310,200	貸付有価証券 800株（800株）
日本郵船	386,000	5,471.00	2,111,806,000	貸付有価証券 200株
商船三井	369,100	5,802.00	2,141,518,200	貸付有価証券 2,800株
川崎汽船	417,800	2,480.00	1,036,144,000	貸付有価証券 153,800株（86,000株）
ＮＳユナイテッド海運	12,200	8,160.00	99,552,000	

		飯野海運	71,200	1,530.00	108,936,000	貸付有価証券 5,400株
		乾汽船	24,600	1,529.00	37,613,400	貸付有価証券 11,200株
		日本航空	444,500	2,559.50	1,137,697,750	貸付有価証券 59,100株
		ＡＮＡホールディングス	527,600	2,828.50	1,492,316,600	貸付有価証券 40,300株
		三菱倉庫	210,400	1,419.50	298,662,800	
		三井倉庫ホールディングス	59,900	3,901.00	233,669,900	貸付有価証券 27,300株
		住友倉庫	55,600	3,765.00	209,334,000	
		澁澤倉庫	30,900	1,394.00	43,074,600	貸付有価証券 700株
		日本トランスシティ	48,200	1,181.00	56,924,200	
		中央倉庫	10,400	1,848.00	19,219,200	貸付有価証券 1,000株
		安田倉庫	13,200	2,335.00	30,822,000	貸付有価証券 900株
		上組	85,100	5,234.00	445,413,400	
		キユーソー流通システム	11,000	2,933.00	32,263,000	
		エーアイテイー	12,200	2,230.00	27,206,000	貸付有価証券 300株
		ＭＩＸＩ	36,300	2,608.00	94,670,400	
		クロスキャット	11,100	941.00	10,445,100	貸付有価証券 200株（200株）
		システナ	278,400	430.00	119,712,000	貸付有価証券 3,100株
		デジタルアーツ	10,300	4,240.00	43,672,000	貸付有価証券 1,000株（400株）
		日鉄ソリューションズ	53,200	3,610.00	192,052,000	貸付有価証券 31,400株
		キューブシステム	11,400	1,026.00	11,696,400	貸付有価証券 300株（200株）
		コア	8,600	2,008.00	17,268,800	貸付有価証券 900株（500株）
		ディー・エヌ・エー	79,800	2,662.50	212,467,500	貸付有価証券 32,600株（300株）
		手間いらず	2,400	2,520.00	6,048,000	
		ラクーンホールディングス	15,400	627.00	9,655,800	貸付有価証券 7,000株
		ソリトンシステムズ	10,000	1,915.00	19,150,000	貸付有価証券 1,900株（300株）
		ソフトクリエイトホールディングス	16,000	1,810.00	28,960,000	貸付有価証券 400株（100株）
		ＴＩＳ	199,100	3,488.00	694,460,800	貸付有価証券 8,100株

		グリーホールディングス	65,300	369.00	24,095,700	
		ＧＭＯペパボ	2,400	1,885.00	4,524,000	
		コーエーテクモホールディングス	122,100	1,532.00	187,057,200	
		三菱総合研究所	10,500	4,490.00	47,145,000	貸付有価証券 1,800株（1,700株）
		ファインデックス	13,500	786.00	10,611,000	貸付有価証券 2,300株（2,100株）
		ＫＬａｂ	57,100	219.00	12,504,900	貸付有価証券 26,000株
		ポールトゥウィンホールディングス	27,700	299.00	8,282,300	貸付有価証券 11,900株（4,200株）
		ネクソン	460,600	2,647.50	1,219,438,500	
		アイスタイル	74,600	424.00	31,630,400	貸付有価証券 24,600株（200株）
		エムアップホールディングス	47,700	732.00	34,916,400	貸付有価証券 700株
		エイチームホールディングス	13,700	989.00	13,549,300	貸付有価証券 7,200株（1,000株）
		セルシス	25,300	1,471.00	37,216,300	貸付有価証券 3,600株
		エニグモ	21,700	372.00	8,072,400	貸付有価証券 10,100株
		コロプラ	66,300	376.00	24,928,800	貸付有価証券 14,900株
		ブロードリーフ	71,100	895.00	63,634,500	貸付有価証券 1,600株（1,500株）
		デジタルハーツホールディングス	12,100	834.00	10,091,400	貸付有価証券 4,700株（700株）
		メディアドゥ	6,600	1,234.00	8,144,400	貸付有価証券 3,000株（1,700株）
		じげん	55,900	429.00	23,981,100	貸付有価証券 25,500株（12,300株）
		フィックスターズ	26,900	1,444.00	38,843,600	貸付有価証券 12,200株（6,300株）
		オプティム	19,800	458.00	9,068,400	貸付有価証券 5,600株
		セレス	8,800	1,944.00	17,107,200	貸付有価証券 3,700株
		ＳＨＩＦＴ	194,300	664.30	129,073,490	貸付有価証券 88,600株（33,900株）
		セック	5,900	3,525.00	20,797,500	貸付有価証券 2,700株（1,700株）
		テクマトリックス	38,800	1,811.00	70,266,800	貸付有価証券 400株
		プロシップ	15,700	1,607.00	25,229,900	貸付有価証券 700株

ガンホー・オンライン・エンターテイメント	45,200	2,512.00	113,542,400	貸付有価証券 200株
ＧＭＯペイメントゲートウェイ	44,500	7,623.00	339,223,500	貸付有価証券 13,600株（11,600株）
システムリサーチ	14,600	1,700.00	24,820,000	貸付有価証券 6,200株
インターネットイニシアティブ	106,600	2,903.50	309,513,100	
さくらインターネット	27,400	3,115.00	85,351,000	貸付有価証券 12,400株
ＧＭＯグローバルサイン・ホールディングス	5,900	2,007.00	11,841,300	貸付有価証券 300株
ＳＲＡホールディングス	11,100	4,510.00	50,061,000	
朝日ネット	20,900	622.00	12,999,800	貸付有価証券 2,500株（2,400株）
ｅＢＡＳＥ	24,000	424.00	10,176,000	貸付有価証券 1,500株（100株）
アバントグループ	20,900	1,231.00	25,727,900	貸付有価証券 1,800株（1,800株）
アドソル日進	15,100	1,580.00	23,858,000	貸付有価証券 2,800株（2,700株）
フリービット	10,200	1,420.00	14,484,000	
コムチュア	25,800	1,378.00	35,552,400	貸付有価証券 500株
アステリア	15,200	1,529.00	23,240,800	貸付有価証券 6,900株（2,900株）
アイル	12,700	2,406.00	30,556,200	貸付有価証券 400株（400株）
マークラインズ	11,500	1,497.00	17,215,500	貸付有価証券 400株
ｇｕｍｉ	35,200	323.00	11,369,600	貸付有価証券 15,900株
テラスカイ	6,600	2,044.00	13,490,400	貸付有価証券 3,000株（1,000株）
デジタル・インフォメーション・テクノロジ	20,300	913.00	18,533,900	貸付有価証券 2,300株（1,600株）
ネオジャパン	5,100	1,601.00	8,165,100	
ＰＲ　ＴＩＭＥＳ	3,900	2,273.00	8,864,700	
ラクス	180,200	900.00	162,180,000	貸付有価証券 34,400株（13,700株）
ダブルスタンダード	6,900	1,374.00	9,480,600	貸付有価証券 700株（700株）
オープンドア	11,400	297.00	3,385,800	貸付有価証券 5,100株（1,100株）
アカツキ	9,500	2,789.00	26,495,500	貸付有価証券 500株
Ｕｂｉｃｏｍホールディ	6,200	1,008.00	6,249,600	貸付有価証券

ングス				700株（700株）
カナミックネットワーク	24,500	553.00	13,548,500	貸付有価証券 11,100株（3,000株）
チェンジホールディングス	37,500	921.00	34,537,500	貸付有価証券 17,500株（100株）
オークネット	34,900	1,240.00	43,276,000	貸付有価証券 17,000株
オロ	8,100	2,023.00	16,386,300	貸付有価証券 3,700株（400株）
ユーザーローカル	8,300	1,812.00	15,039,600	貸付有価証券 400株（400株）
ＰＫＳＨＡ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ	20,900	3,315.00	69,283,500	貸付有価証券 10,500株（1,500株）
マネーフォワード	44,400	4,441.00	197,180,400	貸付有価証券 20,200株
ＧＭＯフィナンシャルゲート	3,600	5,820.00	20,952,000	貸付有価証券 100株
Ｓｕｎ　Ａｓｔｅｒｉｓｋ	17,400	437.00	7,603,800	貸付有価証券 1,600株（600株）
プラスアルファ・コンサルティング	27,700	2,339.00	64,790,300	貸付有価証券 1,000株
電算システムホールディングス	8,600	2,918.00	25,094,800	貸付有価証券 600株（200株）
Ａｐｐｉｅｒ　Ｇｒｏｕｐ	74,600	999.00	74,525,400	貸付有価証券 32,000株（4,900株）
ビジョナル	26,300	7,415.00	195,014,500	貸付有価証券 6,800株（100株）
ハイマックス	5,400	1,175.00	6,345,000	
野村総合研究所	379,900	4,301.00	1,633,949,900	
日本システム技術	18,000	1,945.00	35,010,000	貸付有価証券 4,000株
インテージホールディングス	14,700	1,741.00	25,592,700	貸付有価証券 1,400株
ソースネクスト	101,000	129.00	13,029,000	貸付有価証券 46,100株（12,100株）
シンプレクス・ホールディングス	155,000	945.00	146,475,000	貸付有価証券 1,600株
ＨＥＲＯＺ	7,700	783.00	6,029,100	貸付有価証券 3,500株（3,200株）
ラクスル	13,300	1,890.00	25,137,000	貸付有価証券 8,100株
メルカリ	83,900	3,888.00	326,203,200	貸付有価証券 4,100株
ＩＰＳ	5,700	3,995.00	22,771,500	貸付有価証券 2,200株（800株）
システムサポートホールディングス	16,600	1,086.00	18,027,600	貸付有価証券 1,100株（700株）
ボードルア	14,000	2,073.00	29,022,000	貸付有価証券

				4,800株（4,100株）
ＮＥ	19,000	290.00	5,510,000	貸付有価証券 1,000株（1,000株）
イーソル	13,100	562.00	7,362,200	貸付有価証券 1,600株（1,400株）
ウイングアーク１ｓｔ	20,300	2,639.00	53,571,700	
サーバーワークス	4,000	2,019.00	8,076,000	貸付有価証券 400株
Ｓａｎｓａｎ	64,500	1,289.00	83,140,500	貸付有価証券 23,600株（17,900株）
ギフティ	15,100	1,232.00	18,603,200	貸付有価証券 6,900株
メドレー	23,800	2,290.00	54,502,000	貸付有価証券 10,800株
ベース	8,200	3,240.00	26,568,000	貸付有価証券 700株
ＪＭＤＣ	28,500	2,665.00	75,952,500	貸付有価証券 13,000株
フォーカスシステムズ	13,000	1,556.00	20,228,000	
クレスコ	33,600	1,660.00	55,776,000	貸付有価証券 200株
フジ・メディア・ホールディングス	153,100	3,965.00	607,041,500	貸付有価証券 32,400株（4,100株）
オービック	361,700	4,197.00	1,518,054,900	貸付有価証券 2,200株（2,200株）
ジャストシステム	28,000	3,715.00	104,020,000	
ＴＤＣソフト	36,500	983.00	35,879,500	貸付有価証券 1,100株（300株）
ＬＩＮＥヤフー	3,000,100	448.80	1,346,444,880	
トレンドマイクロ	112,600	5,645.00	635,627,000	
ＩＤホールディングス	25,000	1,071.00	26,775,000	貸付有価証券 200株（200株）
日本オラクル	37,300	8,822.00	329,060,600	貸付有価証券 900株
アルファシステムズ	6,100	3,395.00	20,709,500	
フューチャー	41,500	1,557.00	64,615,500	貸付有価証券 100株（100株）
ＣＡＣ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	11,900	1,813.00	21,574,700	貸付有価証券 400株（200株）
オービックビジネスコンサルタント	32,900	6,170.00	202,993,000	貸付有価証券 2,200株（100株）
アイティフォー	20,300	1,711.00	34,733,300	貸付有価証券 500株
東計電算	5,400	4,135.00	22,329,000	貸付有価証券 200株（200株）
大塚商会	220,800	3,045.00	672,336,000	貸付有価証券 4,900株

		サイボウズ	26,800	2,178.00	58,370,400	貸付有価証券 12,200株
		電通総研	71,000	2,167.00	153,857,000	貸付有価証券 600株
		デジタルガレージ	27,700	2,591.00	71,770,700	貸付有価証券 600株
		ＥＭシステムズ	25,600	654.00	16,742,400	貸付有価証券 11,700株（7,000株）
		ウェザーニューズ	27,500	2,052.00	56,430,000	貸付有価証券 12,500株（2,600株）
		ＣＩＪ	47,100	499.00	23,502,900	貸付有価証券 20,600株（19,100株）
		ビジネスエンジニアリング	22,900	1,240.00	28,396,000	貸付有価証券 10,100株（2,600株）
		ＷＯＷＯＷ	14,700	1,195.00	17,566,500	貸付有価証券 6,400株
		スカラ	18,100	342.00	6,190,200	貸付有価証券 3,200株（400株）
		ＡＮＹＣＯＬＯＲ	31,100	2,765.00	85,991,500	貸付有価証券 8,400株（7,700株）
		日本ビジネスシステムズ	21,100	1,406.00	29,666,600	貸付有価証券 4,800株
		トランヴィア	11,500	885.00	10,177,500	貸付有価証券 1,000株（1,000株）
		セラク	6,000	1,286.00	7,716,000	貸付有価証券 1,200株（1,200株）
		システムソフト	80,100	54.00	4,325,400	貸付有価証券 36,500株（1,800株）
		アルゴグラフィックス	69,700	1,356.00	94,513,200	
		マーベラス	36,200	452.00	16,362,400	貸付有価証券 10,900株（6,700株）
		エイベックス	33,300	1,178.00	39,227,400	貸付有価証券 1,400株
		ＢＩＰＲＯＧＹ	64,700	4,454.00	288,173,800	
		都築電気	12,400	3,695.00	45,818,000	貸付有価証券 100株
		ＴＢＳホールディングス	96,200	5,687.00	547,089,400	貸付有価証券 300株
		日本テレビホールディングス	170,800	2,935.00	501,298,000	貸付有価証券 1,100株
		朝日放送グループホールディングス	24,300	827.00	20,096,100	貸付有価証券 11,000株
		テレビ朝日ホールディングス	47,300	3,220.00	152,306,000	
		スカパーＪＳＡＴ	129,700	3,750.00	486,375,000	貸付有価証券 2,800株
		テレビ東京ホールディングス	12,000	3,820.00	45,840,000	貸付有価証券 100株

ビジョン	40,700	1,109.00	45,136,300	貸付有価証券 5,100株
Ｕ－ＮＥＸＴ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	65,500	1,530.00	100,215,000	貸付有価証券 3,400株
日本通信	157,500	128.00	20,160,000	貸付有価証券 60,500株（9,400株）
ＮＴＴ	53,486,200	148.40	7,937,352,080	貸付有価証券 267,900株
ＫＤＤＩ	2,737,500	2,519.50	6,897,131,250	
ソフトバンク	31,358,600	221.80	6,955,337,480	
光通信	19,200	37,570.00	721,344,000	貸付有価証券 200株
エムティーアイ	13,200	607.00	8,012,400	貸付有価証券 200株（100株）
ＧＭＯインターネットグループ	62,400	3,161.00	197,246,400	
ファイバーゲート	9,000	707.00	6,363,000	貸付有価証券 1,100株（400株）
ＫＡＤＯＫＡＷＡ	108,200	3,433.00	371,450,600	貸付有価証券 3,300株（2,000株）
学研ホールディングス	32,400	998.00	32,335,200	貸付有価証券 1,300株
ゼンリン	29,100	872.00	25,375,200	貸付有価証券 6,900株（1,900株）
松竹	11,100	10,400.00	115,440,000	貸付有価証券 3,600株（1,500株）
東宝	511,300	1,411.00	721,444,300	貸付有価証券 10,000株
東映	32,200	5,910.00	190,302,000	
ピー・シー・エー	12,800	1,300.00	16,640,000	貸付有価証券 4,000株（3,900株）
ビジネスブレイン太田昭和	20,900	929.00	19,416,100	貸付有価証券 1,500株
ＤＴＳ	154,800	1,019.00	157,741,200	貸付有価証券 100株
スクウェア・エニックス・ホールディングス	320,400	2,482.00	795,232,800	貸付有価証券 4,300株（4,300株）
シーイーシー	23,000	1,975.00	45,425,000	
カプコン	387,100	3,501.00	1,355,237,100	貸付有価証券 28,800株
アイ・エス・ビー	9,200	2,236.00	20,571,200	貸付有価証券 400株（100株）
ＮＳＷ	8,700	2,549.00	22,176,300	
アイネス	15,200	1,954.00	29,700,800	貸付有価証券 200株
ＴＫＣ	32,800	3,590.00	117,752,000	
ＮＳＤ	68,700	2,639.00	181,299,300	貸付有価証券 1,700株（100株）

		コナミグループ	83,400	21,090.00	1,758,906,000	
		福井コンピュータホールディングス	10,500	3,100.00	32,550,000	貸付有価証券 300株（100株）
		ＪＢＣＣホールディングス	51,600	1,218.00	62,848,800	貸付有価証券 400株
		ミロク情報サービス	16,400	1,727.00	28,322,800	貸付有価証券 600株
		ソフトバンクグループ	3,733,800	5,743.00	21,443,213,400	
		リョーサン菱洋ホールディングス	39,200	2,832.00	111,014,400	貸付有価証券 3,000株
		高千穂交易	16,300	2,076.00	33,838,800	貸付有価証券 7,800株
		あらた	31,400	2,765.00	86,821,000	
		トーメンデバイス	3,000	16,340.00	49,020,000	貸付有価証券 1,300株
		東京エレクトロン　デバイス	20,500	3,950.00	80,975,000	
		円谷フィールズホールディングス	38,000	1,440.00	54,720,000	貸付有価証券 2,600株（700株）
		双日	198,300	5,726.00	1,135,465,800	
		アルフレッサ　ホールディングス	194,500	2,332.50	453,671,250	貸付有価証券 100株
		横浜冷凍	47,300	1,717.00	81,214,100	貸付有価証券 16,300株（8,400株）
		ラサ商事	10,700	1,857.00	19,869,900	貸付有価証券 800株
		アルコニックス	31,600	2,607.00	82,381,200	貸付有価証券 100株
		神戸物産	178,800	2,750.50	491,789,400	
		あい　ホールディングス	41,100	2,709.00	111,339,900	
		ダイワボウホールディングス	77,100	3,385.00	260,983,500	
		マクニカホールディングス	143,100	3,070.00	439,317,000	貸付有価証券 4,300株
		ラクト・ジャパン	8,800	3,290.00	28,952,000	貸付有価証券 200株
		バイタルケーエスケー・ホールディングス	28,300	1,405.00	39,761,500	
		八洲電機	15,400	3,015.00	46,431,000	貸付有価証券 1,700株
		メディアスホールディングス	13,300	831.00	11,052,300	貸付有価証券 6,200株（200株）
		レスター	17,500	3,050.00	53,375,000	貸付有価証券 300株
		ＴＯＫＡＩホールディングス	111,600	1,114.00	124,322,400	
		三洋貿易	25,300	1,560.00	39,468,000	貸付有価証券 2,200株

		ビューティガレージ	6,500	1,565.00	10,172,500	貸付有価証券 200株
		ウイン・パートナーズ	15,000	1,231.00	18,465,000	貸付有価証券 6,900株（900株）
		シップヘルスケアホールディングス	75,400	2,248.00	169,499,200	
		明治電機工業	10,200	2,040.00	20,808,000	貸付有価証券 500株
		コメダホールディングス	50,400	2,995.00	150,948,000	貸付有価証券 100株
		アセンテック	25,400	464.00	11,785,600	貸付有価証券 2,700株
		ＭＩＲＡＩＮＩホールディングス	30,900	1,979.00	61,151,100	貸付有価証券 100株
		ユニソルホールディングス	17,600	2,149.00	37,822,400	貸付有価証券 1,000株
		ヤマエグループホールディングス	20,200	3,065.00	61,913,000	貸付有価証券 100株
		小野建	21,900	1,435.00	31,426,500	貸付有価証券 100株
		伯東	12,300	4,285.00	52,705,500	貸付有価証券 1,200株（500株）
		コンドーテック	17,200	1,443.00	24,819,600	貸付有価証券 3,900株
		ナガイレーベン	22,300	1,650.00	36,795,000	貸付有価証券 1,500株（900株）
		松田産業	15,600	7,110.00	110,916,000	
		第一興商	68,000	1,616.50	109,922,000	
		メディパルホールディングス	219,600	2,752.50	604,449,000	
		ＳＰＫ	16,700	1,186.00	19,806,200	貸付有価証券 500株
		アズワン	65,400	2,139.50	139,923,300	貸付有価証券 100株
		スズデン	10,600	2,041.00	21,634,600	貸付有価証券 100株
		シモジマ	15,500	1,296.00	20,088,000	貸付有価証券 1,400株（100株）
		ドウシシャ	24,400	3,210.00	78,324,000	貸付有価証券 200株（100株）
		高速	13,700	2,918.00	39,976,600	貸付有価証券 4,400株（800株）
		たけびし	7,900	2,150.00	16,985,000	貸付有価証券 100株
		リックス	5,200	3,365.00	17,498,000	
		丸文	18,300	1,246.00	22,801,800	貸付有価証券 4,700株（2,100株）
		ハピネット	27,900	2,663.00	74,297,700	貸付有価証券 6,200株（800株）

		橋本総業ホールディングス	7,000	1,355.00	9,485,000	貸付有価証券 3,200株（100株）
		日本ライフライン	51,800	1,275.00	66,045,000	貸付有価証券 4,200株（600株）
		タカショー	16,600	393.00	6,523,800	貸付有価証券 7,500株（900株）
		ＩＤＯＭ	62,100	1,341.00	83,276,100	貸付有価証券 28,300株
		進和	12,000	3,000.00	36,000,000	貸付有価証券 200株（200株）
		ダイトロン	17,000	3,950.00	67,150,000	貸付有価証券 1,100株
		シークス	32,900	1,315.00	43,263,500	貸付有価証券 3,100株
		オーハシテクニカ	18,700	1,103.00	20,626,100	貸付有価証券 200株（200株）
		白銅	5,800	2,465.00	14,297,000	貸付有価証券 2,600株
		伊藤忠商事	6,906,800	1,983.00	13,696,184,400	貸付有価証券 800株
		丸紅	1,568,100	5,418.00	8,495,965,800	
		長瀬産業	351,200	1,109.00	389,480,800	貸付有価証券 600株
		蝶理	11,000	4,280.00	47,080,000	貸付有価証券 500株
		豊田通商	617,200	6,991.00	4,314,845,200	
		三共生興	26,700	893.00	23,843,100	貸付有価証券 300株
		兼松	171,800	2,214.50	380,451,100	貸付有価証券 200株
		三井物産	2,912,900	5,649.00	16,454,972,100	貸付有価証券 300株
		日本紙パルプ商事	109,100	1,122.00	122,410,200	貸付有価証券 1,400株（100株）
		カメイ	19,200	3,315.00	63,648,000	貸付有価証券 200株
		スターゼン	46,800	1,124.00	52,603,200	貸付有価証券 900株
		山善	62,300	1,544.00	96,191,200	貸付有価証券 2,600株
		椿本興業	14,200	2,656.00	37,715,200	貸付有価証券 100株（100株）
		住友商事	1,231,900	7,206.00	8,877,071,400	
		内田洋行	41,600	2,043.00	84,988,800	
		三菱商事	4,096,800	5,252.00	21,516,393,600	貸付有価証券 200株
		第一実業	19,000	3,180.00	60,420,000	
		キヤノンマーケティング	96,800	3,739.00	361,935,200	貸付有価証券

ジャパン				700株（300株）
西華産業	29,500	3,060.00	90,270,000	貸付有価証券 500株
佐藤商事	14,200	3,120.00	44,304,000	貸付有価証券 300株
東京産業	20,800	850.00	17,680,000	
ＹＵＡＳＡ	17,700	5,520.00	97,704,000	
神鋼商事	15,400	2,300.00	35,420,000	貸付有価証券 100株
阪和興業	169,100	1,675.00	283,242,500	貸付有価証券 100株
正栄食品工業	13,700	3,965.00	54,320,500	貸付有価証券 300株
カナデン	16,300	2,305.00	37,571,500	貸付有価証券 100株
ＲＹＯＤＥＮ	15,700	3,535.00	55,499,500	貸付有価証券 200株
岩谷産業	204,200	1,870.00	381,854,000	貸付有価証券 800株
極東貿易	11,500	1,925.00	22,137,500	
アステナホールディングス	38,800	480.00	18,624,000	貸付有価証券 100株
三愛オブリ	45,800	2,333.00	106,851,400	貸付有価証券 100株（100株）
稲畑産業	46,800	3,885.00	181,818,000	
ＧＳＩクレオス	11,900	2,375.00	28,262,500	
明和産業	29,300	885.00	25,930,500	
ワキタ	34,000	1,810.00	61,540,000	貸付有価証券 2,100株
東邦ホールディングス	58,300	4,325.00	252,147,500	貸付有価証券 3,500株
サンゲツ	51,600	2,980.00	153,768,000	貸付有価証券 2,100株
ミツウロコグループホールディングス	24,900	1,769.00	44,048,100	貸付有価証券 200株
シナネンホールディングス	4,000	6,750.00	27,000,000	
伊藤忠エネクス	50,900	2,044.00	104,039,600	
サンリオ	1,020,300	900.00	918,270,000	貸付有価証券 465,400株（3,800株）
サンワテクノス	11,500	3,955.00	45,482,500	貸付有価証券 5,200株
新光商事	24,800	1,662.00	41,217,600	貸付有価証券 1,600株
トーホー	24,000	1,372.00	32,928,000	
三信電気	11,800	2,793.00	32,957,400	

東陽テクニカ	17,100	1,768.00	30,232,800	貸付有価証券 500株
モスフードサービス	30,200	3,865.00	116,723,000	貸付有価証券 500株
加賀電子	38,100	4,365.00	166,306,500	
ソーダニッカ	20,000	1,046.00	20,920,000	貸付有価証券 9,100株
立花エレテック	12,300	3,135.00	38,560,500	貸付有価証券 100株
フォーバル	8,100	1,016.00	8,229,600	貸付有価証券 100株（100株）
ＰＡＬＴＡＣ	31,500	4,645.00	146,317,500	
三谷産業	35,900	681.00	24,447,900	貸付有価証券 16,400株
コーア商事ホールディングス	18,400	863.00	15,879,200	貸付有価証券 8,800株
ＫＰＰグループホールディングス	53,700	1,011.00	54,290,700	貸付有価証券 4,800株
ヤマタネ	16,500	2,030.00	33,495,000	貸付有価証券 3,000株（400株）
泉州電業	13,100	6,350.00	83,185,000	貸付有価証券 3,700株
トラスコ中山	43,100	2,217.00	95,552,700	貸付有価証券 100株
オートバックスセブン	71,500	1,518.00	108,537,000	貸付有価証券 300株（200株）
モリト	14,600	1,924.00	28,090,400	貸付有価証券 1,000株
加藤産業	25,400	5,970.00	151,638,000	
イエローハット	50,000	1,650.00	82,500,000	
ＪＫホールディングス	13,500	1,350.00	18,225,000	貸付有価証券 100株
日伝	11,400	2,543.00	28,990,200	貸付有価証券 5,200株（4,700株）
杉本商事	16,600	1,214.00	20,152,400	貸付有価証券 2,300株（700株）
因幡電機産業	107,300	2,652.50	284,613,250	
東テク	22,900	3,950.00	90,455,000	貸付有価証券 1,100株
ミスミグループ本社	290,000	3,426.00	993,540,000	
スズケン	68,100	5,370.00	365,697,000	貸付有価証券 100株
ジェコス	14,700	1,657.00	24,357,900	貸付有価証券 1,300株（200株）
インターメスティック	8,900	2,131.00	18,965,900	貸付有価証券 200株
サンエー	46,500	3,240.00	150,660,000	

		カワチ薬品	16,100	3,035.00	48,863,500	貸付有価証券 7,300株（1,300株）
		エービーシー・マート	107,900	2,705.50	291,923,450	貸付有価証券 400株（100株）
		ハードオフコーポレーション	8,100	2,070.00	16,767,000	貸付有価証券 300株
		アスクル	39,100	1,177.00	46,020,700	貸付有価証券 17,800株（14,000株）
		ゲオホールディングス	23,100	2,028.00	46,846,800	貸付有価証券 900株（400株）
		アンドエスティＨＤ	28,400	3,120.00	88,608,000	貸付有価証券 5,100株
		くら寿司	48,100	1,578.00	75,901,800	貸付有価証券 21,900株（5,400株）
		キャンドゥ	7,300	3,215.00	23,469,500	貸付有価証券 3,500株（300株）
		パルグループホールディングス	80,700	1,469.00	118,548,300	貸付有価証券 100株
		エディオン	97,600	2,153.00	210,132,800	
		サーラコーポレーション	43,200	1,040.00	44,928,000	貸付有価証券 2,300株
		ハローズ	9,400	4,015.00	37,741,000	貸付有価証券 1,000株（500株）
		フジオフードグループ本社	33,500	1,099.00	36,816,500	貸付有価証券 15,700株
		あみやき亭	14,900	1,342.00	19,995,800	貸付有価証券 6,900株
		大黒天物産	7,400	4,555.00	33,707,000	貸付有価証券 3,400株
		ハニーズホールディングス	18,200	1,445.00	26,299,000	貸付有価証券 8,300株（500株）
		アルペン	19,800	1,965.00	38,907,000	貸付有価証券 9,400株
		クオールホールディングス	25,400	1,751.00	44,475,400	貸付有価証券 11,600株（3,600株）
		ジンズホールディングス	15,700	7,250.00	113,825,000	貸付有価証券 7,100株
		ビックカメラ	123,000	1,657.50	203,872,500	貸付有価証券 4,800株（2,900株）
		ＤＣＭホールディングス	106,400	1,496.00	159,174,400	貸付有価証券 3,300株
		ＭｏｎｏｔａＲＯ	291,300	1,767.50	514,872,750	貸付有価証券 115,900株（29,500株）
		Ｊ．フロント　リテイリング	235,800	2,311.50	545,051,700	
		ドトール・日レスホールディングス	36,400	2,741.00	99,772,400	
		マツキヨココカラ＆カン	357,600	2,316.00	828,201,600	貸付有価証券

パニー				4,900株
ブロンコビリー	12,000	4,175.00	50,100,000	貸付有価証券 5,400株
ＺＯＺＯ	323,900	1,013.50	328,272,650	貸付有価証券 3,600株（2,900株）
トレジャー・ファクトリー	14,100	1,739.00	24,519,900	貸付有価証券 2,000株
物語コーポレーション	39,900	4,905.00	195,709,500	貸付有価証券 12,600株（900株）
三越伊勢丹ホールディングス	320,300	3,093.00	990,687,900	貸付有価証券 3,700株（600株）
Ｈａｍｅｅ	9,500	411.00	3,904,500	貸付有価証券 4,300株（2,200株）
クリエイトＳＤホールディングス	29,100	3,270.00	95,157,000	貸付有価証券 13,300株
シュッピン	21,700	1,124.00	24,390,800	貸付有価証券 10,100株
オイシックス・ラ・大地	29,500	1,397.00	41,211,500	貸付有価証券 13,400株（12,900株）
ネクステージ	47,000	3,690.00	173,430,000	貸付有価証券 100株
ジョイフル本田	60,200	2,114.00	127,262,800	貸付有価証券 11,500株
エターナルホスピタリティグループ	8,400	2,901.00	24,368,400	貸付有価証券 3,800株
ホットランドホールディングス	18,700	1,562.00	29,209,400	貸付有価証券 8,500株
すかいらーくホールディングス	280,900	3,020.00	848,318,000	貸付有価証券 63,600株
ＳＦＰホールディングス	11,600	2,278.00	26,424,800	貸付有価証券 5,400株
綿半ホールディングス	15,900	1,396.00	22,196,400	貸付有価証券 600株
ヨシックスホールディングス	6,000	3,275.00	19,650,000	貸付有価証券 3,100株
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	101,200	809.00	81,870,800	貸付有価証券 15,400株
あさひ	17,200	1,258.00	21,637,600	貸付有価証券 1,700株（1,000株）
コスモス薬品	34,900	6,316.00	220,428,400	貸付有価証券 6,700株（6,700株）
セブン＆アイ・ホールディングス	2,270,100	1,901.00	4,315,460,100	貸付有価証券 76,100株
クリエイト・レストランツ・ホールディング	309,100	721.00	222,861,100	貸付有価証券 140,900株（6,300株）
ツルハホールディングス	321,300	2,039.00	655,130,700	貸付有価証券 23,100株（10,900株）

		サンマルクホールディングス	18,300	2,630.00	48,129,000	貸付有価証券 1,900株（600株）
		トリドールホールディングス	58,000	3,960.00	229,680,000	貸付有価証券 27,000株（700株）
		ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ	28,700	376.00	10,791,200	貸付有価証券 4,900株
		ＪＭホールディングス	33,300	1,336.00	44,488,800	貸付有価証券 3,000株
		アレンザホールディングス	4,400	1,454.00	6,397,600	貸付有価証券 2,800株（2,800株）
		ユニシアホールディングス	6,200	1,853.00	11,488,600	貸付有価証券 2,900株
		バロックジャパンリミテッド	24,000	728.00	17,472,000	貸付有価証券 11,100株（2,200株）
		クスリのアオキホールディングス	48,600	3,872.00	188,179,200	貸付有価証券 22,100株
		力の源ホールディングス	15,400	1,461.00	22,499,400	貸付有価証券 7,400株（3,400株）
		ＦＯＯＤ　＆　ＬＩＦＥ　ＣＯＭＰＡＮＩＥ	118,000	10,310.00	1,216,580,000	
		ブルーゾーンホールディングス	121,700	1,707.00	207,741,900	貸付有価証券 600株
		メディカルシステムネットワーク	20,000	474.00	9,480,000	
		Ｊａｐａｎ　Ｅｙｅｗｅａｒ　Ｈｏｌｄｉｎ	8,900	2,232.00	19,864,800	貸付有価証券 200株
		ノジマ	201,200	1,285.00	258,542,000	貸付有価証券 10,800株
		カッパ・クリエイト	32,300	1,395.00	45,058,500	貸付有価証券 15,100株（6,000株）
		良品計画	448,700	3,643.00	1,634,614,100	貸付有価証券 24,500株（2,500株）
		アドヴァングループ	12,600	928.00	11,692,800	貸付有価証券 5,700株（300株）
		アルビス	6,700	2,498.00	16,736,600	貸付有価証券 200株（100株）
		Ｇ－７ホールディングス	22,400	1,297.00	29,052,800	貸付有価証券 8,500株
		イオン北海道	60,800	849.00	51,619,200	貸付有価証券 28,300株
		コジマ	39,600	1,175.00	46,530,000	貸付有価証券 18,000株
		コーナン商事	22,700	4,040.00	91,708,000	貸付有価証券 400株（200株）
		エコス	7,600	2,236.00	16,993,600	貸付有価証券 3,500株
		ワタミ	24,800	949.00	23,535,200	貸付有価証券 300株（300株）
		パン・パシフィック・インターナショナルホ	2,077,000	907.30	1,884,462,100	

		西松屋チェーン	45,500	1,958.00	89,089,000	貸付有価証券 11,800株（900株）
		ゼンショーホールディングス	105,100	9,126.00	959,142,600	貸付有価証券 2,300株
		幸楽苑	19,700	1,081.00	21,295,700	貸付有価証券 8,900株
		サイゼリヤ	30,400	5,170.00	157,168,000	貸付有価証券 400株
		ＶＴホールディングス	80,100	482.00	38,608,200	
		魚力	7,200	2,227.00	16,034,400	
		ユナイテッドアローズ	21,900	2,655.00	58,144,500	貸付有価証券 400株
		ハイデイ日高	33,200	2,770.00	91,964,000	
		コロワイド	116,000	1,758.50	203,986,000	貸付有価証券 52,900株
		壱番屋	81,200	849.00	68,938,800	貸付有価証券 30,600株（1,400株）
		スギホールディングス	110,400	3,103.00	342,571,200	貸付有価証券 9,000株（4,100株）
		薬王堂ホールディングス	11,500	1,775.00	20,412,500	貸付有価証券 800株
		ダブルエー	8,300	1,368.00	11,354,400	貸付有価証券 3,300株
		スクロール	35,200	1,705.00	60,016,000	
		ヨンドシーホールディングス	19,400	1,817.00	35,249,800	貸付有価証券 8,300株（700株）
		木曽路	31,100	2,301.00	71,561,100	貸付有価証券 12,400株（1,200株）
		ＳＲＳホールディングス	33,900	1,199.00	40,646,100	貸付有価証券 15,700株（800株）
		千趣会	41,600	125.00	5,200,000	貸付有価証券 19,300株（200株）
		リテールパートナーズ	30,500	1,335.00	40,717,500	貸付有価証券 1,900株
		Ｊｏｓｈｉｎ	22,400	2,880.00	64,512,000	貸付有価証券 100株
		日本瓦斯	98,300	2,783.50	273,618,050	貸付有価証券 100株
		ロイヤルホールディングス	79,700	1,358.00	108,232,600	貸付有価証券 30,700株
		チヨダ	20,000	952.00	19,040,000	貸付有価証券 1,500株（1,500株）
		ライフコーポレーション	39,400	2,517.00	99,169,800	貸付有価証券 200株
		リンガーハット	28,400	2,192.00	62,252,800	貸付有価証券 12,600株
		ＭｒＭａｘＨＤ	17,300	699.00	12,092,700	貸付有価証券 4,500株

ＡＯＫＩホールディングス	44,100	1,504.00	66,326,400	貸付有価証券 5,800株（2,900株）
オークワ	27,400	784.00	21,481,600	貸付有価証券 12,500株
コメリ	27,400	3,490.00	95,626,000	
青山商事	131,800	781.00	102,935,800	貸付有価証券 300株
しまむら	144,800	3,186.00	461,332,800	貸付有価証券 300株
高島屋	288,200	1,904.50	548,876,900	貸付有価証券 1,600株（800株）
松屋	38,700	1,485.00	57,469,500	貸付有価証券 10,900株
エイチ・ツー・オー　リテイリング	100,000	2,332.00	233,200,000	
近鉄百貨店	11,700	1,696.00	19,843,200	貸付有価証券 2,000株（1,900株）
丸井グループ	120,100	2,989.50	359,038,950	
アクシアル　リテイリング	56,100	1,014.00	56,885,400	
イオン	2,426,100	1,532.00	3,716,785,200	貸付有価証券 12,400株
イズミ	109,300	943.00	103,069,900	
平和堂	33,700	2,641.00	89,001,700	
フジ	31,500	2,060.00	64,890,000	貸付有価証券 15,700株
ゼビオホールディングス	24,400	962.00	23,472,800	貸付有価証券 800株
ケーズホールディングス	134,200	1,944.00	260,884,800	
シルバーライフ	5,600	743.00	4,160,800	貸付有価証券 2,600株
Ｇｅｎｋｙ　ＤｒｕｇＳｔｏｒｅｓ	18,000	3,695.00	66,510,000	貸付有価証券 4,700株（500株）
ブックオフグループホールディングス	14,900	2,049.00	30,530,100	貸付有価証券 6,800株
ギフトホールディングス	11,600	4,405.00	51,098,000	貸付有価証券 5,400株
アインホールディングス	23,200	5,528.00	128,249,600	
Ｇｅｎｋｉ　Ｇｌｏｂａｌ　Ｄｉｎｉｎｇ	11,600	2,835.00	32,886,000	貸付有価証券 5,300株
ヤマダホールディングス	632,000	559.60	353,667,200	貸付有価証券 200株
アークランズ	61,100	1,800.00	109,980,000	貸付有価証券 20,800株（400株）
ニトリホールディングス	332,500	2,362.00	785,365,000	貸付有価証券 4,300株
グルメ杵屋	16,600	973.00	16,151,800	貸付有価証券 7,900株

		ケーユーホールディングス	14,400	1,149.00	16,545,600	貸付有価証券 300株
		吉野家ホールディングス	75,700	3,247.00	245,797,900	貸付有価証券 34,500株
		松屋フーズホールディングス	10,400	5,070.00	52,728,000	貸付有価証券 3,600株（400株）
		サガミホールディングス	33,000	1,694.00	55,902,000	貸付有価証券 10,500株（900株）
		王将フードサービス	42,400	2,843.00	120,543,200	貸付有価証券 1,400株（400株）
		ミニストップ	14,900	1,870.00	27,863,000	貸付有価証券 6,800株
		アークス	34,500	3,390.00	116,955,000	
		バローホールディングス	39,200	3,615.00	141,708,000	
		ベルク	9,100	6,780.00	61,698,000	
		大庄	12,300	1,038.00	12,767,400	貸付有価証券 5,100株（600株）
		ファーストリテイリング	138,700	75,050.00	10,409,435,000	貸付有価証券 400株
		サンドラッグ	60,700	3,737.00	226,835,900	
		サックスバー　ホールディングス	17,400	734.00	12,771,600	貸付有価証券 7,800株
		ベルーナ	49,400	903.00	44,608,200	貸付有価証券 15,700株（4,400株）
		いよぎんホールディングス	250,400	3,259.00	816,053,600	
		しずおかフィナンシャルグループ	421,400	2,811.50	1,184,766,100	貸付有価証券 6,200株
		ちゅうぎんフィナンシャルグループ	161,000	2,923.50	470,683,500	
		楽天銀行	101,400	6,267.00	635,473,800	貸付有価証券 3,400株
		京都フィナンシャルグループ	262,700	4,401.00	1,156,142,700	
		めぶきフィナンシャルグループ	894,200	1,338.00	1,196,439,600	
		東京きらぼしフィナンシャルグループ	24,500	10,220.00	250,390,000	
		九州フィナンシャルグループ	370,200	1,306.50	483,666,300	貸付有価証券 4,200株（2,700株）
		ゆうちょ銀行	2,077,800	2,796.50	5,810,567,700	貸付有価証券 8,400株
		富山第一銀行	60,700	2,591.00	157,273,700	貸付有価証券 1,300株（300株）
		横浜フィナンシャルグループ	997,600	1,520.00	1,516,352,000	貸付有価証券 6,700株（900株）
		西日本フィナンシャルホールディングス	117,000	4,014.00	469,638,000	貸付有価証券 800株（800株）

三十三フィナンシャルグループ	74,100	1,674.00	124,043,400	貸付有価証券 800株
第四北越フィナンシャルグループ	180,200	2,002.00	360,760,400	貸付有価証券 500株
ひろぎんホールディングス	266,100	1,900.00	505,590,000	
おきなわフィナンシャルグループ	16,300	5,750.00	93,725,000	
十六フィナンシャルグループ	134,300	2,086.00	280,149,800	貸付有価証券 200株（200株）
ＣＣＩグループ	199,700	1,008.00	201,297,600	貸付有価証券 200株
プロクレアホールディングス	23,400	3,565.00	83,421,000	
あいちフィナンシャルグループ	196,200	1,481.00	290,572,200	貸付有価証券 9,200株
ＳＢＩ新生銀行	325,200	1,640.00	533,328,000	貸付有価証券 95,200株
あおぞら銀行	121,800	2,608.50	317,715,300	貸付有価証券 41,500株
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	12,067,600	2,856.50	34,471,099,400	
りそなホールディングス	2,346,000	1,998.00	4,687,308,000	
三井住友トラストグループ	659,800	5,508.00	3,634,178,400	
三井住友フィナンシャルグループ	4,170,000	5,661.00	23,606,370,000	
千葉銀行	563,300	2,214.50	1,247,427,850	貸付有価証券 10,400株（3,500株）
群馬銀行	345,000	2,218.50	765,382,500	
武蔵野銀行	80,100	2,466.00	197,526,600	
千葉興業銀行	36,200	2,187.00	79,169,400	
筑波銀行	83,900	650.00	54,535,000	貸付有価証券 14,300株（4,000株）
七十七銀行	183,700	3,054.00	561,019,800	
秋田銀行	12,800	5,560.00	71,168,000	
山形銀行	24,600	2,535.00	62,361,000	貸付有価証券 600株
岩手銀行	48,400	1,971.00	95,396,400	
東邦銀行	220,100	697.00	153,409,700	貸付有価証券 40,000株
ふくおかフィナンシャルグループ	152,700	6,552.00	1,000,490,400	
スルガ銀行	128,900	2,231.00	287,575,900	
八十二長野銀行	394,500	2,295.50	905,574,750	貸付有価証券 6,500株（1,400株）
山梨中央銀行	23,200	5,490.00	127,368,000	貸付有価証券

				800株
大垣共立銀行	39,000	7,130.00	278,070,000	貸付有価証券 400株
福井銀行	18,400	4,070.00	74,888,000	貸付有価証券 100株
清水銀行	7,600	2,641.00	20,071,600	貸付有価証券 1,200株
滋賀銀行	131,000	1,914.00	250,734,000	
南都銀行	143,900	1,644.00	236,571,600	
百五銀行	180,000	1,813.00	326,340,000	貸付有価証券 900株
紀陽銀行	63,500	4,225.00	268,287,500	
ほくほくフィナンシャルグループ	115,400	6,371.00	735,213,400	貸付有価証券 1,400株（400株）
山陰合同銀行	119,700	1,905.00	228,028,500	貸付有価証券 14,100株
百十四銀行	74,900	2,397.00	179,535,300	貸付有価証券 1,200株
四国銀行	30,000	2,575.00	77,250,000	貸付有価証券 500株
阿波銀行	28,300	6,260.00	177,158,000	
大分銀行	59,800	2,160.00	129,168,000	
宮崎銀行	56,000	1,990.00	111,440,000	
佐賀銀行	12,000	5,170.00	62,040,000	貸付有価証券 1,900株
琉球銀行	40,700	2,482.00	101,017,400	貸付有価証券 600株
セブン銀行	599,600	268.50	160,992,600	貸付有価証券 130,200株（81,700株）
みずほフィナンシャルグループ	2,712,600	6,890.00	18,689,814,000	貸付有価証券 100株
山口フィナンシャルグループ	187,600	2,899.00	543,852,400	
名古屋銀行	35,900	5,870.00	210,733,000	
北洋銀行	247,100	1,004.00	248,088,400	
愛媛銀行	27,900	1,870.00	52,173,000	貸付有価証券 1,200株
京葉銀行	82,600	2,173.00	179,489,800	貸付有価証券 100株
栃木銀行	103,500	963.00	99,670,500	
北日本銀行	6,000	4,810.00	28,860,000	貸付有価証券 100株
東和銀行	36,400	1,073.00	39,057,200	貸付有価証券 900株
トモニホールディングス	182,700	908.00	165,891,600	

		フィデアホールディングス	19,800	2,004.00	39,679,200	貸付有価証券 1,300株
		池田泉州ホールディングス	265,300	927.00	245,933,100	
		ＦＰＧ	67,000	1,546.00	103,582,000	貸付有価証券 8,500株（4,000株）
		ジャパンインベストメントアドバイザー	31,000	2,140.00	66,340,000	貸付有価証券 8,600株
		ＳＢＩホールディングス	672,300	3,055.00	2,053,876,500	貸付有価証券 12,100株
		ジャフコ　グループ	51,200	2,196.00	112,435,200	貸付有価証券 6,900株
		大和証券グループ本社	1,367,800	1,464.00	2,002,459,200	貸付有価証券 500株
		野村ホールディングス	3,140,600	1,228.50	3,858,227,100	
		岡三証券グループ	151,100	898.00	135,687,800	貸付有価証券 4,100株
		丸三証券	63,600	1,044.00	66,398,400	貸付有価証券 15,300株（2,100株）
		東洋証券	59,000	640.00	37,760,000	貸付有価証券 26,900株（6,300株）
		東海東京フィナンシャル・ホールディングス	226,400	710.00	160,744,000	貸付有価証券 500株
		水戸証券	52,500	655.00	34,387,500	貸付有価証券 900株（600株）
		いちよし証券	35,800	1,278.00	45,752,400	貸付有価証券 9,600株（4,100株）
		松井証券	131,800	908.00	119,674,400	
		マネックスグループ	201,100	675.00	135,742,500	
		極東証券	26,200	1,589.00	41,631,800	貸付有価証券 8,700株（2,200株）
		岩井コスモホールディングス	20,000	3,725.00	74,500,000	
		アイザワ証券グループ	20,100	1,478.00	29,707,800	貸付有価証券 9,100株（2,100株）
		スパークス・グループ	21,100	2,084.00	43,972,400	貸付有価証券 3,200株（2,500株）
		ライフネット生命保険	40,800	1,697.00	69,237,600	貸付有価証券 4,700株
		かんぽ生命保険	648,100	1,547.50	1,002,934,750	
		ＦＰパートナー	8,500	2,304.00	19,584,000	貸付有価証券 4,000株（400株）
		ＳＯＭＰＯホールディングス	950,000	5,821.00	5,529,950,000	
		アニコム　ホールディングス	59,900	1,409.00	84,399,100	貸付有価証券 3,100株
		ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホール	1,192,500	4,024.00	4,798,620,000	

		ソニーフィナンシャルグループ	6,344,500	139.70	886,326,650	貸付有価証券 2,368,400株 （609,900株）
		第一ライフグループ	3,682,400	1,466.50	5,400,239,600	
		東京海上ホールディングス	1,966,600	7,150.00	14,061,190,000	
		Ｔ＆Ｄホールディングス	425,300	3,986.00	1,695,245,800	
		ＮＳグループ	34,100	1,616.00	55,105,600	貸付有価証券 9,700株
		ムニノバホールディングス	316,800	459.00	145,411,200	貸付有価証券 400株
		全国保証	110,100	2,950.00	324,795,000	
		ジェイリース	14,400	1,330.00	19,152,000	貸付有価証券 400株（400株）
		ＳＢＩアルヒ	19,500	852.00	16,614,000	貸付有価証券 9,200株（4,200株）
		プレミアグループ	32,500	2,052.00	66,690,000	貸付有価証券 200株
		ネットプロテクションズホールディングス	57,800	446.00	25,778,800	貸付有価証券 22,800株（6,700株）
		クレディセゾン	107,800	4,355.00	469,469,000	
		芙蓉総合リース	52,800	4,293.00	226,670,400	
		みずほリース	143,700	1,416.00	203,479,200	
		東京センチュリー	143,000	2,250.00	321,750,000	貸付有価証券 13,000株
		日本証券金融	66,300	2,221.00	147,252,300	
		リコーリース	18,200	6,230.00	113,386,000	貸付有価証券 1,000株
		イオンフィナンシャルサービス	109,800	1,532.50	168,268,500	貸付有価証券 4,700株
		アコム	341,400	489.00	166,944,600	貸付有価証券 100株
		ジャックス	22,900	4,055.00	92,859,500	
		オリエントコーポレーション	74,900	998.00	74,750,200	
		オリックス	1,143,000	5,514.00	6,302,502,000	
		三菱ＨＣキャピタル	958,900	1,414.50	1,356,364,050	貸付有価証券 12,100株
		日本取引所グループ	1,049,200	1,847.50	1,938,397,000	
		イー・ギャランティ	29,600	1,649.00	48,810,400	貸付有価証券 3,500株
		ＮＥＣキャピタルソリューション	9,400	4,035.00	37,929,000	貸付有価証券 1,200株（500株）
		ｒｏｂｏｔ　ｈｏｍｅ	52,900	197.00	10,421,300	貸付有価証券 25,600株
		大東建託	325,400	3,551.00	1,155,495,400	

いちご	151,100	494.00	74,643,400	
日本駐車場開発	227,700	254.00	57,835,800	貸付有価証券 500株
スター・マイカ・ホールディングス	20,200	1,633.00	32,986,600	貸付有価証券 1,000株
ＳＲＥホールディングス	9,400	4,060.00	38,164,000	貸付有価証券 2,100株（500株）
ヒューリック	557,700	1,786.50	996,331,050	貸付有価証券 100株
野村不動産ホールディングス	533,400	1,007.00	537,133,800	貸付有価証券 300株
三重交通グループホールディングス	46,800	524.00	24,523,200	貸付有価証券 21,500株（1,300株）
ディア・ライフ	37,500	1,043.00	39,112,500	貸付有価証券 2,400株
地主	15,700	3,320.00	52,124,000	
ＪＰＭＣ	10,300	1,290.00	13,287,000	
フージャースホールディングス	33,400	1,187.00	39,645,800	貸付有価証券 1,400株（1,100株）
オープンハウスグループ	59,400	9,372.00	556,696,800	
東急不動産ホールディングス	522,800	1,326.00	693,232,800	
飯田グループホールディングス	162,900	2,214.00	360,660,600	貸付有価証券 200株
Ａｎｄ　Ｄｏホールディングス	10,200	1,044.00	10,648,800	貸付有価証券 5,500株
ケイアイスター不動産	16,100	3,145.00	50,634,500	貸付有価証券 100株（100株）
グッドコムアセット	20,000	1,378.00	27,560,000	貸付有価証券 9,300株（2,300株）
ジェイ・エス・ビー	8,000	5,500.00	44,000,000	貸付有価証券 3,500株
ロードスターキャピタル	10,900	3,030.00	33,027,000	貸付有価証券 4,900株
アズーム	4,500	4,325.00	19,462,500	貸付有価証券 1,000株
霞ヶ関キャピタル	19,600	6,380.00	125,048,000	貸付有価証券 1,600株
パーク２４	136,700	1,780.50	243,394,350	貸付有価証券 900株
パラカ	6,800	2,000.00	13,600,000	
三井不動産	2,802,300	1,670.50	4,681,242,150	
三菱地所	1,149,300	4,489.00	5,159,207,700	
平和不動産	36,100	2,452.00	88,517,200	
東京建物	181,300	3,489.00	632,555,700	
京阪神ビルディング	28,400	2,030.00	57,652,000	貸付有価証券 700株

		住友不動産	543,900	4,816.00	2,619,422,400	貸付有価証券 6,000株（5,800株）
		テーオーシー	34,100	1,128.00	38,464,800	貸付有価証券 500株（300株）
		レオパレス２１	170,000	648.00	110,160,000	
		スターツコーポレーション	35,300	4,660.00	164,498,000	
		フジ住宅	24,100	752.00	18,123,200	貸付有価証券 800株（300株）
		空港施設	26,400	916.00	24,182,400	貸付有価証券 1,400株（600株）
		明和地所	15,300	890.00	13,617,000	貸付有価証券 2,400株（900株）
		ゴールドクレスト	10,400	3,320.00	34,528,000	貸付有価証券 200株
		エスリード	9,000	5,630.00	50,670,000	貸付有価証券 100株
		日神グループホールディングス	30,700	697.00	21,397,900	貸付有価証券 500株
		エスコン	43,000	1,164.00	50,052,000	貸付有価証券 1,800株
		ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス	122,300	405.00	49,531,500	
		カチタス	51,400	3,475.00	178,615,000	貸付有価証券 400株
		トーセイ	56,600	1,636.00	92,597,600	
		サンフロンティア不動産	30,000	2,539.00	76,170,000	貸付有価証券 500株（500株）
		ＦＪネクストホールディングス	17,600	1,500.00	26,400,000	貸付有価証券 200株
		グランディハウス	17,900	532.00	9,522,800	貸付有価証券 4,700株
		日本空港ビルデング	67,700	5,195.00	351,701,500	貸付有価証券 1,500株
		ＬＩＦＵＬＬ	68,400	196.00	13,406,400	貸付有価証券 31,200株
		ジェイエイシーリクルートメント	72,100	851.00	61,357,100	貸付有価証券 600株
		日本M＆Aセンターホールディングス	318,100	658.80	209,564,280	貸付有価証券 89,300株
		フィットイージー	6,100	2,505.00	15,280,500	貸付有価証券 2,200株（1,300株）
		メンバーズ	6,800	1,156.00	7,860,800	貸付有価証券 200株（200株）
		ＵＴグループ	393,000	182.00	71,526,000	貸付有価証券 2,200株
		アイティメディア	10,700	1,292.00	13,824,400	貸付有価証券 4,900株（1,000株）
		Ｅ・Ｊホールディングス	14,700	1,680.00	24,696,000	

		オープンアップグループ	59,400	1,758.00	104,425,200	
		コシダカホールディングス	55,100	1,000.00	55,100,000	貸付有価証券 25,100株
		パソナグループ	20,400	1,629.00	33,231,600	貸付有価証券 9,300株（5,400株）
		リンクアンドモチベーション	47,500	556.00	26,410,000	貸付有価証券 22,300株
		エス・エム・エス	76,300	1,765.00	134,669,500	貸付有価証券 8,600株
		パーソルホールディングス	1,820,400	236.50	430,524,600	貸付有価証券 21,400株
		クックパッド	28,600	129.00	3,689,400	貸付有価証券 14,700株
		学情	9,000	1,624.00	14,616,000	貸付有価証券 4,100株（1,000株）
		スタジオアリス	10,000	1,743.00	17,430,000	貸付有価証券 4,600株（100株）
		ＮＪＳ	5,800	4,590.00	26,622,000	貸付有価証券 2,600株（300株）
		ＡＬＳＯＫ	333,500	1,150.00	383,525,000	貸付有価証券 1,100株
		カカクコム	129,600	2,773.50	359,445,600	貸付有価証券 1,000株
		ルネサンス	15,500	991.00	15,360,500	貸付有価証券 7,500株
		ディップ	34,900	1,804.00	62,959,600	貸付有価証券 15,900株（8,500株）
		新日本科学	21,200	1,270.00	26,924,000	
		エムスリー	394,600	1,350.50	532,907,300	貸付有価証券 74,000株（7,600株）
		ワールドホールディングス	9,200	2,588.00	23,809,600	貸付有価証券 800株
		博報堂ＤＹホールディングス	237,900	1,038.50	247,059,150	貸付有価証券 23,000株（1,200株）
		ぐるなび	37,200	143.00	5,319,600	貸付有価証券 17,100株（14,000株）
		タカミヤ	27,100	386.00	10,460,600	貸付有価証券 200株
		ファンコミュニケーションズ	28,900	422.00	12,195,800	貸付有価証券 6,000株（1,100株）
		ライク	10,400	1,586.00	16,494,400	貸付有価証券 4,900株
		エスプール	51,600	238.00	12,280,800	貸付有価証券 23,500株（23,300株）
		ＷＤＢホールディングス	8,700	1,488.00	12,945,600	
		アドウェイズ	21,400	288.00	6,163,200	貸付有価証券 7,400株（3,800株）

		バリューコマース	17,500	486.00	8,505,000	貸付有価証券 100株
		インフォマート	188,400	396.00	74,606,400	貸付有価証券 200株
		ＪＰホールディングス	51,000	675.00	34,425,000	貸付有価証券 20,900株
		グロービング	6,100	2,393.00	14,597,300	
		ＣＬホールディングス	5,900	1,181.00	6,967,900	貸付有価証券 2,700株（300株）
		プレステージ・インターナショナル	73,900	682.00	50,399,800	
		アミューズ	10,800	1,865.00	20,142,000	
		ドリームインキュベータ	6,200	2,518.00	15,611,600	貸付有価証券 2,900株（600株）
		クイック	49,300	746.00	36,777,800	貸付有価証券 700株（300株）
		電通グループ	193,100	2,989.50	577,272,450	貸付有価証券 8,500株
		テイクアンドギヴ・ニーズ	9,600	695.00	6,672,000	貸付有価証券 100株（100株）
		ぴあ	9,100	3,510.00	31,941,000	貸付有価証券 4,100株（500株）
		イオンファンタジー	8,600	2,596.00	22,325,600	貸付有価証券 4,000株
		シーティーエス	24,400	821.00	20,032,400	貸付有価証券 2,400株（2,300株）
		ヒト・コミュニケーションズ・ホールディン	6,500	851.00	5,531,500	貸付有価証券 2,900株（300株）
		Ｈ．Ｕ．グループホールディングス	62,600	3,112.00	194,811,200	貸付有価証券 10,900株
		アルプス技研	16,600	2,506.00	41,599,600	貸付有価証券 200株
		日本空調サービス	21,400	1,658.00	35,481,200	貸付有価証券 1,500株
		オリエンタルランド	1,176,900	2,202.50	2,592,122,250	貸付有価証券 83,100株
		ダスキン	45,300	3,907.00	176,987,100	貸付有価証券 100株
		明光ネットワークジャパン	26,300	680.00	17,884,000	貸付有価証券 11,000株（1,800株）
		ファルコホールディングス	7,800	2,519.00	19,648,200	貸付有価証券 500株（500株）
		ラウンドワン	189,000	872.10	164,826,900	貸付有価証券 600株
		リゾートトラスト	189,200	1,738.50	328,924,200	貸付有価証券 200株
		ビー・エム・エル	26,600	3,775.00	100,415,000	
		リソー教育グループ	62,400	196.00	12,230,400	貸付有価証券 4,200株

		早稲田アカデミー	9,700	1,967.00	19,079,900	貸付有価証券 5,300株
		ユー・エス・エス	378,700	1,712.00	648,334,400	
		サイバーエージェント	442,000	1,242.50	549,185,000	貸付有価証券 2,200株（1,200株）
		楽天グループ	1,578,800	761.80	1,202,729,840	貸付有価証券 11,000株
		クリーク・アンド・リバー社	11,700	1,297.00	15,174,900	貸付有価証券 2,400株（1,400株）
		ＳＢＩグローバルアセットマネジメント	37,300	595.00	22,193,500	貸付有価証券 12,900株
		テー・オー・ダブリュー	39,100	371.00	14,506,100	貸付有価証券 200株
		ＧＭＯインターネット	5,400	655.00	3,537,000	貸付有価証券 2,400株（200株）
		山田コンサルティンググループ	8,700	1,630.00	14,181,000	貸付有価証券 300株
		セントラルスポーツ	8,300	2,350.00	19,505,000	貸付有価証券 3,800株
		フルキャストホールディングス	15,300	1,571.00	24,036,300	貸付有価証券 7,000株
		エン	32,500	1,165.00	37,862,500	貸付有価証券 2,600株
		弁護士ドットコム	10,000	2,735.00	27,350,000	貸付有価証券 4,500株（2,300株）
		アイ・アールジャパンホールディングス	10,400	769.00	7,997,600	貸付有価証券 800株（500株）
		ＫｅｅＰｅｒ技研	12,300	2,927.00	36,002,100	貸付有価証券 5,600株（300株）
		Ｇｕｎｏｓｙ	15,800	512.00	8,089,600	貸付有価証券 7,300株
		イー・ガーディアン	6,100	1,676.00	10,223,600	貸付有価証券 2,800株（700株）
		ジャパンマテリアル	61,100	2,077.00	126,904,700	貸付有価証券 1,700株
		ベクトル	27,300	1,253.00	34,206,900	貸付有価証券 3,300株
		チャーム・ケア・コーポレーション	16,600	1,270.00	21,082,000	貸付有価証券 1,300株
		キャリアリンク	7,300	2,308.00	16,848,400	貸付有価証券 200株
		ＩＢＪ	15,300	753.00	11,520,900	貸付有価証券 6,900株
		アサンテ	9,900	1,461.00	14,463,900	貸付有価証券 4,500株（1,600株）
		バリューＨＲ	17,900	1,389.00	24,863,100	貸付有価証券 8,300株（100株）
		Ｍ＆Ａキャピタルパートナーズ	16,200	3,400.00	55,080,000	

		ライドオンエクスプレスホールディングス	7,900	982.00	7,757,800	
		シグマクシス・ホールディングス	56,200	573.00	32,202,600	貸付有価証券 5,700株
		ウィルグループ	18,500	1,102.00	20,387,000	貸付有価証券 8,400株
		リクルートホールディングス	1,390,400	7,700.00	10,706,080,000	
		エラン	17,600	708.00	12,460,800	貸付有価証券 1,900株
		日本郵政	1,798,000	1,865.00	3,353,270,000	
		ベルシステム２４ホールディングス	27,100	1,472.00	39,891,200	貸付有価証券 1,800株
		鎌倉新書	19,900	477.00	9,492,300	貸付有価証券 9,300株（8,300株）
		エアトリ	18,200	708.00	12,885,600	貸付有価証券 2,300株（1,700株）
		アトラエ	16,200	674.00	10,918,800	貸付有価証券 300株（300株）
		ストライクグループ	33,500	1,214.00	40,669,000	貸付有価証券 14,800株（1,500株）
		ソラスト	48,200	1,114.00	53,694,800	貸付有価証券 19,900株（5,900株）
		インソース	49,500	673.00	33,313,500	貸付有価証券 2,100株（2,100株）
		ベイカレント	146,700	5,262.00	771,935,400	
		Ｏｒｃｈｅｓｔｒａ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	4,400	1,037.00	4,562,800	貸付有価証券 2,000株
		アイモバイル	29,600	512.00	15,155,200	
		ＭＳ－Ｊａｐａｎ	12,700	938.00	11,912,600	貸付有価証券 5,700株（800株）
		ジャパンエレベーターサービスホールディン	168,800	1,684.50	284,343,600	貸付有価証券 100株
		エル・ティー・エス	2,700	1,706.00	4,606,200	貸付有価証券 1,200株（1,200株）
		ミダックホールディングス	10,100	2,200.00	22,220,000	貸付有価証券 2,400株（100株）
		キュービーネットホールディングス	9,800	1,358.00	13,308,400	貸付有価証券 4,700株
		オープングループ	27,500	207.00	5,692,500	貸付有価証券 11,900株（6,900株）
		マネジメントソリューションズ	11,000	1,337.00	14,707,000	貸付有価証券 5,000株
		プロレド・パートナーズ	4,900	419.00	2,053,100	
		フロンティア・マネジメント	7,700	592.00	4,558,400	貸付有価証券 3,600株
		アンビスホールディングス	42,800	386.00	16,520,800	貸付有価証券 19,500株（19,200株）

カーブスホールディングス	54,500	835.00	45,507,500	
Ｍａｃｂｅｅ　Ｐｌａｎｅｔ	8,500	1,262.00	10,727,000	貸付有価証券 3,900株
ダイレクトマーケティングミックス	20,800	307.00	6,385,600	貸付有価証券 1,400株（300株）
ポピンズ	3,000	1,460.00	4,380,000	
ＬＩＴＡＬＩＣＯ	18,200	1,174.00	21,366,800	貸付有価証券 4,000株
リログループ	88,900	1,924.50	171,088,050	貸付有価証券 3,200株
東祥	16,700	820.00	13,694,000	貸付有価証券 3,400株
ビーウィズ	8,200	1,878.00	15,399,600	貸付有価証券 3,800株
サンウェルズ	15,300	203.00	3,105,900	貸付有価証券 7,100株（7,000株）
ＴＲＥホールディングス	45,900	1,638.00	75,184,200	貸付有価証券 200株
人・夢・技術グループ	7,500	1,552.00	11,640,000	貸付有価証券 200株（200株）
ＮＩＳＳＯホールディングス	17,300	598.00	10,345,400	貸付有価証券 8,000株
大栄環境	43,500	3,740.00	162,690,000	貸付有価証券 6,400株
ＧＥＮＯＶＡ	11,700	560.00	6,552,000	貸付有価証券 300株
日本管財ホールディングス	20,900	2,851.00	59,585,900	
クオンツ総研ホールディングス	23,600	661.00	15,599,600	貸付有価証券 10,700株
エイチ・アイ・エス	58,000	1,072.00	62,176,000	貸付有価証券 9,300株
ラックランド	9,100	1,418.00	12,903,800	貸付有価証券 200株
共立メンテナンス	79,500	2,413.50	191,873,250	貸付有価証券 36,200株（1,100株）
イチネンホールディングス	19,000	2,106.00	40,014,000	貸付有価証券 200株
建設技術研究所	20,600	2,804.00	57,762,400	貸付有価証券 400株
スペース	14,500	1,505.00	21,822,500	貸付有価証券 700株
燦ホールディングス	16,700	1,394.00	23,279,800	
スバル興業	6,800	3,525.00	23,970,000	
タナベコンサルティンググループ	16,700	732.00	12,224,400	貸付有価証券 800株（400株）
ナガワ	5,300	5,340.00	28,302,000	貸付有価証券 2,500株

		東京都競馬	14,300	5,430.00	77,649,000	貸付有価証券 5,000株（5,000株）
		カナモト	28,100	4,695.00	131,929,500	貸付有価証券 7,100株
		ニシオホールディングス	16,500	4,320.00	71,280,000	貸付有価証券 100株
		トランス・コスモス	25,500	3,860.00	98,430,000	貸付有価証券 200株（200株）
		乃村工藝社	87,100	1,130.00	98,423,000	
		藤田観光	39,900	2,040.00	81,396,000	貸付有価証券 17,800株
		ＫＮＴ－ＣＴホールディングス	9,900	2,022.00	20,017,800	貸付有価証券 300株
		トーカイ	14,400	2,565.00	36,936,000	貸付有価証券 100株
		セコム	372,800	5,622.00	2,095,881,600	
		セントラル警備保障	9,700	2,685.00	26,044,500	
		丹青社	42,200	1,428.00	60,261,600	
		メイテックグループホールディングス	73,600	3,038.00	223,596,800	
		応用地質	17,700	2,705.00	47,878,500	貸付有価証券 400株
		船井総研ホールディングス	79,900	1,117.00	89,248,300	
		学究社	8,000	2,306.00	18,448,000	
		ナック	20,300	515.00	10,454,500	貸付有価証券 9,400株
		ダイセキ	38,300	4,270.00	163,541,000	
		ステップ	7,300	2,263.00	16,519,900	貸付有価証券 800株
	小計	銘柄数：1,636 組入時価比率：98.3%			1,046,475,577,740 100.0%	
合計					1,046,475,577,740	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2)備考欄の貸付有価証券の( )内は、委託者の利害関係人である野村證券株式会社に対する貸付で、内書であります。

(2)株式以外の有価証券(2026年5月11日現在)

該当事項はありません。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2026年 5月11日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引 株価指数先物取引				

買建	16,171,125,420	－	16,174,820,000	3,486,185
合計	16,171,125,420	－	16,174,820,000	3,486,185

（注）時価の算定方法

１先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）

2026年5月29日現在

Ⅰ　資産総額	579,174,210円
Ⅱ　負債総額	574,274円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	578,599,936円
Ⅳ　発行済口数	225,348,787口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.5676円

（参考）国内債券マザーファンド

2026年5月29日現在

Ⅰ　資産総額	15,636,925,863円
Ⅱ　負債総額	477,294,392円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	15,159,631,471円
Ⅳ　発行済口数	13,292,384,112口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1405円

（参考）国内株式マザーファンド

2026年5月29日現在

Ⅰ　資産総額	1,158,540,292,764円
Ⅱ　負債総額	64,258,143,453円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,094,282,149,311円
Ⅳ　発行済口数	234,105,616,941口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	4.6743円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2026年6月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数　　20,000,000株

発行済株式総数　　5,150,693株

過去５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役３名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制

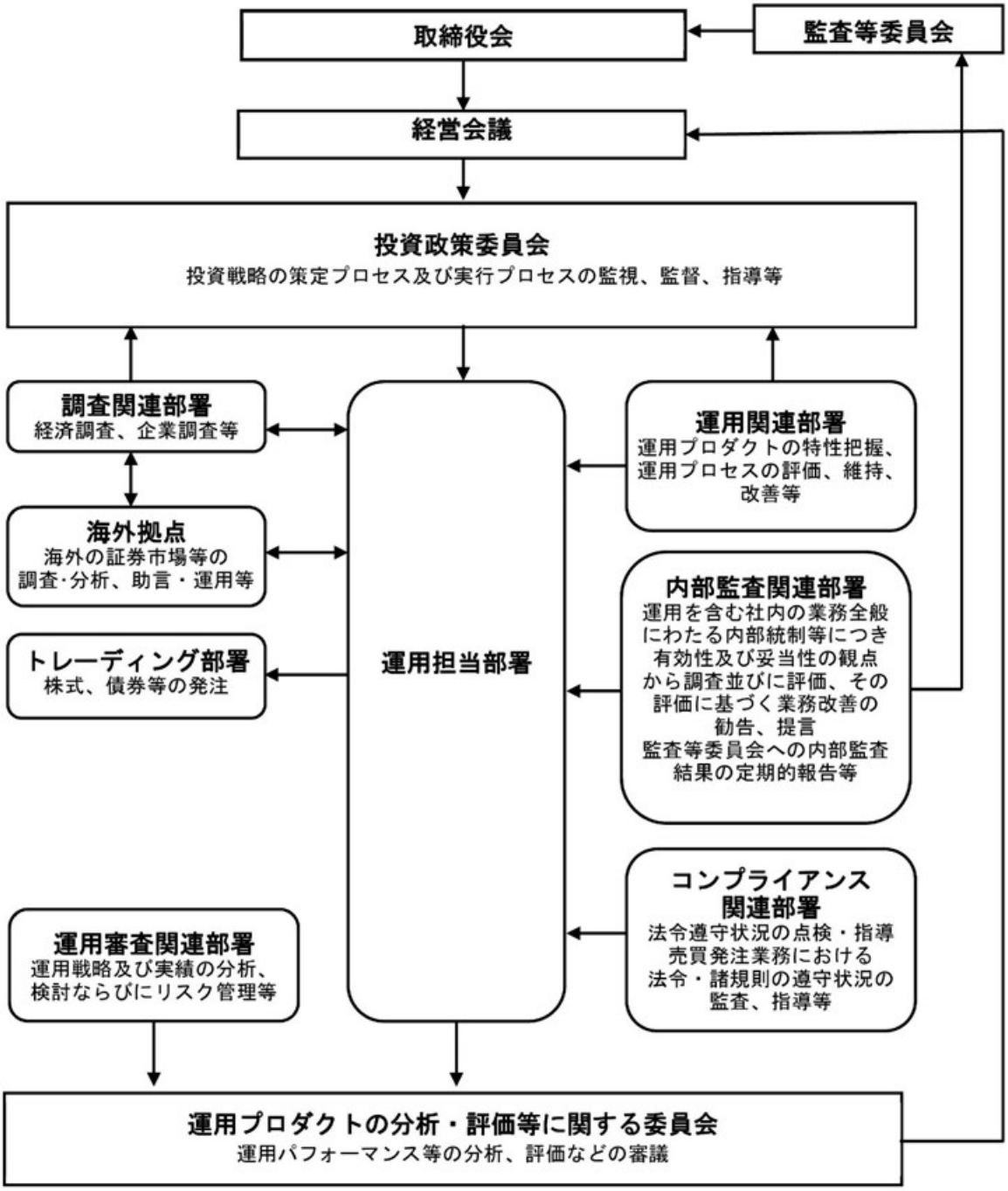
取締役会
監査等委員会
経営会議
投資政策委員会
投資戦略の策定プロセス及び実行プロセスの監視、監督、指導等
調査関連部署
経済調査、企業調査等
海外拠点
海外の証券市場等の
調査･分析、助言・運用等
トレーディング部署
株式、債券等の発注
運用担当部署
運用関連部署
運用プロダクトの特性把握、
運用プロセスの評価、維持、
改善等
内部監査関連部署
運用を含む社内の業務全般
にわたる内部統制等につき
有効性及び妥当性の観点
から調査並びに評価、その
評価に基づく業務改善の
勧告、提言
監査等委員会への内部監査
結果の定期的報告等
コンプライアンス
関連部署
法令遵守状況の点検・指導
売買発注業務における
法令・諸規則の遵守状況の
監査、指導等
運用審査関連部署
運用戦略及び実績の分析、
検討ならびにリスク管理等
運用プロダクトの分析・評価等に関する委員会
運用パフォーマンス等の分析、評価などの審議

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は 2026 年 5 月 29 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	868	80,275,761
単位型株式投資信託	115	524,592
追加型公社債投資信託	14	7,184,157
単位型公社債投資信託	312	420,131
合計	1,309	88,404,641

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

２．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２６年6月５日

野村アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長谷川　　敬
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水　永　真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０２５年４月１日から２０２６年３月３１日までの第６７期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０２６年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程

で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)　1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 (2025年3月31日)		当事業年度 (2026年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			8,177		9,250
金銭の信託			46,810		69,786
前払金			12		12
前払費用			1,019		878
未収入金			666		996
未収委託者報酬			34,911		41,753
未収運用受託報酬			7,066		9,089
短期貸付金			2,242		3,197
その他			195		101
貸倒引当金			△21		△25
流動資産計			101,080		135,041
固定資産					
有形固定資産			881		764
建物	※２	589		507	
器具備品	※２	292		256	
無形固定資産			6,889		7,347
ソフトウェア		6,888		7,346	
その他		0		0	
投資その他の資産			14,923		19,489
投資有価証券		2,164		3,417	
関係会社株式		6,584		6,878	
長期差入保証金		521		523	
長期前払費用		11		10	
前払年金費用		2,413		2,898	
繰延税金資産		3,134		5,662	
その他		92		98	
固定資産計			22,694		27,601
資産合計			123,775		162,642

		前事業年度 (2025年3月31日)		当事業年度 (2026年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			6,000		32,100
預り金			132		138
未払金			11,982		13,818
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		65		106	
未払手数料		11,326		13,582	
関係会社未払金		589		128	
未払費用	※1		12,594		14,990
未払法人税等			10,363		9,858
未払消費税等			2,112		1,650
前受収益			14		11
賞与引当金			5,846		7,322
その他			−		59
流動負債計			49,045		79,950
固定負債					
退職給付引当金			2,618		2,921
時効後支払損引当金			610		616
資産除去債務			1,431		1,703
固定負債計			4,660		5,240
負債合計			53,706		85,191
(純資産の部)					
株主資本			69,751		77,054
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			38,841		46,144
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		38,156		45,459	
繰越利益剰余金		38,156		45,459	
評価・換算差額等			317		396
その他有価証券評価差額金			317		396
純資産合計			70,069		77,451
負債・純資産合計			123,775		162,642

（2）【損益計算書】

		前事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）		当事業年度 （自　2025年4月1日 至　2026年3月31日）	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			155,775		178,321
運用受託報酬			23,666		27,977
その他営業収益			328		361
営業収益計			179,770		206,660
営業費用					
支払手数料			56,923		67,090
広告宣伝費			1,115		1,599
公告費			0		0
調査費			38,115		40,875
調査費		6,901		7,389	
委託調査費		31,213		33,485	
委託計算費			1,345		1,533
営業雑経費			4,336		4,637
通信費		89		87	
印刷費		780		684	
協会費		93		96	
諸経費		3,372		3,768	
営業費用計			101,835		115,736
一般管理費					
給料			14,094		16,541
役員報酬		321		413	
給料・手当		7,982		8,399	
賞与		5,790		7,727	
交際費			105		128
寄付金			116		101
旅費交通費			394		502
租税公課			1,537		2,055
不動産賃借料			1,236		1,246
退職給付費用			598		523
固定資産減価償却費			2,309		2,694
諸経費			12,708		13,608
一般管理費計			33,100		37,402
営業利益			44,834		53,521

		前事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）		当事業年度 （自　2025年4月1日 至　2026年3月31日）	
区分	注記番号	金額（百万円）		金額（百万円）	
営業外収益					
受取配当金	※1	6,594		7,435	
受取利息		93		155	
為替差益		1,498		－	
その他		786		688	
営業外収益計			8,972		8,278
営業外費用					
支払利息		210		545	
金銭の信託運用損		396		448	
時効後支払損引当金繰入額		10		13	
投資事業組合運用損		134		287	
為替差損		－		76	
その他		10		15	
営業外費用計			763		1,387
経常利益			53,043		60,412
特別利益					
株式報酬受入益		56		122	
移転補償金		－		109	
特別利益計			56		232
特別損失					
関係会社株式評価損		－		299	
固定資産除却損	※2	14		181	
特別損失計			14		481
税引前当期純利益			53,085		60,163
法人税、住民税及び事業税			15,463		17,310
法人税等調整額			△482		△2,564
当期純利益			38,105		45,417

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2024 年 4 月 1 日　至　2025 年 3 月 31 日)

（単位：百万円）

	株主資本							
		資本剰余金			利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当期変動額								
剰余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174
当期純利益						38,105	38,105	38,105
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	9,931	9,931	9,931
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当期変動額			
剰余金の配当			△28,174
当期純利益			38,105
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9	△9	△9
当期変動額合計	△9	△9	9,921
当期末残高	317	317	70,069

当事業年度(自　2025年4月1日　至　2026年3月31日)

（単位：百万円）

	株主資本							
		資本剰余金			利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751
当期変動額								
剰余金の配当						△38,115	△38,115	△38,115
当期純利益						45,417	45,417	45,417
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	7,302	7,302	7,302
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	45,459	46,144	77,054

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	317	317	70,069
当期変動額			
剰余金の配当			△38,115
当期純利益			45,417
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	79	79	79
当期変動額合計	79	79	7,381
当期末残高	396	396	77,451

［重要な会計方針］

１．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法
２．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
４．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
５．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6 年 附属設備 6～15 年 器具備品 4～15 年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
６．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

７．収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

［会計上の見積りの変更に関する注記］

(1) 資産除去債務の計上額

当事業年度において、国内における近年の物価高騰を受け、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、最新の物価及び人件費に基づく再見積もりを行いました。この見積りの変更による増加額 271 百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。なお、見積りの変更により損益に与える影響は軽微であります。

［表示方法の変更に関する注記］

該当事項はありません。

［会計方針の変更］

該当事項はありません。

［未適用の会計基準等］

・「リースに関する会計基準」　（企業会計基準第 34 号　2024 年 9 月 13 日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」　（企業会計基準適用指針第 33 号　2024 年 9 月 13 日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

（1）概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

（2）適用予定日

2028 年 3 月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

・「後発事象に関する会計基準」　（企業会計基準第 41 号　2026 年 1 月 9 日）

・「後発事象に関する会計基準の適用指針」　（企業会計基準適用指針第 35 号　2026 年 1 月 9 日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

（1）概要

後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書 560 実務指針第 1 号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたもの。

（2）適用予定日

2028 年 3 月期の期首より適用予定であります。

［注記事項］

◇　貸借対照表関係

前事業年度末 （2025 年 3 月 31 日）	当事業年度末 （2026 年 3 月 31 日）
※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用　2,204 百万円 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　1,528 百万円 器具備品　792 合計　2,320	※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用　2,484 百万円 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　1,882 百万円 器具備品　828 合計　2,711

◇　損益計算書関係

前事業年度 （自　2024 年 4 月 1 日 至　2025 年 3 月 31 日）	当事業年度 （自　2025 年 4 月 1 日 至　2026 年 3 月 31 日）
※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　6,591 百万円 ※２．固定資産除却損 建物　0 百万円 器具備品　－ ソフトウェア　14 合計　14	※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　7,432 百万円 ※２．固定資産除却損 建物　－百万円 器具備品　0 ソフトウェア　180 合計　181

◇　株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自　2024 年 4 月 1 日　至　2025 年 3 月 31 日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	－	－	5,150,693 株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2024 年 5 月 16 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174 百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	5,470 円
基準日	2024 年 3 月 31 日
効力発生日	2024 年 6 月 28 日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025 年 5 月 14 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	38,115 百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	7,400 円
基準日	2025 年 3 月 31 日
効力発生日	2025 年 6 月 30 日

当事業年度(自　2025年4月1日　至　2026年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	－	－	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2025年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	38,115百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	7,400円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月30日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	45,429百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	8,820円
基準日	2026年3月31日
効力発生日	2026年6月30日

◇　金融商品関係

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日　至 2025 年 3 月 31 日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2025 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	46,810	46,810	－
(2)その他（デリバティブ取引）	70	70	－
資産計	46,880	46,880	－

（注 1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、関係会社短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注 2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	6,759
組合出資金等	1,989
合計	8,749

（※）1　市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

（注 3）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	8,177	－	－	－
金銭の信託	46,810	－	－	－
未収委託者報酬	34,911	－	－	－
未収運用受託報酬	7,066	－	－	－
短期貸付金	2,242	－	－	－
合計	99,208	－	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額　（単位：百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	－	46,810	－	46,810
デリバティブ取引（通貨関連）	－	70	－	70
資産計	－	46,880	－	46,880

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日　至 2026 年 3 月 31 日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2026 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	69,786	69,786	－
資産計	69,786	69,786	－
(2)その他（デリバティブ取引）	59	59	－
負債計	59	59	－

（注 1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、関係会社短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注 2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	7,053
組合出資金等	3,242
合計	10,296

（※）1　市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
　　2　非上場株式等について、当事業年度において 299 百万円減損処理を行っております。

（注 3）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	9,250	－	－	－
金銭の信託	69,786	－	－	－
未収委託者報酬	41,753	－	－	－
未収運用受託報酬	9,089	－	－	－
短期貸付金	3,197	－	－	－
合計	133,078	－	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額　（単位：百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	－	69,786	－	69,786
資産計	－	69,786	－	69,786
デリバティブ取引（通貨関連）	－	59	－	59
負債計	－	59	－	59

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

◇　有価証券関係

前事業年度　（自 2024 年 4 月 1 日　至 2025 年 3 月 31 日）

１．売買目的有価証券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2025 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 （百万円）
子会社株式	6,478
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,989 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024 年 4 月 1 日　至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

６．減損処理を行った有価証券（自 2024 年 4 月 1 日　至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度　（自 2025 年 4 月 1 日　至 2026 年 3 月 31 日）

１．売買目的有価証券(2026 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2026 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2026 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 （百万円）
子会社株式	6,772
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2026 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 3,242 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2025 年 4 月 1 日　至 2026 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

６．減損処理を行った有価証券（自 2025 年 4 月 1 日　至 2026 年 3 月 31 日）

当事業年度において、子会社株式について 299 百万円減損処理を行っております。

◇　デリバティブ取引関係

１．　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）通貨関連

前事業年度　（自 2024 年 4 月 1 日　至 2025 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,307	－	70	70

当事業年度　（自 2025 年 4 月 1 日　至 2026 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	3,132	－	△59	△59

◇　退職給付関係

前事業年度(自　2024年4月1日　至　2025年3月31日)

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,205 百万円
勤務費用	754
利息費用	331
数理計算上の差異の発生額	△1,665
退職給付の支払額	△1,317
過去勤務費用の発生額	△882
その他	△7
退職給付債務の期末残高	16,418

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,247 百万円
期待運用収益	499
数理計算上の差異の発生額	△429
事業主からの拠出額	748
退職給付の支払額	△1,023
年金資産の期末残高	21,041

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,234 百万円
年金資産	△21,041
	△6,806
非積立型制度の退職給付債務	2,183
未積立退職給付債務	△4,623
未認識数理計算上の差異	4,003
未認識過去勤務費用	825
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205
退職給付引当金	2,618
前払年金費用	△2,413
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	754 百万円
利息費用	331
期待運用収益	△499
数理計算上の差異の費用処理額	△157
過去勤務費用の費用処理額	△58
確定給付制度に係る退職給付費用	371

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	32%
株式	31%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	20%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	2.5%
退職一時金制度の割引率	1.9%
長期期待運用収益率	2.35%

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

当事業年度(自　2025 年 4 月 1 日　至　2026 年 3 月 31 日)

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	16,418 百万円
勤務費用	636
利息費用	397
数理計算上の差異の発生額	△1,431
退職給付の支払額	△1,099
その他	1
退職給付債務の期末残高	14,923

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,041 百万円
期待運用収益	494
数理計算上の差異の発生額	1,214
事業主からの拠出額	0
退職給付の支払額	△903
年金資産の期末残高	21,847

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	12,277 百万円
年金資産	△21,847
	△9,569
非積立型制度の退職給付債務	2,645
未積立退職給付債務	△6,923
未認識数理計算上の差異	6,195
未認識過去勤務費用	750
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	22
退職給付引当金	2,921
前払年金費用	△2,898
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	22

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	636 百万円
利息費用	397
期待運用収益	△494
数理計算上の差異の費用処理額	△453
過去勤務費用の費用処理額	△74

確定給付制度に係る退職給付費用	11

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	33%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	6%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	3.4%
退職一時金制度の割引率	2.8%
長期期待運用収益率	2.35%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、470 百万円でした。

◇　税効果会計関係

1.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 （2025年3月31日）	当事業年度末 （2026年3月31日）
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産　百万円	繰延税金資産　百万円
賞与引当金　1,840	賞与引当金　2,345
退職給付引当金　824	退職給付引当金　920
関係会社株式評価減　1,281	関係会社株式評価減　1,375
未払事業税　547	未払事業税　547
投資有価証券評価減　12	投資有価証券評価減　12
減価償却超過額　331	減価償却超過額　356
時効後支払損引当金　192	時効後支払損引当金　194
関係会社株式売却損　509	関係会社株式売却損　509
ゴルフ会員権評価減　81	ゴルフ会員権評価減　81
資産除去債務　451	資産除去債務　536
未払社会保険料　135	未払社会保険料　135
その他　38	その他　47
繰延税金資産小計　6,245	繰延税金資産小計　7,061
評価性引当額　△1,973	評価性引当額（注）　△63
繰延税金資産合計　4,271	繰延税金資産合計　6,997
繰延税金負債	繰延税金負債
資産除去債務に対応する除去費用　△144	資産除去債務に対応する除去費用　△153
関係会社株式評価益　△86	関係会社株式評価益　△86
その他有価証券評価差額金　△145	その他有価証券評価差額金　△182
前払年金費用　△760	前払年金費用　△913
繰延税金負債合計　△1,136	繰延税金負債合計　△1,335
繰延税金資産の純額　3,134	繰延税金資産の純額　5,662

（注）評価性引当額が1,910百万円減少しております。この主な減少内容は、会社分類の見直しを行ったことによるものであります。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率　31.0%	法定実効税率　31.0%
（調整）	（調整）
交際費等永久に損金に算入されない項目　0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目　0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目　△3.9%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目　△3.7%
タックスヘイブン税制　1.3%	タックスヘイブン税制　1.3%
外国税額控除　△0.3%	外国税額控除　△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税　0.5%	賃上げ促進税制適用による税額控除　△0.8%
その他　△0.4%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税　0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率　28.2%	評価性引当額の増減　△3.1%
	その他　△0.6%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率　24.5%

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰

延税金負債の金額を控除した金額）は 9 百万円増加し、法人税等調整額が 11 百万円、その他有価証券評価差額金が 2 百万円、それぞれ減少しております。	

2.　法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号　2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇　資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

当事業年度において、原状回復費用の見積変更と使用見込期間の延長により、変更前の資産除去債務残高に271百万円加算しております。使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度 自　2024年4月 1日 至　2025年3月31日	当事業年度 自　2025年4月 1日 至　2026年3月31日
期首残高	1,123	1,431
有形固定資産の取得に伴う増加	－	－
資産除去債務の履行による減少	－	－
見積もりの変更による増加	308	271
期末残高	1,431	1,703

４．当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

［会計上の見積りの変更に関する注記］(1) に記載の通りであります。

◇　収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度　（自　2024 年 4 月 1 日　至　2025 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 （自　2024 年 4 月 1 日 至　2025 年 3 月 31 日）
委託者報酬	155,768 百万円
運用受託報酬	21,631 百万円
成功報酬（注）	2,042 百万円
その他営業収益	328 百万円
合計	179,770 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度　（自　2025 年 4 月 1 日　至　2026 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 （自　2025 年 4 月 1 日 至　2026 年 3 月 31 日）
委託者報酬	178,283 百万円
運用受託報酬	24,914 百万円
成功報酬（注）	3,103 百万円
その他営業収益	358 百万円
合計	206,660 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬、運用受託報酬またはその他営業収益に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

［重要な会計方針］7．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇　セグメント情報等

前事業年度(自　2024 年 4 月 1 日　至　2025 年 3 月 31 日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自　2025 年 4 月 1 日　至　2026 年 3 月 31 日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇　関連当事者情報

前事業年度(自　2024年4月1日　至　2025年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493(百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入(*1)	177,500	短期借入金	6,000
							資金の返済(*1)	185,200		
							借入金利息(*1)	210	未払利息	3

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ･エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500(米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付(*1)	6,964	短期貸付金	2,242
							資金の返済(*1)	5,368		
							貸付金利息(*1)	93	未収利息	23
子会社	ノムラ･アセット･マネジメント Ｕ．Ｓ．Ａ．インク	ニューヨーク	7,934,529(米ドル)	投資顧問業	直接100%	－	有償減資(*2)	4,475	－	－

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	－	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*3）	40,328	未払手数料	7,644

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注)１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
（*１）　資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。
（*２）　ノムラ･アセット･マネジメント Ｕ．Ｓ．Ａ．インクが行った有償減資の金額を記載しております。

（*３） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自　2025 年 4 月 1 日　至　2026 年 3 月 31 日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493(百万円)	証券持株会社業	被所有 100%	経営管理	資金の借入(*1)	281,000	短期借入金	32,100
							資金の返済(*1)	254,900		
							借入金利息(*1)	545	未払利息	25

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ･エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500(米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付(*1)	11,245	短期貸付金	3,197
							資金の返済(*1)	10,422		
							貸付金利息(*1)	155	未収利息	31

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	－	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託等に係る事務代行手数料の支払(*2)	48,195	未払手数料	9,427

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注)１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
(*１)　資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。
(*２)　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇　１株当たり情報

前事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	当事業年度 （自　2025年4月1日 至　2026年3月31日）
１株当たり純資産額　13,603円86銭 １株当たり当期純利益　7,398円11銭	１株当たり純資産額　15,037円01銭 １株当たり当期純利益　8,817円79銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　38,105百万円 普通株式に係る当期純利益　38,105百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株	潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　45,417百万円 普通株式に係る当期純利益　45,417百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株

４【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

（国内債券･株式バランスファンド（確定拠出年金向け））

運 用 の 基 本 方 針

約款第19条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、わが国の公社債および株式に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

国内債券マザーファンド受益証券および国内株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債および株式に直接投資する場合があります。

⑵ 投資態度

① 各マザーファンド受益証券への投資比率は以下を基本とし、原則として3ヵ月毎にリバランスを行ないます。

国内債券マザーファンド受益証券：50%

国内株式マザーファンド受益証券：50%

② 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の75%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第23条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第24条の範囲で行ないます。

⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑧ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

第1計算期末は収益分配を行ないません。第2計算期間以降の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①　分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
②　収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
③　留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
国内債券･株式バランスファンド（確定拠出年金向け）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第１項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第１項、第48条第１項、第49条第１項および第51条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については10億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計

算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④　委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める自動けいぞく投

資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、１口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

③　前項の規定にかかわらず、受益者が第42条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

④　第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑤　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条　（削除）

第16条　（削除）

（投資の対象とする資産の種類）

第17条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次

に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条及び第24条に定めるものに限ります。）に係る権利
ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
イ．（削除）
ロ．為替手形
ハ．（削除）

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第18条　委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内債券マザーファンド受益証券（以下「国内債券マザーファンド」といいます。）および国内株式マザーファンド受益証券（以下「国内株式マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。
1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第2号から第6号までの証券または証書の性質を有するもの
8. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
9. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
10. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
11. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の

うち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と国内株式マザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。

④ 前項において国内株式マザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する国内株式マザーファンドの時価総額に国内株式マザーファンドの信託財産純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第18条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第27条において同じ。）、第27条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第26条および第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（投資する株式の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式は、第19条の運用の基本方針の範囲内で、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

（同一銘柄の株式への投資制限）

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と国内株式マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において国内株式マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する国内株式マザーファンドの時価総額に国内株式マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第22条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第23条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」と

いいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第24条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
④　前項において各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に各マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する各マザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
⑤　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って評価するものとします。
⑥　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第26条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（信託業務の委託等）

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の保管）

第28条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（一括登録）

第30条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第31条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第32条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第33条　委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第34条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第35条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第36条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、

委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第37条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成14年4月12日から平成14年5月10日までとします。
② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、毎計算期間（第1計算期間を除く）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の52の率を乗じて得た額とします。
② 前項の信託報酬は、毎計算期間（第1計算期間を除く）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金の再投資）

第42条 収益分配金は、原則として、第1計算期間を除く毎計算期間終了日の翌日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、販売会社に交付されます。

② 販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金および一部解約金の支払い）

第43条 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

② 一部解約金（第46条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

③ 前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

④ 償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金の時効）

第44条 受益者が、信託終了による償還金について前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第45条 受託者は、収益分配金については第42条に規定する交付開始前に、償還金については第43条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第2項に規定する支払日まで

に、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第47条 委託者は、信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行

ないません。
⑥　第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第48条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第49条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第50条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第51条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第52条　委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告

し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（反対者の買取請求権）

第53条　第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第47条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第47条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（運用状況に係る情報の提供）

第53条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

（公告）

第54条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第54条の2　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第55条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付 則）

第1条　第42条第3項および第43条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条　平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の種類）から第16条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成14年4月12日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（国内債券マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI国債指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

①　主としてわが国の国債に投資することにより、NOMURA-BPI国債指数の動きに連動する投資成果を目指します。

②　資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

①　外貨建資産への投資は行ないません。

②　有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

③　スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

④　一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤　一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内債券マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、あらかじめ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第32条第１項、第32条第２項、第35条第１項、第36条第１項および第38条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については、1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

ハ．（削除）

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1．国債証券

2．地方債証券

3．特別の法律により法人の発行する債券

4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの
7. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る)
8. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
9. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
10. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。
② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第14条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券

の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第15条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第16条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（保管業務の委任）

第17条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第17条の2　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第18条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（一括登録）

第19条　信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第20条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第21条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第22条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第23条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第24条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第25条　この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第26条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第27条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第28条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第29条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第30条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第31条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。
②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第32条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第33条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。
②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第34条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第35条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第39条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第36条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第39条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第37条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第38条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第39条の規定にしたがい、委託者は新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第39条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第40条　第32条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第32条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第32条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第41条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第42条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第43条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第44条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（国内株式マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内株式マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金２兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第33条第１項、第33条第２項、第36条第１項、第37条第１項および第39条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については、1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1．株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

2．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの

4．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

5．外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

6．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第１号の証券または証書を以下「株式」といいます。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２

条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（投資する株式の範囲）

第14条　委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

（信用取引の指図範囲）

第15条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第16条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第17条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純

資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って評価するものとします。

⑤　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第18条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の保管）

第19条　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第20条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第24条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第25条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第26条　この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第27条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第28条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第29条　委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第30条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第31条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第32条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第33条　委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第34条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第35条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第36条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第37条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第38条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第39条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第40条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第41条　第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第33条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第42条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第43条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第44条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第45条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社